

一般廃棄物処理基本計画

平成27年3月

綾川町

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 綾川町における一般廃棄物処理基本計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画対象区域	5
第5節 町の概況	7
1. 綾川町の概要	7
2. 人口動態・分布	8
3. 市街地・集落等の動向	10
4. 産業の動向	11
5. 土地利用状況	12
6. 将来計画等	13
第2章 ごみ処理基本計画	18
第1節 ごみ処理の実績	18
1. ごみの種類別発生量	18
2. ごみ処理量	23
3. ごみの性状	28
4. 温室効果ガス排出量	31
5. ごみ処理体制	32
6. ごみ収集区分	33
7. ごみ処理に係る費用	36
第2節 ごみ処理の評価	37
1. 循環型社会形成	38
2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）	42
3. 経済性（費用対効果）	43
4. ごみ処理の評価	47
第3節 ごみ処理行政の動向	48
1. 国による計画	48
2. 香川県による計画	51
第4節 ごみ処理基本計画	52
1. ごみの発生量及び処理量の見込み	52
2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	90
3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	92
4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	96
5. ごみの処理施設の整備に関する事項	105
6. その他ごみの処理に関し必要な事項	108

第3章 生活排水処理基本計画	114
第1節 基本方針	114
1. 生活排水処理に係る理念、目標	114
2. 生活排水処理施設の基本方針	114
3. 計画目標年次	114
第2節 生活排水の排出の状況	115
1. 生活排水処理の流れと処理内容	115
2. 処理形態別人口の推移	117
3. 収集・運搬の状況	119
4. し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移	120
5. し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用	125
第3節 課題の抽出	126
第4節 処理主体	127
第5節 生活排水処理基本計画	128
1. 処理人口、計画収集人口の予測	128
2. 生活排水を処理する区域及び人口等	132
第6節 施設及びその整備計画の概要	134
1. 下水道	134
2. 合併処理浄化槽	136
3. その他の処理施設	137
第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画	138
第8節 し尿・汚泥の処理計画	140
1. 収集・運搬計画	140
2. 中間処理及び最終処分計画	145
第9節 その他の施策	146
1. 住民に対する広報・啓発活動	146
2. 地域に関する諸計画との関係	146
第4章 まとめ	147

(参考資料)

- 参考資料 1 ごみ排出量予測結果
- 参考資料 2 生活排水処理予測結果
- 参考資料 3 総人口予測結果
- 参考資料 4 家庭系ごみ、事業系ごみ原単位予測結果
- 参考資料 5 生活排水処理人口予測結果
- 参考資料 6 し尿及び浄化槽汚泥原単位予測結果
- 参考資料 7 ごみ処理の評価における温室効果ガス排出量の算出
- 参考資料 8 第 2 章第 2 節ごみ処理の評価における各指標の算出方法

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による3Rへの取組が進展し、再生利用率の上昇、最終処分量の減少といった成果に現れるようになった。しかし、平成23年3月に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となったこと、国際的な資源価格の上昇により、今後世界規模での資源制約が強まると予想されることなどから、今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」を求める方向にシフトしていきとされている。

綾川町における一般廃棄物処理は、昭和54年度より高松地区広域市町村圏振興事務組合での焼却処理、破砕・資源化処理を行い、最終処分は綾南環境衛生組合で行ってきたが、組合構成町の合併を機に焼却処理及び破砕・資源化処理は高松市に委託、最終処分場は綾川町管理となっている。また、生活排水処理は、町営下水道及び合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設で行っており、し尿及び浄化槽汚泥はごみと同様高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターで処理されている。

町のごみ処理行政は、合併により町管理となったものがあるが、従来から広域処理を行っており、国及び県が掲げる広域化方針に沿ったものといえる。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、町及び周辺圏域の循環型社会形成を一層進めるとともに町の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として、一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものである。

1. 一般廃棄物処理基本計画の法的な位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」の策定は、市町村計画の環境施策のひとつとして、法的義務を受けるものであり、図 1-1-1 に示すように環境法制のうち廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理法」に定められたものである。

「廃棄物処理法」第 6 条の 1 において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされており、「一般廃棄物処理計画」は、一般廃棄物の処理における市町村の基本的な方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の年度別実施方針を定める「一般廃棄物処理実施計画」に分けられる。

市町村による「一般廃棄物処理基本計画」の内容は、一般廃棄物であるごみ及び生活排水処理を含むものであり、その内容は、市町村の基本構想に沿ったものとする必要がある。

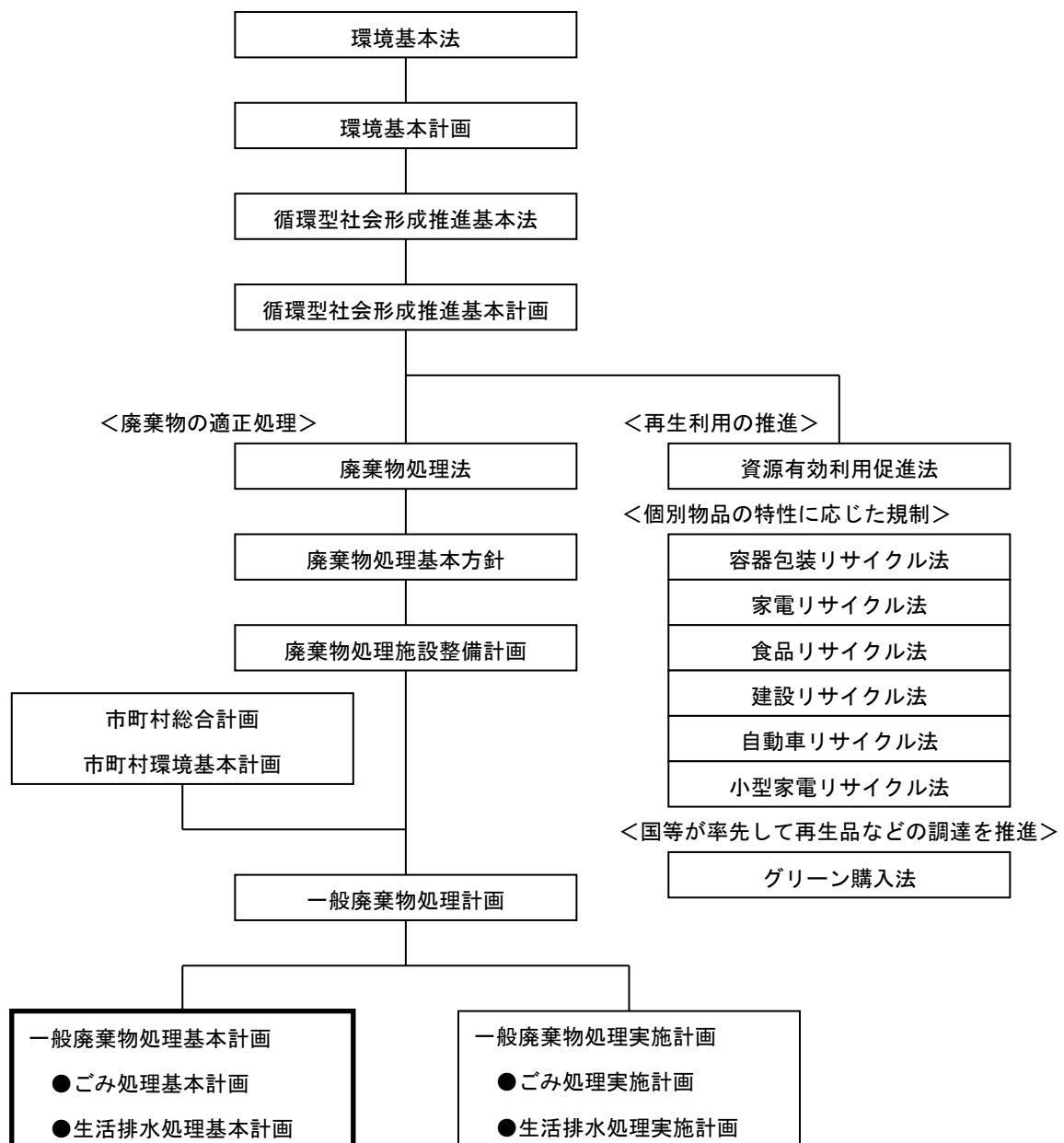


図 1-1-1 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第2節 綾川町における一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基本計画であるが、綾川町においては、ごみ処理及び生活排水処理基本計画は、町の振興計画における「自然・歴史資源の保全・保存と活用」、「快適で利便性の高い生活環境の形成」と密接な関係がある。また、生活排水処理基本計画は、町の下水道計画及び合併処理浄化槽の設置に係る「浄化槽整備計画」と関連がある。

本計画による将来計画は、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画に反映され、さらに現在の本町のごみ処理委託先である高松市において廃棄物処理に関する計画が策定される場合や香川県による下水道に係る計画が策定される場合には、計画の整合を図るため、相互の関連付けが重要となってくる。

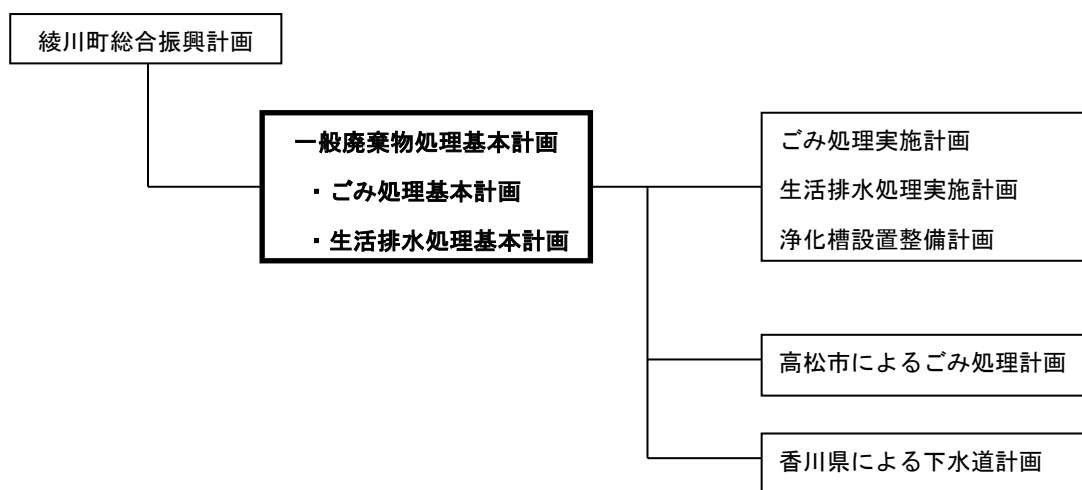


図 1-2-1 本計画と他の計画との関連

第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、平成27年より計画を開始し、15年後の平成41年度とする。

また、5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

表 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

	平成年度															
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
計画策定年次																
計画期間																
計画目標年次																
中間目標年次																

第4節 計画対象区域

計画対象区域は、綾川町の行政区域全域とする。

綾川町の位置図を図1-4-1に、行政区域図を図1-4-2に示す。



図1-4-1 綾川町の位置図

第5節 町の概況

1. 綾川町の概要

綾川町は香川県の中央部にある自治体であり、町の東は香川県の県庁所在地である高松市に隣接しているほか、北は坂出市、西は丸亀市、南はまんのう町と接している。町の広ぼうは、東西約10km、南北14km、総面積109.67km²であり、町中央部、北部は小高い山に囲まれた台地・丘陵地となっており、町南部には山林が広がっている。

町の主要河川は、町名の由来ともなっている綾川である。町南部から中央部を経て坂出市に向かう綾川は、讃岐山脈最高峰の竜王山北麓付近（香川県高松市塩江町安原下）に端を発し、幾多の支流を総べ、長柄湖を経て田万川を併せ、町北部から坂出市にかけての北条湖、府中湖に流れる。綾川の上流域にある柏原溪谷は讃岐百景のひとつであり、林野庁の「水源の森百選」にも選ばれている。これらの溪谷やダム湖周辺には緑豊かな自然が広がっている。綾川町の南部は讃岐山脈が連なっているが、この中には、「讃岐七富士」に数えられる羽床富士（堤山）、綾上富士（高鉢山）がある。

綾川町は、平成18年3月に旧綾歌郡綾上町、綾南町が合併してできた自治体であるが、地域の歴史は古く、縄文・弥生式土器や古墳が多く出土している。また、奈良時代から鎌倉時代には、窯業の中心地として栄えたとされ、200以上の窯跡が残されている。

町の特産品は、うどん、いちご、柿、米であり、特にうどんは国内でのうどん発祥の地とされており、平安時代に唐に渡った弘法大師空海が帰国後、弟子に麺の製法を伝え、それを両親に振舞ったのが当地とされている。また、綾川沿いの田園地帯では、そこで得られる良質の米と水を使った酒の製造や関連製品の研究・製造が行われ、丘陵地で麦の栽培が行われるなど、特色のある農業が行われてきたが、それらを支える水の確保は、古くから地域の大きな課題であった。町内には現在も大小合わせて1,600を超えるため池が存在する。

綾川町の交通は、高松市に通じる国道32号線や四国横断自動車道をはじめとする自動車交通網が整備されており、鉄道も高松琴平電気鉄道琴平線が敷設されているなど、隣接自治体や県外へのアクセスが比較的容易である。また、町内には、高松空港の滑走路の一部があり、空港にも近いという立地となっている。

2. 人口動態・分布

綾川町の平成16年度～平成25年度の10年間における人口の推移を表1-5-1及び図1-5-1に示す。

綾川町の人口は減少傾向にあり、過去10年間の減少率は6.5%、年間減少率は0.3～1.0%となっている。平成25年度における外国人を除く人口は24,839人である。

一方、世帯数は増加傾向にあり、平成16年度から10年間で548世帯増加し、平成25年度では9,367世帯となっている。また、人口が減少し世帯数が増加しているため、世帯当たり人口は、平成17年度以降は3人/世帯を下回りなお減少を続けており、平成25年度では2.65人/世帯となっている。

表1-5-1 綾川町の人口実績（平成16年度～平成25年度）

年 度	綾川町						
	人口 ¹⁾ (人)	平成16年度 に対する 人口比率	前年度から の増減率	外国人人口 ²⁾	合 計	世帯数 ¹⁾ (世帯)	世帯当たり 人口 ¹⁾ (人/世帯)
平成16年度	26,568	100.0%	—	91	26,659	8,819	3.01
平成17年度	26,385	99.3%	-0.7%	88	26,473	8,867	2.98
平成18年度	26,266	98.9%	-0.5%	99	26,365	9,020	2.91
平成19年度	26,015	97.9%	-1.0%	109	26,124	9,070	2.87
平成20年度	25,942	97.6%	-0.3%	128	26,070	9,163	2.83
平成21年度	25,756	96.9%	-0.7%	164	25,920	9,237	2.79
平成22年度	25,527	96.1%	-0.9%	171	25,698	9,261	2.76
平成23年度	25,274	95.1%	-1.0%	186	25,460	9,312	2.71
平成24年度	25,048	94.3%	-0.9%	174	25,222	9,343	2.68
平成25年度	24,839	93.5%	-0.8%	174	25,013	9,367	2.65

1) 外国人を含まず。

2) 平成16年度の外国人人口は、平成12年度の103人、平成17年度の88人（いずれも国勢調査による。）より推定したものである。

資料：綾川町住民基本台帳（各年度10月1日）

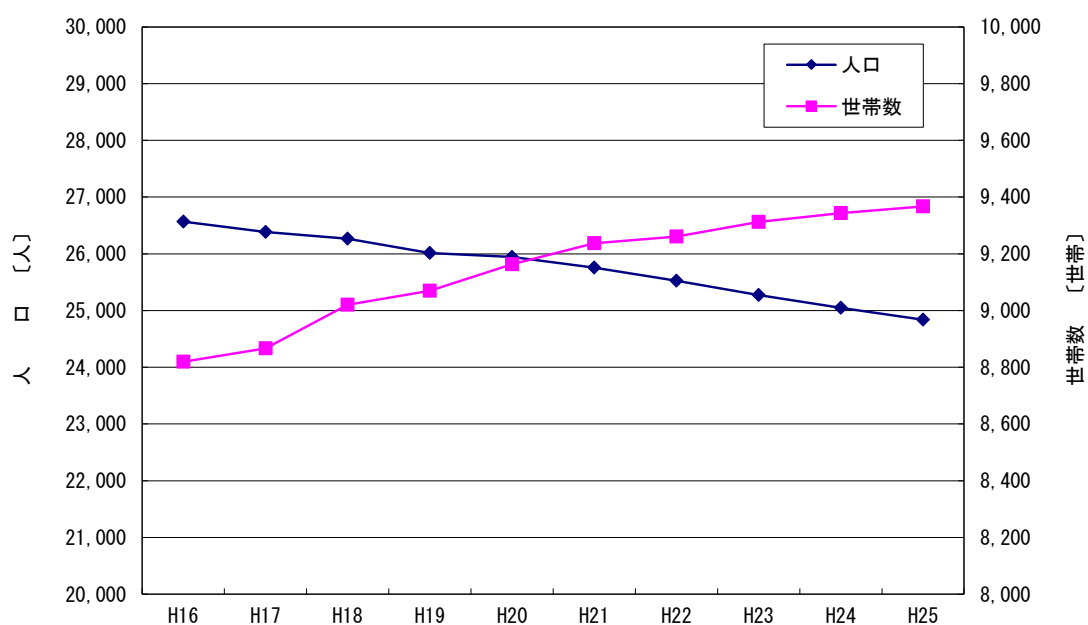


図1-5-1 綾川町の人口実績（平成16年度～平成25年度）

次に綾川町の年齢層別男女人口を表 1-5-2 及び図 1-5-2 に示す。

男女別総人口では、女性が男性を大きく上回っている。

年齢層別人口では、男女ともに 60 歳代が最も多く、次いで 50 歳代が多い。また、女性は 85 歳以上の人口が男性を大きく上回っている。65 歳以上の割合は男性では 27.9%、女性では 34.0%に及び、住民の高齢化が進行している。

表 1-5-2 綾川町における年齢層別男女人口

単位：人

年齢	市町 区分	綾川町		
		総数	男	女
0～4歳		807	413	394
5～9歳		965	490	475
10～14歳		1,101	599	502
15～19歳		1,249	629	620
20～24歳		813	420	393
25～29歳		885	437	448
30～34歳		1,081	553	528
35～39歳		1,465	742	723
40～44歳		1,448	730	718
45～49歳		1,305	653	652
50～54歳		1,297	596	701
55～59歳		1,762	847	915
60～64歳		2,252	1,119	1,133
65～69歳		1,942	977	965
70～74歳		1,412	695	717
75～79歳		1,330	569	761
80～84歳		1,323	532	791
85歳以上		1,430	433	997
不詳		71	43	28
合計		23,938	11,477	12,461

平成 25 年 10 月 1 日

資料：人口動態調査（「香川県統計年鑑」による。）

※人口動態調査は、国勢調査における人口から住民基本台帳の移動人口により推計されるため、住民基本台帳人口とは異なる。

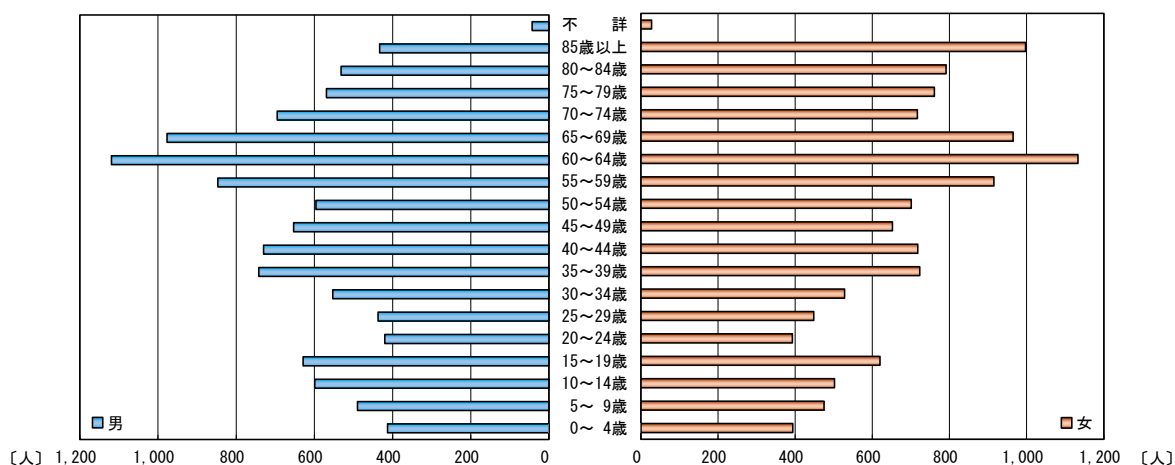


図 1-5-2 綾川町における年齢層別男女人口

3. 市街地・集落等の動向

綾川町は町北部の一部が高松広域都市計画区域に含まれており、国道 32 号線及び国道 377 号線を中心に下水道が敷設されている。

このうち、市街地は、国道 32 号線沿線を中心に展開されており、陶、畑田、滝宮、萱原地区といった旧綾南町の中心市街地が綾川町人口密度の高い地区である。反対に人口密度が低いのは、東分、粉所西、西分、粉所東といった旧綾上町南部である。

人口、世帯数の動向としては、市街地・郊外ともに概ね人口が減少しており、人口が増加しているのは、滝宮、牛川、粉所西である。一方、世帯数は市街地及びその周辺で増加しており、世帯人員が減少する傾向がうかがえる。

綾川町の各区域における人口、世帯数及び人口密度を表 1-5-3 に示す。

表 1-5-3 国勢調査による綾川町の各行政区域における人口及び人口密度の推移

行政区域	平成 17 年国勢調査				平成 22 年国勢調査				増 減		
	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
陶	10.89	5,770	1,892	530.02	10.89	5,748	1,954	528.00	△ 22	62	△ 2
畑田	4.19	4,632	1,592	1,106.37	4.19	4,369	1,578	1,043.57	△ 263	△ 14	△ 63
滝宮	4.50	3,260	1,084	724.48	4.50	3,306	1,142	734.71	46	58	10
萱原	1.81	1,711	565	947.79	1.81	1,682	616	931.72	△ 29	51	△ 16
小野	2.16	622	197	287.79	2.16	615	194	284.56	△ 7	△ 3	△ 3
千疋	7.58	1,026	337	135.34	7.58	946	337	124.79	△ 80	0	△ 11
北	2.60	956	242	367.68	2.60	899	246	345.76	△ 57	4	△ 22
羽床下	4.61	1,144	367	248.05	4.61	1,081	368	234.40	△ 63	1	△ 14
山田下	4.48	1,564	489	349.46	4.48	1,445	457	322.88	△ 119	△ 32	△ 27
山田上	4.60	1,084	336	235.73	4.60	1,055	335	229.43	△ 29	△ 1	△ 6
羽床上	6.57	958	286	145.84	6.57	896	293	136.41	△ 62	7	△ 9
牛川	2.20	504	158	229.49	2.20	507	176	230.86	3	18	1
東分	7.13	574	176	80.54	7.13	498	166	69.88	△ 76	△ 10	△ 11
粉所西	8.05	295	100	36.63	8.06	331	94	41.08	36	△ 6	4
西分	15.26	802	266	52.56	15.26	684	254	44.83	△ 118	△ 12	△ 8
粉所東	22.91	726	205	31.69	22.91	563	199	24.58	△ 163	△ 6	△ 7
計	109.52	25,628	8,292	234.00	109.52	24,625	8,409	224.84	△ 1,003	117	△ 9

資料：国勢調査

4. 産業の動向

平成 22 年国勢調査における綾川町の労働人口の推移を表 1-5-4 に示す。

平成 22 年における労働人口は 12,500 人と 15 歳以上人口 (21,512 人) の約 58.1% である。これは香川県全体の水準 (約 58.1%) とほぼ同程度である。また、完全失業者数は 623 人と労働力人口の約 5.0% であり、香川県全体の水準 (約 6.3%) よりも低くなっている。

また、平成 22 年国勢調査における綾川町の産業別労働人口を表 1-5-5 に示す。

産業別就業者数では男女ともに第 3 次産業が最も多く、次いで第 2 次産業となっている。この傾向は、香川県全体の傾向に類似したものであるが、綾川町では、1 次産業の割合が香川県全体に比べてやや高くなっている (綾川町 10.3% 香川県 5.7% 男女合計)。

表 1-5-4 綾川町における労働状態別 15 歳以上人口

(単位：人)

区 分	総数 ¹⁾	労働力人口							完全失業者	非労働力人口
		総数	就業者				休業者			
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事				
香川県	男	401,978	279,207	258,258	246,105	5,750	2,174	4,229	20,949	109,389
	女	446,718	214,078	204,160	144,081	53,802	2,233	4,044	9,918	220,887
	総数	848,696	493,285	462,418	390,186	59,552	4,407	8,273	30,867	330,276
綾川町	男	10,198	7,094	6,649	6,264	236	52	97	445	2,917
	女	11,314	5,406	5,228	3,620	1,479	42	87	178	5,717
	総数	21,512	12,500	11,877	9,884	1,715	94	184	623	8,634

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

1) 労働力状態「不詳」を含む。

資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」(「香川県統計年鑑」による。)

表 1-5-5 綾川町における産業別 (大区分) 15 歳以上人口

(単位：人)

区 分	総数	1 次産業 ¹⁾	2 次産業 ¹⁾	3 次産業 ¹⁾	分類不能の産業	
香川県	男	258,258	16,321	83,673	152,247	6,017
	女	204,160	10,143	31,362	157,527	5,128
	総数	462,418	26,464	115,035	309,774	11,145
綾川町	男	6,649	740	2,009	3,765	135
	女	5,228	482	764	3,850	132
	総数	11,877	1,222	2,773	7,615	267

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

第 1 次産業：農業、林業、漁業

第 2 次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第 3 次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、公務

資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」(「香川県統計年鑑」による。)

次に綾川町の産業別事業所数及び従業者数を表 1-5-6 に示す。

事業所数は「卸売・小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」となっている。従業者数は「製造業」、「卸売・小売業」の順に多く、次いで「医療・福祉」となっている。

表 1-5-6 綾川町における産業別事業所数及び従業者数

平成 24 年 2 月 1 日現在

市町村名	総 数		農林漁業		鉱業、採石業、 砂利採取業		建 設 業		製 造 業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
綾川町	966	9,517	16	168	—	—	118	801	105	2,303

市町村名	電気・ガス・ 熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
綾川町	2	28	3	37	33	757	295	2,147	8	64

市町村名	不動産業、物品賃貸業		学術研究、 専門・サービス業		宿泊業、飲食 サービス業		生活関連サービス業、 娯楽業		教育、学習支援業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
綾川町	29	122	24	253	94	670	87	418	15	53

市町村名	医療、福祉		複 合 サービス事業		サービス業 (他に分類されないもの)		公務(他に分類され るものを除く)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
綾川町	42	980	15	102	80	614	—	—

(注) 産業分類別の「公務」については調査対象外である。

資料：総務省統計局、経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(出典：「香川県統計年鑑」)

5. 土地利用状況

綾川町の総面積及び民有地面積の内訳を表 1-5-7 に、区分別民有地面積割合を図 1-5-7 に示す。

町の総面積 109.67km²のうち、民有地面積は 69.99km²である。民有地のうちほとんどは山林であり、民有地面積では山林が 34.59 km²と民有地全体の 49.4%を占める(町総面積の 31.5%)。田畑を併せた農業用地は民有地の 33.8%、宅地は 9.2%を占める。

表 1-5-7 の総面積及び民有地面積*

単位：km²

市町村名	総面積	民有地面積									
		総 数	田	畑	宅 地	山 林	鉱泉地	牧 場	原 野	池 沼	雑種地
綾川町	109.67	69.99	20.60	3.07	6.41	34.59	—	0.01	2.34	0.02	2.95

※市町の土地課税台帳及び補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地を除く。

資料：県自治振興課(「香川県統計年鑑」による。)

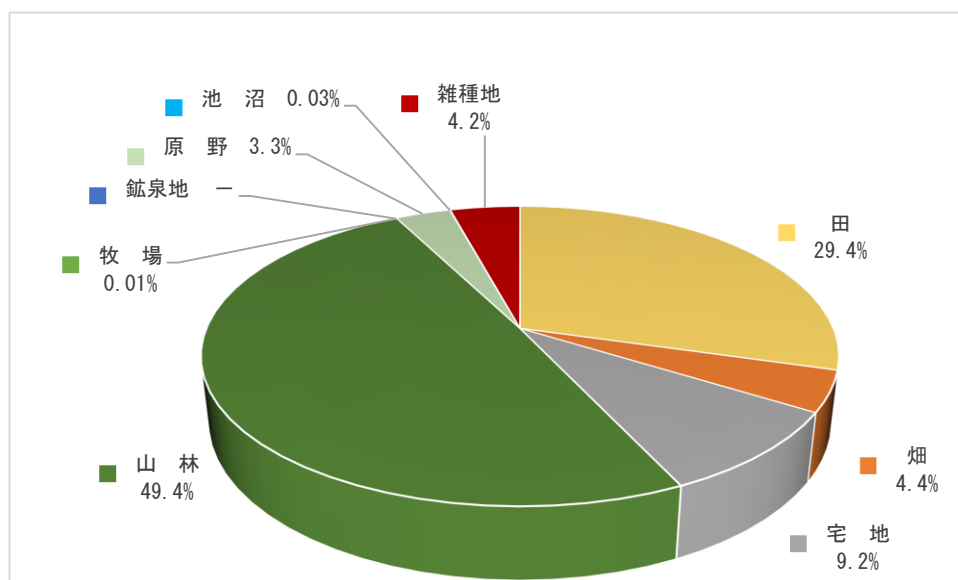


図 1-5-7 綾川町における区分別民有地面積割合

6. 将来計画等

1) 綾川町の計画

綾川町では、平成 19 年 3 月に「綾川町第一次振興計画」を策定し、多種多様な課題点に対する取組みを進めている。

「綾川町第一次振興計画」に示された綾川町の主要施策と具体的項目の概要を表 1-5-8 及び表 1-5-9-1～1-5-9-3 に示す。

この計画の中で、一般廃棄物に関する項目としては「環境の美化」、「公害防止対策の推進」、「循環型社会の形成」、「合併処理浄化槽の設置促進」、「農業集落排水処理の維持」等が挙げられる。

現在の綾川町の一般廃棄物処理としては、ごみ処理では、高松西部クリーンセンターにおける焼却処理、破砕・資源化处理及び綾川町一般廃棄物最終処分場における最終処分であり、今後もこの体制を継続する計画である。

一方、生活排水対策としては、公共下水道事業の推進や浄化槽設置整備事業の活用、農業集落排水処理施設の維持による環境保全を掲げている。生活排水処理施設としては、現在運用されている下水道の区域内接続戸数の拡充に加え、下水道地域以外の地域における合併処理浄化槽の整備を推進しており、集合処理施設の構想も視野に入れつつ、この方針を継続していくこととしている。

表 1-5-8 綾川町の主要施策と具体的項目（重点プロジェクト）

主要施策	取 組 項 目	
テーマ A こころ豊かな「綾川人」 づくりプロジェクト	人づくりに向けた学びの場の充実	幼・小・中学校及び図書館の改築・耐震補強、生涯学習センター（仮称）の整備
	綾川らしさのある、きめ細かい学習メニューの充実	こころの教育、総合的な学習、文化・スポーツ活動など
	ともに生きる、人権学習の充実	子ども・女性・障害者・高齢者・同和問題など人権学習
	地域や次代を担うひとづくり	次世代育成などの福祉支えあいの輪づくり、リーダー人材の育成
テーマ B にぎわいと活力の拠点 形成プロジェクト	新たなまちづくりの核となる、にぎわい空間づくり	国道沿道の利便性を生かした、滝宮地区での大規模商業地域の開発促進
	交通アクセスの向上	府中湖インターチェンジの整備
	地域活力全般の底上げ	農作物などの地元産品の消費・流通拠点としての大規模商業施設の活用、特産品の創出・ブランド力の確立、道の駅や観光拠点などとの相互ネットワークづくり
テーマ C とかめ健康の里プロ ジェクト	保険・福祉・医療の拠点形成を生かした連携充実	陶病院、えがお、介護老人保健施設が一体的に整備された十瓶山南部地区の拠点性を生かし、綾上診療所・いきいきセンターも含めた各部門との連携充実
	予防や自立支援など、横断的取り組みの強化	地域包括支援センター等を中心とした介護予防の推進、障害者の自立支援、次世代育成支援など、多様化する現代的課題への対応充実
	住民による自律的な健康づくり活動の支援	スポーツ施設などの健康増進拠点としての特性を生かし、スポーツ活動などの住民による自律的な健康づくりの取り組みの活性化促進
テーマ D 歴史と環境を育むプロ ジェクト	歴史や環境の学びの場の充実	学校教育、社会教育における、ふるさとの歴史や環境関連の学習機会の充実
	歴史・環境関連情報の提供	歴史や文化、環境など、地域にまつわる情報の広報紙やホームページなどを通じた提供
	歴史・環境に関する地域資源・財産の伝承	伝統芸能や環境保全などにかかわる行事や組織、技術などに関する伝承促進

資料「綾川町第1次総合振興計画」

表 1-5-9-1 綾川町の主要施策と具体的項目（基本計画）

主要施策	取 組 項 目	
あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり	保健・医療	住民による健康づくりの推進
		保健・予防の推進
		地域包括保健・医療体制の構築
		医療施設の機能強化
		食育の推進
	子育て支援	横断的な連携の充実
		保育施設・保育サービスの充実
		子育て支援体制の強化
		幼保一元化の検討
		母子・父子福祉の充実
	高齢者福祉	家庭教育の充実
		高齢者の社会参加支援と生きがいつくり
		介護老人保健施設の整備
		介護・生活支援サービスの充実
障害者福祉	介護予防の充実	
	地域社会による支援	
	障害者の社会参加の促進	
地域福祉	地域生活支援サービスの充実	
	相談窓口機能の充実	
	地域福祉活動の育成・支援	
	権利擁護の支援	
社会保障	人にやさしい施設・設備の充実	
	福祉の心の醸成	
	国民健康保険の運営充実	
	後期高齢者医療制度への対応	
	介護保険の運営充実	
やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり	自然環境・景観	低所得者福祉の充実
		環境保全の推進
		環境の美化
		公害防止対策の推進
	循環型社会の形成	環境学習機会の充実
		省資源化・リサイクルの推進
		ごみ処理の適正化
		住民啓発の推進
	自然との共生	し尿の適正処理の推進
		自然共生に向けた体制の充実
自然環境に親しめる場づくり		
多様な公園の充実		

表 1-5-9-2 綾川町の主要施策と具体的項目（基本計画）

主要施策	取 組 項 目	
かいてきで安全なふるさとづくり	土地利用	関連計画の策定・推進
		都市住環境ゾーンの充実
		商工業ゾーンの充実
		田園環境ゾーンの充実
		自然環境ゾーンの充実
	道路・公共交通	幹線道路網の整備促進
		町道の維持・整備
		自転車道・散策道の整備
		バリアフリーのみちづくり
		町営バスの利便性向上
	上水道・下水道	水の安定供給
		上水道設備の充実
		公共下水道の整備
		合併処理浄化槽の設置促進
農業集落排水処理の維持		
情報化	水の意識啓発	
	経営の健全化	
	情報通信機能の充実及び通信基盤の整備	
住宅・居住環境	防災無線の維持・活用	
	情報教育の推進	
	住宅マスタープランの策定	
	公営住宅の整備	
防災・防犯・交通安全	公園機能の充実	
	葬祭施設の整備	
	防災体制の充実	
	防災対策の充実	
	消防体制の充実	
	救急体制の充実	
	防犯体制の充実	
	消費者対策の充実	
	交通安全対策の充実	
	地域ぐるみで進める安全まちづくり	
わたらしさが輝く学びとふれあいづくり	学校教育	幼児教育体制の充実
		特色ある学校づくりの推進
		学校教育環境の充実
		教職員研修の充実
		小学校跡地利用方策の検討
		社会教育との連携
	生涯学習	生涯学習環境の充実
		身近な生涯学習の場の充実
		人権教育・啓発の推進
		各種クラブ・団体への支援
		きめ細かい学習ニーズへの対応
		放課後対策等の充実
	文化・スポーツ	歴史的文化財の保存・整備
		伝統行事の保存・伝承
文化・スポーツ活動の活性化		
スポーツ施設の有効利用		
指導者の確保・育成		
関連団体の活動支援		
青少年育成	情報提供の充実	
	補導・相談活動の充実	
	広報・啓発・環境浄化活動の充実	
ふれあい・交流	不登校児童・生徒への支援活動の充実	
	住民交流イベントの開催	
	国内外との交流の推進	
		国際感覚の養成

表 1-5-9-3 綾川町の主要施策と具体的項目（基本計画）

主要施策	取 組 項 目	
まちを元気にする産業の活 力づくり	農林業	農業等生産環境の充実
		農地流動化の促進
		農業等経営支援
		特産品の創出・ブランド化
		PR 事業による農林業の多面的活用
		地産池消の推進
		環境保全型農業の推進
		畜産の振興 林業の振興
	商工業	商業の活性化
		地元工業の振興
		新たな企業の誘致
		新産業の育成
関連団体との連携強化		
観光	観光拠点の整備・開発	
	観光情報 PR の強化	
	観光資源の連携強化	
	交流・イベントの推進	
	地域産品を活用した観光の振興	
ちいきぐるみで進めるまち づくり	住民自治・コミュニティ	自治・コミュニティ活動の場の充実
		自治・コミュニティ活動の支援
		住民主体のまちづくり事業
	多様な住民参加	広聴広報活動の充実
		行政情報の公開
		住民参画システムの確立
		男女共同参画の推進
	行財政	行政組織の適正化
		行財政評価の実践検討
		民間活力の導入検討
		行政サービスの高度化
		財政運営の効率化・適正化 財源の確保

2) 県、国による計画

香川県による計画としては、滝宮地区都市再生整備計画が現在実施されている。

この計画は、高松市に近く、県内でも交通網の充実した綾川町において、公共交通の利便性向上のための新駅の設置と新駅を拠点にした新たなまちづくりを行うものであり、現在平成 24 年度～平成 26 年度の計画期間で実施されている。滝宮地区は、高松市と高知県高知市を結ぶ国道 32 号線が東西に走っており、近年では大型商業施設が進出しているなど、都市化が進んでおり、この都市再生整備計画により、さらなる住民生活の利便性向上が図られることとなる。

その一方で、町南部の旧綾上地区は、基幹産業である農業が後継者不足等により衰退し、若年層の都市部への流出のために高齢化が進んでいる。このため、同地区では、過疎対策自立支援促進計画を策定し、農林業の振興や、柏原溪谷等の自然環境を生かした観光振興を図っている。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

1. ごみの種類別発生量

1) 収集人口、ごみ排出量

平成18年度～平成25年度の8年間における計画収集人口及びごみ排出量の実績を表2-1-1及び図2-1-1に示す。

計画収集人口は、総人口の減少傾向を反映し、減少傾向にある。また、自家処理人口は平成18年度以降計上されていない。

綾川町のごみ総排出量は、増減を繰り返しているが、総じて増加傾向にあるといえ、平成23年度以降は、それ以前よりも高い水準にある。平成25年度の排出量は6,294tとなっている。自家処理量は計上されていない。また集団回収量は平成19年度の373tをピークに減少傾向をたどっている。直接搬入量は年度によりばらつきがあるが、10～187t/年が計上されている。

表 2-1-1 綾川町のごみ収集人口及びごみ排出量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

年 度	総人口			ごみ総排出量				自家 処理量 (t)
	(人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	(t)	計画 収集量 (t)	直接 搬入量 (t)	集団 回収量 (t)	
平成 16 年度	26,659	26,659	0	4,983	4,851	57	75	0
平成 17 年度	26,473	26,473	0	4,788	4,480	10	298	0
平成 18 年度	26,365	26,365	0	5,228	4,853	30	345	0
平成 19 年度	26,124	26,124	0	6,069	5,514	182	373	0
平成 20 年度	26,070	26,070	0	5,867	5,536	41	290	0
平成 21 年度	25,920	25,920	0	5,714	5,407	45	262	0
平成 22 年度	25,698	25,698	0	6,072	5,801	44	227	0
平成 23 年度	25,460	25,460	0	6,441	6,169	34	238	0
平成 24 年度	25,222	25,222	0	6,260	5,847	187	226	0
平成 25 年度	25,013	25,013	0	6,294	6,010	75	209	0

※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 16 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

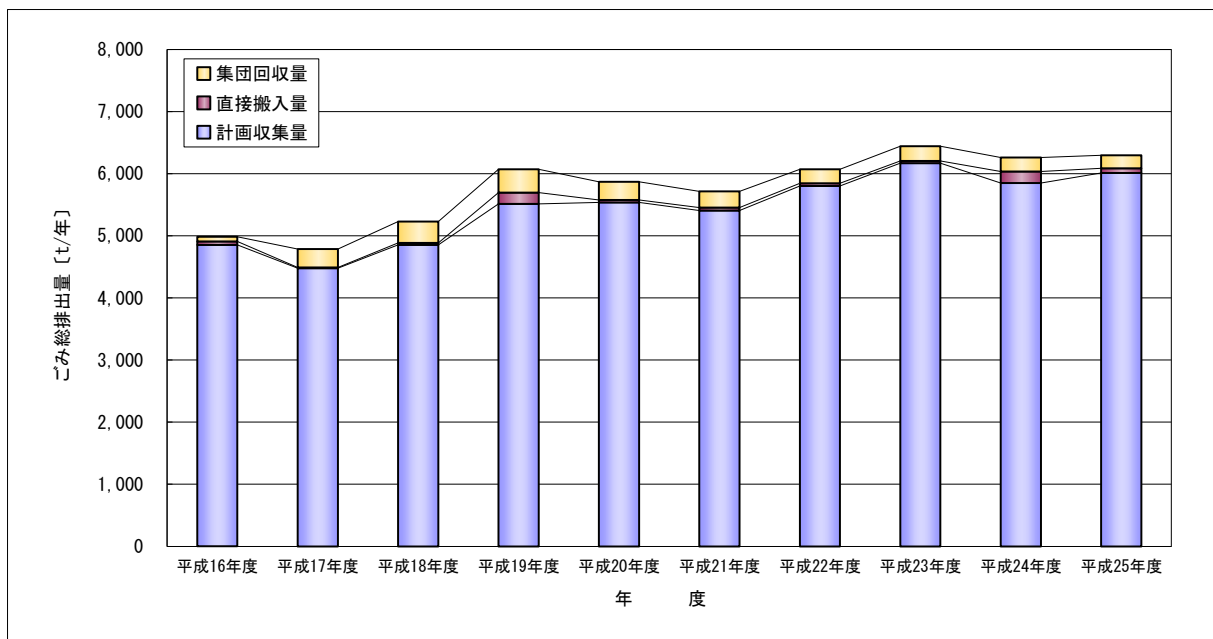


図 2-1-1 綾川町の計画ごみ搬入量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

2) 家庭系ごみと事業系ごみ

平成16年度～平成25年度の8年間における搬入ごみ実績（収集量+直接搬入量）について、家庭系ごみと事業系ごみに分けたものを表2-1-2及び図2-1-2に示す。

家庭系ごみは平成20年度以降増加傾向にあったが、平成25年度には減少に転じている。一方、事業系ごみは、平成18年度以降計上されているが、平成19年度以降は増減を繰り返している。家庭系ごみと事業系ごみの合計量は、平成23年度が最も多いが、過去10年間では、総じて増加傾向にあるといえる。

表2-1-2 綾川町の家庭系ごみと事業系ごみの搬入量実績（平成16年度～平成25年度）

年 度	搬入量（家庭系ごみ+事業系ごみ）		
	(t)	家庭系ごみ (t)	事業系ごみ (t)
平成16年度	4,908	4,908	—
平成17年度	4,490	4,490	—
平成18年度	4,883	4,635	248
平成19年度	5,696	4,580	1,116
平成20年度	5,577	4,508	1,069
平成21年度	5,452	4,556	896
平成22年度	5,845	4,599	1,246
平成23年度	6,203	4,719	1,484
平成24年度	6,034	4,944	1,090
平成25年度	6,085	4,822	1,263

※搬入量（生活系ごみ+事業系ごみ）＝（収集量+直接搬入量）

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成16年度～平成24年度 環境省）」
及び綾川町住民生活課資料による。

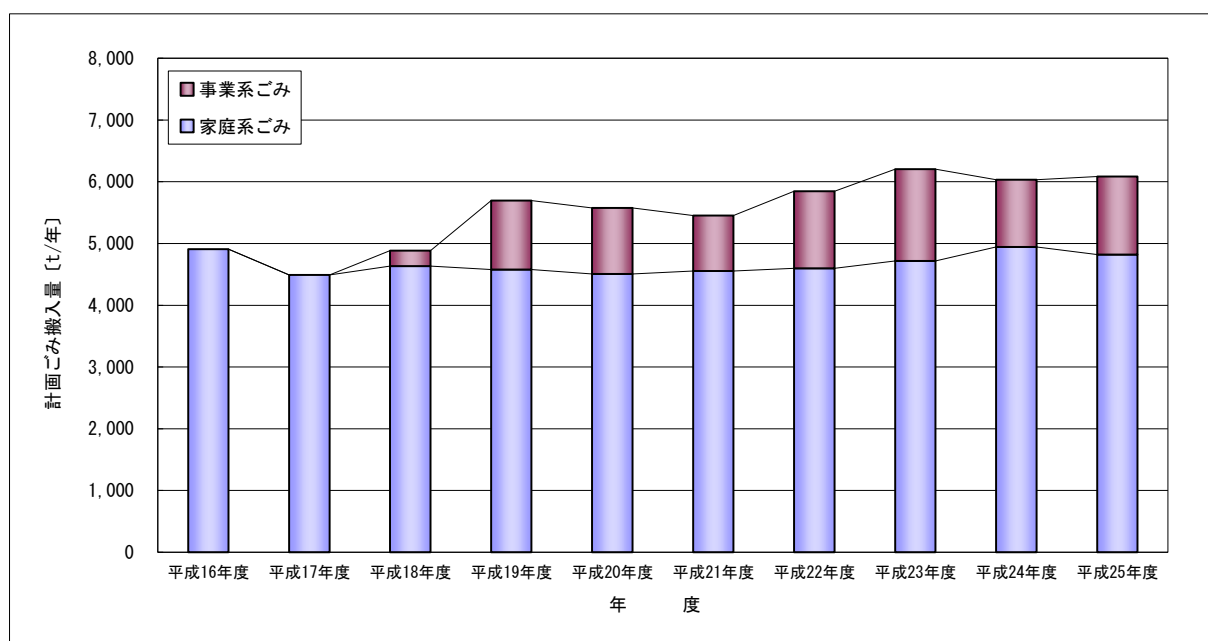


図2-1-2 綾川町の生活系ごみと事業系ごみの搬入量実績（平成16年度～平成25年度）

3) ごみ収集区分別の搬入量

ごみ搬入量を収集区分別にまとめたものを表 2-1-3 及び図 2-1-3 に示す。

収集量は可燃ごみが最も多く、平成 25 年度では 4,191t/年となっており、全搬入ごみ量の約 69%を占める。

分別区分は、ごみ処理委託先である高松市に準じたものであり、「混合ごみ」の区分は設定されていない。

表 2-1-3 綾川町のごみ収集区分別の搬入量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

年 度	ごみ搬入量（収集量+直接搬入量）									自家 処理量 (t)
	収集量（混合ごみ+可燃ごみ+破碎ごみ+資源ごみ+その他+粗大ごみ）※								直接 搬入量 (t)	
	混合 ごみ — (t)	可燃 ごみ ①委託 ②許可 (t)	破碎 ごみ ①委託 ②許可 (t)	資源 ごみ ①委託 ②許可 (t)	その他※※ ①委託 ②なし (t)	粗大 ごみ ①委託 ②なし (t)				
							(t)	(t)		
平成 16 年度	4,908	4,851	0	3,295	636	394	422	104	57	0
平成 17 年度	4,490	4,480	0	3,338	595	405	0	142	10	0
平成 18 年度	4,883	4,853	0	3,687	559	420	3	184	30	0
平成 19 年度	5,696	5,514	0	4,231	697	419	7	160	182	0
平成 20 年度	5,577	5,536	0	4,079	505	790	7	155	41	0
平成 21 年度	5,452	5,407	0	3,853	512	878	6	158	45	0
平成 22 年度	5,845	5,801	0	4,110	519	977	9	186	44	0
平成 23 年度	6,203	6,169	0	4,365	543	1,049	15	197	34	0
平成 24 年度	6,034	5,847	0	4,052	512	1,051	8	224	187	0
平成 25 年度	6,085	6,010	0	4,191	508	1,093	8	210	75	0

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 18 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

※ 収集量の各項目の下段は、収集形態を示し、区分は①生活系ごみ ②事業系ごみである。

※※平成 16 年度の「その他」は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

平成 16 年度以降は、電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみである。

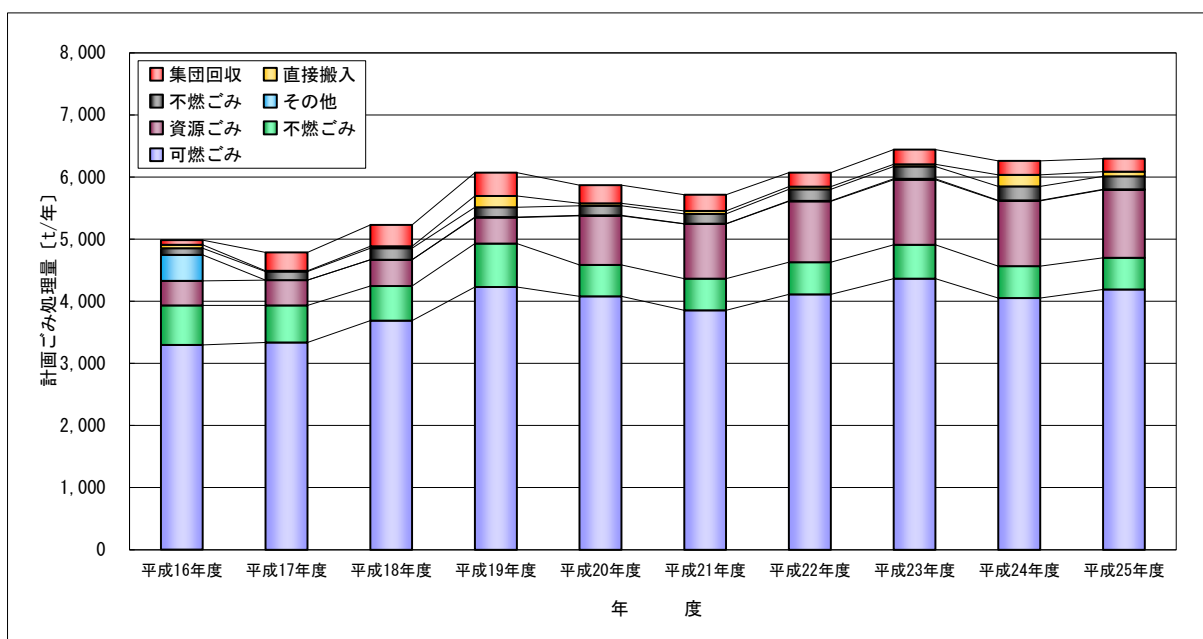


図 2-1-3 綾川町のごみ収集区分別の搬入量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

4) ごみ処理方法別の搬入量

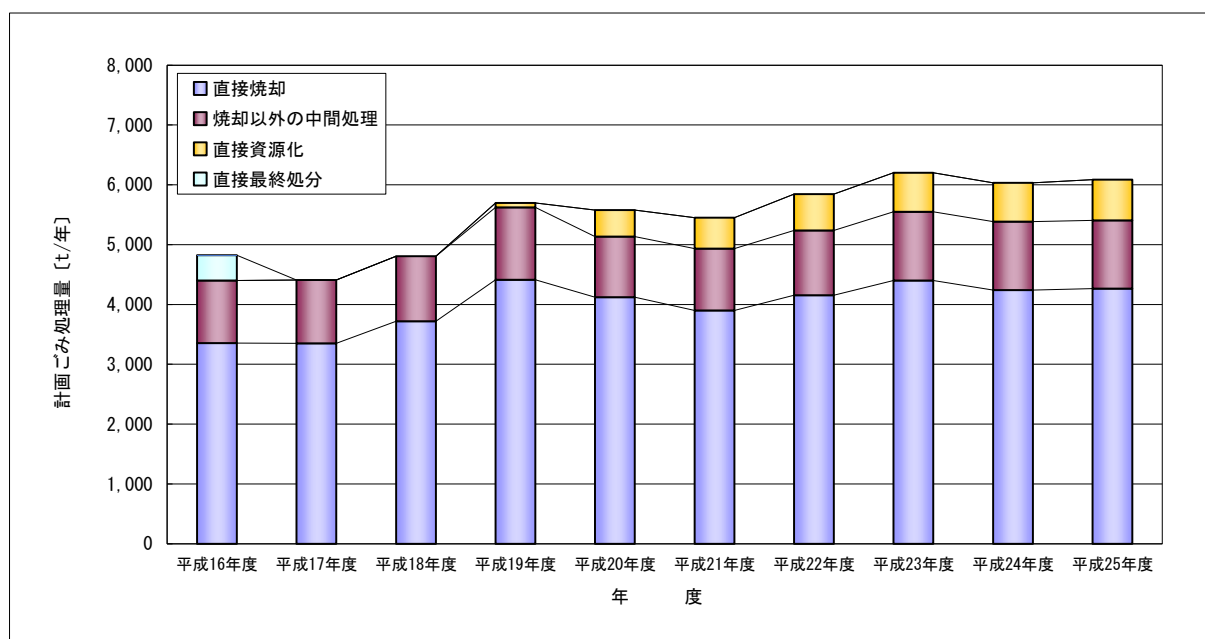
ごみ搬入量を処理方法別にまとめたものを表 2-1-4 及び図 2-1-4 に示す。

直接焼却量は、増減を繰り返しているが、平成 16 年度以降では総じて増加傾向が見られる。また、平成 24 年度では前年度より減少したものの、平成 25 年度ではわずかに増加している。平成 25 年度における処理量のうち、直接焼却量は約 70%を占める。また、直接資源化量も概ね増加傾向を示しているほか、焼却以外の中間処理量は、平成 24 年度までは増加傾向を示している。直接最終処分量は平成 17 年度以降では計上されていない。

表 2-1-4 綾川町のごみ処理方法別の搬入量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

年 度	処理量 (直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)				
	直接 焼却量	焼却以外 の中間 処理量	直接 資源化量	直接最終 処分量	
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
平成 16 年度	4,908	3,352	1,134	0	※422
平成 17 年度	4,490	3,348	1,142	0	0
平成 18 年度	4,883	3,717	1,166	0	0
平成 19 年度	5,696	4,413	1,211	72	0
平成 20 年度	5,577	4,120	1,013	444	0
平成 21 年度	5,452	3,898	1,035	519	0
平成 22 年度	5,845	4,154	1,082	609	0
平成 23 年度	6,203	4,399	1,148	656	0
平成 24 年度	6,034	4,239	1,144	651	0
平成 25 年度	6,085	4,266	1,138	681	0

※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 16 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。



※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

図 2-1-4 綾川町のごみ処理方法別の搬入量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

2. ごみ処理量

綾川町のごみ処理は、大きく焼却処理、資源化処理に分けられる。ここでは、各処理量の実績について述べる。

1) 焼却処理量

平成 16 年度～平成 25 年度における綾川町の焼却処理量を表 2-1-5 及び図 2-1-5 に示す。焼却処理は、直接焼却のほか、粗大ごみ処理施設、資源化施設及びその他の施設からの焼却量が計上されている。平成 25 年度の焼却処理量は 4,676t であり、ごみ搬入量(6,085t/年 p20 表 2-1-2 参照)の約 77%を占める。

表 2-1-5 綾川町の焼却処理量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

年 度	焼却処理量（直接焼却量+焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量）									
	直接 焼却量 (t)	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量								
		粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ 堆肥化 施設 (t)	ごみ 飼料化 施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ 燃料化 施設 (t)	その他の 資源化等 を行う施設 (t)	その他 の施設 (t)		
平成 16 年度	3,486	134	134	—	—	—	—	—	—	—
平成 17 年度	3,629	281	281	—	—	—	—	—	—	—
平成 18 年度	3,950	233	233	—	—	—	—	—	—	—
平成 19 年度	4,844	431	431	—	—	—	—	—	—	—
平成 20 年度	4,361	241	241	—	—	—	—	—	—	—
平成 21 年度	4,107	209	209	—	—	—	—	—	—	—
平成 22 年度	4,536	382	382	—	—	—	—	—	—	—
平成 23 年度	4,824	425	425	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	4,618	379	379	—	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	4,676	410	410	—	—	—	—	—	—	—

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 16 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

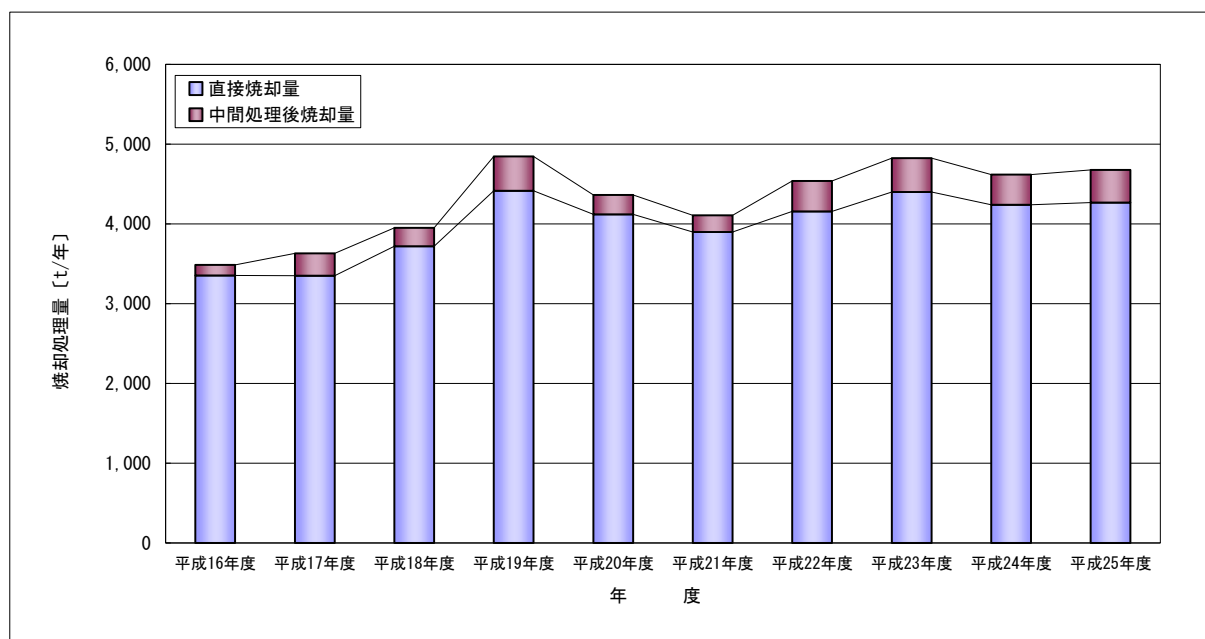


図 2-1-5 綾川町の焼却処理量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

2) 資源化量

ごみ資源化量を処理方法別にまとめたものを表 2-1-6 及び図 2-1-6 に示す。

平成 25 年度において、資源化量で最も多いのは紙類であり、これにプラスチック類、ガラス類が続く。

綾川町では、集団回収量が計上されており、内訳としては紙類が最も多く、平成 25 年度では、他に金属類、ガラス類が計上されている。平成 18 年度～平成 21 年度は布類も集団回収で計上されており、布類の資源化はすべて集団回収によるものであった。

現在の資源化形態は、紙類は直接資源化＋集団回収、金属類は直接資源化＋中間処理後資源化＋集団回収、ガラス類は中間処理後資源化＋集団回収、ペットボトル及びプラスチック類は中間処理後資源化となっている。

資源化量は増加傾向となっていたが、平成 23 年度以降は微増傾向となっている。

平成 25 年度の資源化量は 1,375t/年である。また、ごみ量 (6,294t/年 集団回収量を含む。p20 表 2-1-1 参照) に対する資源化率は 21.8%である。

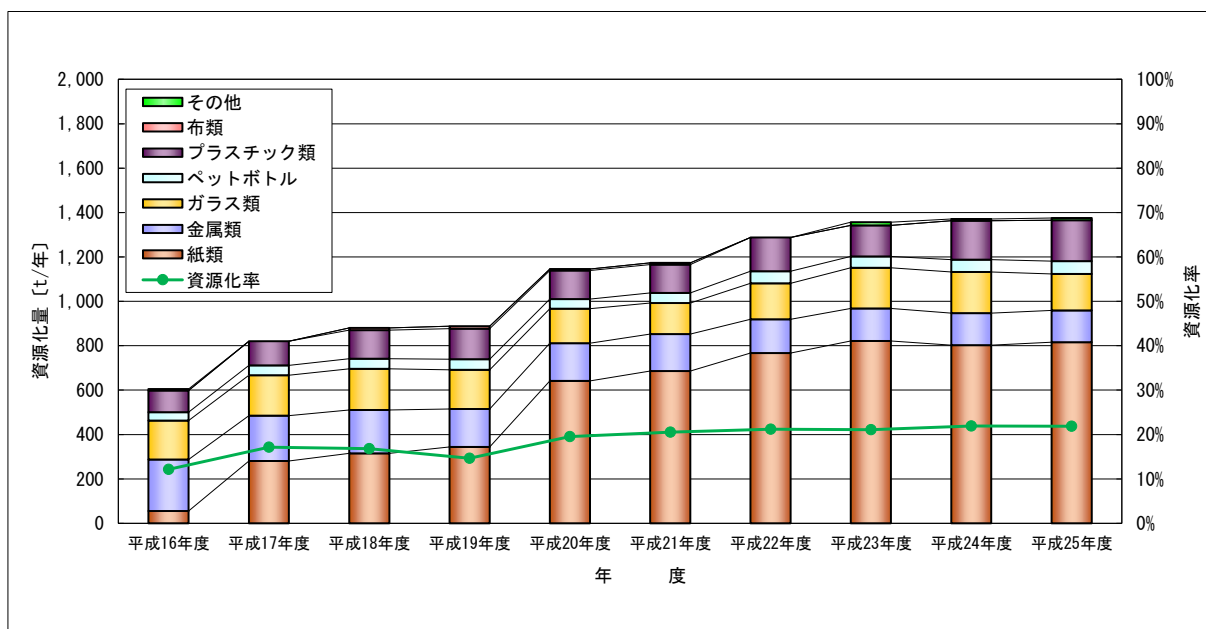


図 2-1-6 綾川町の資源化量実績 (平成 16 年度～平成 25 年度)

表 2-1-6 綾川町の資源化量実績（平成 16 年度～平成 25 年度）

年 度	資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）										資源化率
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	布類 (t)	溶融 スラグ (t)	焼却灰・ 飛灰 (t)	その他※ (t)	
平成 16 年度	605	55	232	176	38	97	0	0	0	7	12.0%
平成 17 年度	820	281	204	182	44	109	0	0	0	0	17.1%
平成 18 年度	880	315	195	186	45	129	10	0	0	0	16.1%
平成 19 年度	888	344	171	177	47	138	11	0	0	0	14.6%
平成 20 年度	1,146	642	169	156	43	129	7	0	0	0	21.2%
平成 21 年度	1,173	686	166	140	46	128	7	0	0	0	20.5%
平成 22 年度	1,288	767	152	162	55	152	0	0	0	0	21.2%
平成 23 年度	1,357	821	147	183	51	140	0	0	0	15	21.1%
平成 24 年度	1,371	802	145	185	56	175	0	0	0	8	21.9%
平成 25 年度	1,375	816	143	164	58	184	0	0	0	0	21.8%

年 度	直接資源化量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋焼却灰・飛灰＋その他）								
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	布類 (t)	焼却灰・ 飛灰 (t)	その他※ (t)
平成 16 年度	0	0	0	0	0	0	0	—	0
平成 17 年度	0	0	0	0	0	0	0	—	0
平成 18 年度	0	0	0	0	0	0	0	—	0
平成 19 年度	72	0	72	0	0	0	0	—	0
平成 20 年度	444	375	69	0	0	0	0	—	0
平成 21 年度	519	450	69	0	0	0	0	—	0
平成 22 年度	609	544	65	0	0	0	0	—	0
平成 23 年度	656	599	57	0	0	0	0	—	0
平成 24 年度	651	593	58	0	0	0	0	—	0
平成 25 年度	681	619	62	0	0	0	0	—	0

年 度	中間処理後再生利用量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋肥料＋飼料＋溶融スラグ＋焼却灰・飛灰＋その他）									
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	布類 (t)	溶融 スラグ (t)	焼却灰・ 飛灰 (t)	その他 (t)
平成 16 年度	530	0	222	166	38	97	0	—	—	7
平成 17 年度	522	0	200	169	44	109	0	—	—	0
平成 18 年度	535	0	192	169	45	129	0	—	—	0
平成 19 年度	443	0	96	162	47	138	0	—	—	0
平成 20 年度	412	0	97	143	43	129	0	—	—	0
平成 21 年度	392	0	93	125	46	128	0	—	—	0
平成 22 年度	452	0	84	162	54	152	0	—	—	0
平成 23 年度	463	0	87	171	50	140	0	—	—	15
平成 24 年度	494	0	87	171	53	175	0	—	—	8
平成 25 年度	485	0	78	155	58	184	0	—	—	10

年 度	集団回収量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋その他）							
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック 類 (t)	布類 (t)	その他※ (t)
平成 16 年度	75	55	10	10	0	0	0	0
平成 17 年度	298	281	4	13	0	0	0	0
平成 18 年度	345	315	3	17	0	0	10	0
平成 19 年度	373	344	3	15	0	0	11	0
平成 20 年度	290	267	3	13	0	0	7	0
平成 21 年度	262	236	4	15	0	0	7	0
平成 22 年度	227	223	3	0	1	0	0	0
平成 23 年度	238	222	3	12	1	0	0	0
平成 24 年度	226	209	0	14	3	0	0	0
平成 25 年度	209	197	3	9	0	0	0	0

※「その他」は電池、蛍光灯等である。

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 16 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

3) 最終処分量

最終処分量を方法別にまとめたものを表 2-1-7 及び図 2-1-7 に示す。

直接最終処分は、平成 17 年度以降は計上されていない。最終処分量は焼却残渣量が最も多く、粗大ごみ処理施設からの中間処理残渣、その他の資源化等を行う施設からの中間処理残渣が続く。

最終処分量は、増減があるものの平成 20 年度以降総じて減少傾向にあるが、焼却残渣量はやや増加する傾向が見られる。平成 25 年度における最終処分量は 923t となっている。これは搬入ごみ量 (6,085t/年 p21 表 2-1-2 参照) の約 15% である。

表 2-1-7 綾川町の最終処分量実績 (平成 16 年度～平成 25 年度)

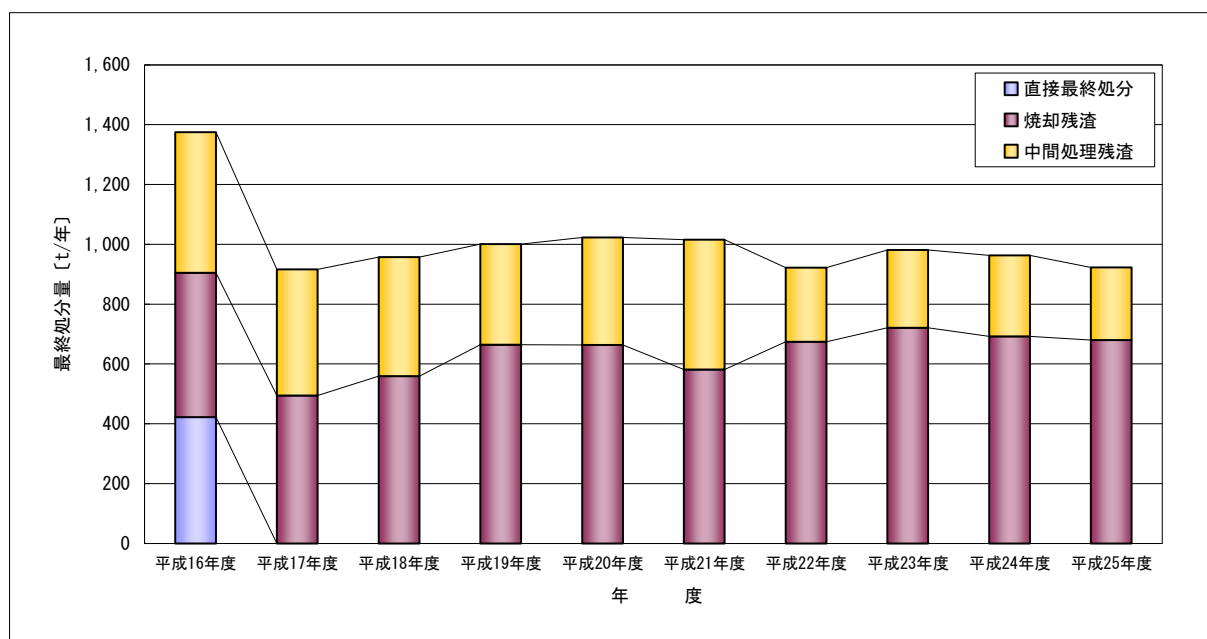
年 度	最終処分量 (直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量)										
	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量								
			粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ 堆肥 化施設 (t)	ごみ 飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ 燃料化 施設 (t)	その他の 資源化等 を行う施設 ** (t)	その他 の施設 *** (t)		
平成 16 年度	1,375	*422	483	470	470	—	—	—	—	—	—
平成 17 年度	916	0	494	422	422	—	—	—	—	—	—
平成 18 年度	957	0	559	398	384	—	—	—	—	14	—
平成 19 年度	1,001	0	664	337	277	—	—	—	—	60	—
平成 20 年度	1,023	0	663	360	329	—	—	—	—	31	—
平成 21 年度	1,015	0	581	434	353	—	—	—	—	66	15
平成 22 年度	922	0	674	248	218	—	—	—	—	30	0
平成 23 年度	981	0	721	260	218	—	—	—	—	32	10
平成 24 年度	963	0	692	271	225	—	—	—	—	32	14
平成 25 年度	923	0	680	243	214	—	—	—	—	13	16

※ 平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現処分場に搬入したものである。

※※ 「その他の資源化等を行う施設」のものは、民間委託資源化処理後の不燃残渣である。

※※※ 「その他の施設」のものは、行政機関から排出される廃棄物のうち、高松市受入不可のもの及び不法投棄回収物等である。

「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 16 年度～平成 24 年度 環境省)」及び綾川町住民生活課資料による。



※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

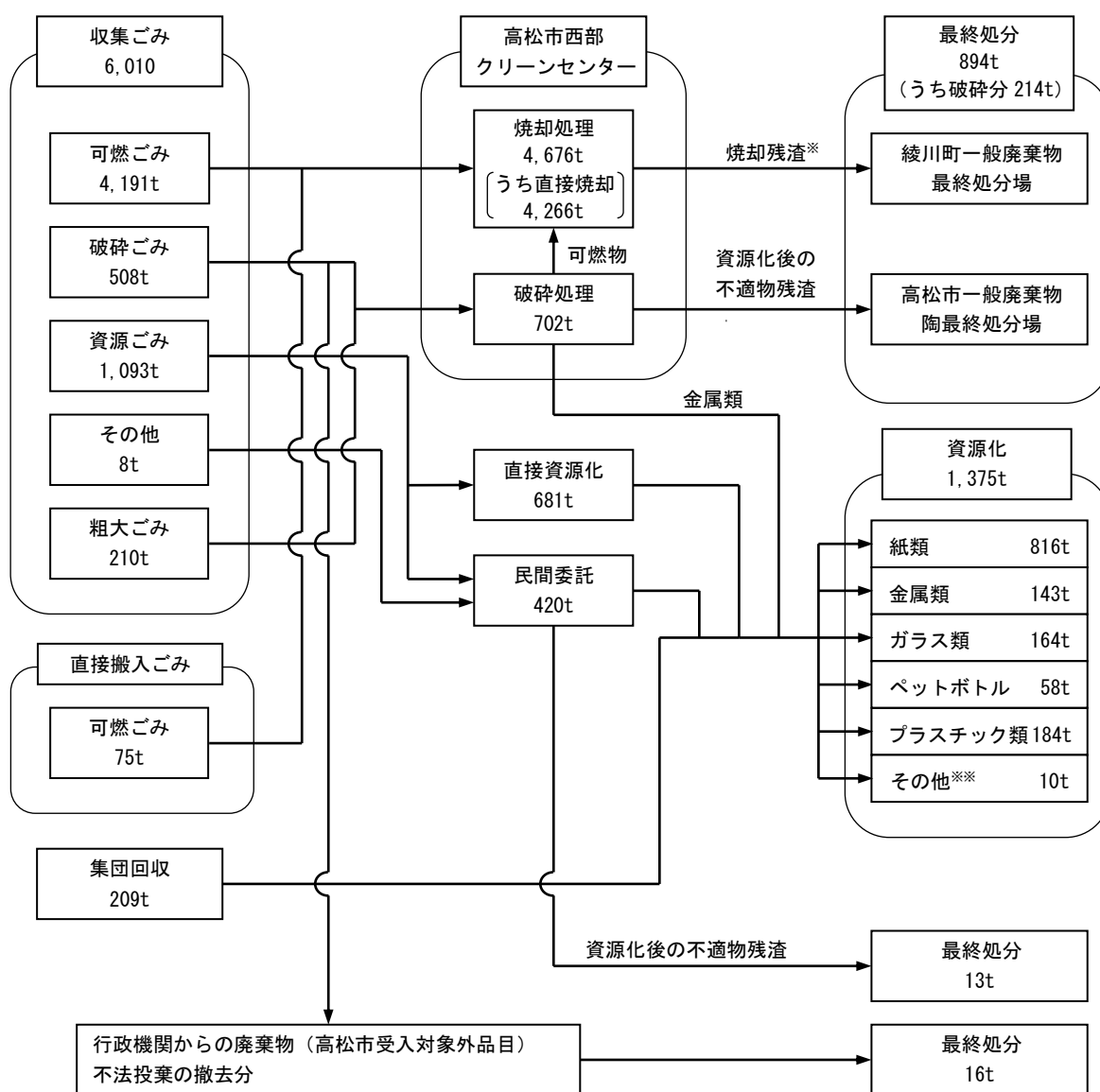
図 2-1-7 綾川町の最終処分量実績 (平成 16 年度～平成 25 年度)

4) ごみ処理フロー

ごみの区分ごとの搬入量及び処理量をもとに平成 25 年度におけるごみ処理フローを
図 2-1-8 に示す。

計画処理量 6,010t/年は、高松市西部クリーンセンターで焼却処理 4,676t/年（破碎処理
後焼却を含む。）、破碎・資源化処理 702t/年を行った後、綾川町一般廃棄物最終処
分場で 680t/年を埋立処分している。

また、直接資源化、中間処理後資源化、民間委託、集団回収を併せた資源化量は 1,375t
であり、排出ごみ量（集団回収を含む。）の 21.8%を占める。



※ 焼却残渣量は、高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される
破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣

※※ 「その他」は電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみである。

図 2-1-8 平成 25 年度における綾川町のごみ処理フロー

3. ごみの性状

ごみの性状については、焼却処理又は溶融処理施設による焼却ごみのごみ質、また、資源化ごみの品目別組成割合によりそれぞれ明らかになっている。

ここでは、それらについて述べる。

1) 焼却処理施設におけるごみ質

綾川町のごみ焼却処理は、高松市西部クリーンセンターで行われている。高松市西部クリーンセンターにおける平成21年度～平成25年度のごみ質分析結果年間平均値を表2-1-9及び図2-1-9-1～2-1-9-2に示す。

尚、高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理対象が高松市、綾川町の可燃ごみであるため、表2-1-8に示すデータは、これら2市町のごみを合せたものである。

平成21年度～平成25年度におけるごみ質は、三成分割合では、概ね可燃分、灰分が微増傾向にあり、水分は平成23年度に一時増加したが、変動しながらも減少する傾向にある。物理的組成では、紙・布類概ね減少傾向にあり、木・竹・わら類及びビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、その他が増加傾向にある。この傾向は、可燃分の増加に現れており、発熱量も概ね増加傾向となっている。

表 2-1-9 平成21年度～平成25年度における

高松市西部クリーンセンターごみ焼却施設のごみ質（年度別平均値）

項 目		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
三 成 分	水分	%	47.68	47.90	50.73	44.03	43.38
	可燃分	%	45.25	46.53	43.48	49.49	47.41
	灰分	%	7.07	5.57	5.79	6.48	9.21
単位体積重量		%	174	167	174	201	204
物 理 的 組 成	紙・布類	%	35.60	33.45	32.10	32.93	22.31
	木・竹・わら類	%	12.70	17.23	17.65	13.29	18.48
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	19.48	14.95	12.23	13.94	17.31
	厨芥類	%	20.78	31.33	29.50	27.30	27.56
	不燃物類	%	7.15	2.05	7.88	2.57	4.56
	その他	%	4.29	0.99	0.64	9.97	9.78
発 熱 量	低位発熱量（計算値）	KJ/kg	7,330	7,560	7,590	8,270	8,680
	低位発熱量（実測値）	KJ/kg	8,190	8,070	6,920	9,830	10,350

高松市による資料

三成分、単位体積重量、発熱量は湿ベース、物理的組成は乾ベースとする。

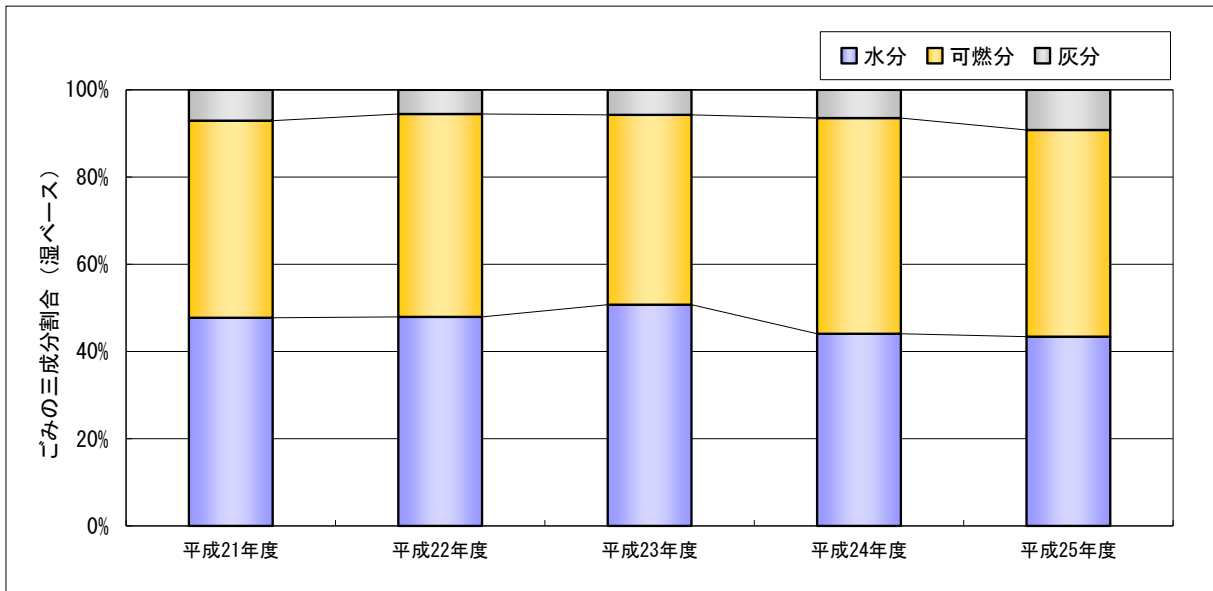


図 2-1-9-1 ごみの三成分の年間平均値の推移 (平成 21 年度～平成 25 年度)

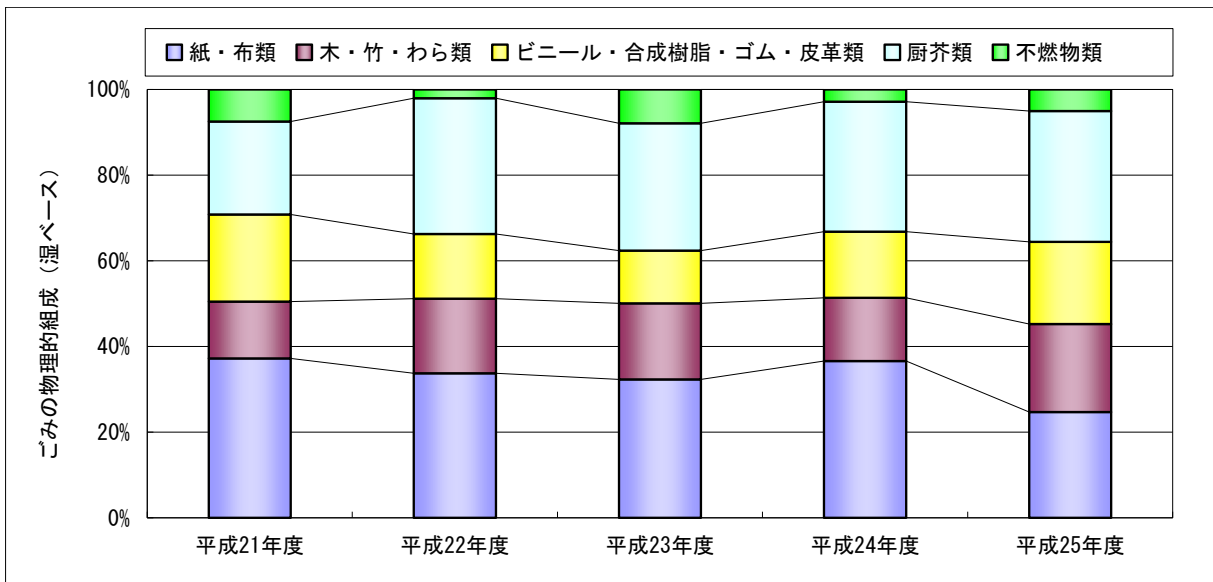


図 2-1-9-2 ごみの物理的組成の年間平均値の推移 (平成 21 年度～平成 25 年度)

2) 資源化物の組成割合

直接資源化量、中間処理後資源化量及び集団回収量を併せた総資源化量の組成割合を表 2-1-10 及び図 2-1-10 に示す。

資源化物の割合では、紙類が最も多く、次いで金属類となっている。割合に大きな変動はないが、布類は平成 22 年度以降計上されておらず、その他は平成 23 年度～平成 24 年度において計上されている。

表 2-1-10 資源化物の組成割合（平成 21 年度～平成 25 年度）

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙類	58.5%	59.5%	60.5%	58.4%	59.8%
金属類	14.2%	11.8%	10.8%	10.6%	10.5%
ガラス類	11.9%	12.6%	13.5%	13.5%	12.0%
ペットボトル	3.9%	4.3%	3.8%	4.1%	4.2%
プラスチック類	10.9%	11.8%	10.3%	12.8%	13.5%
布類	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他※	0.0%	0.0%	1.1%	0.6%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「その他」は、電池・蛍光灯等

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 21 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町による。

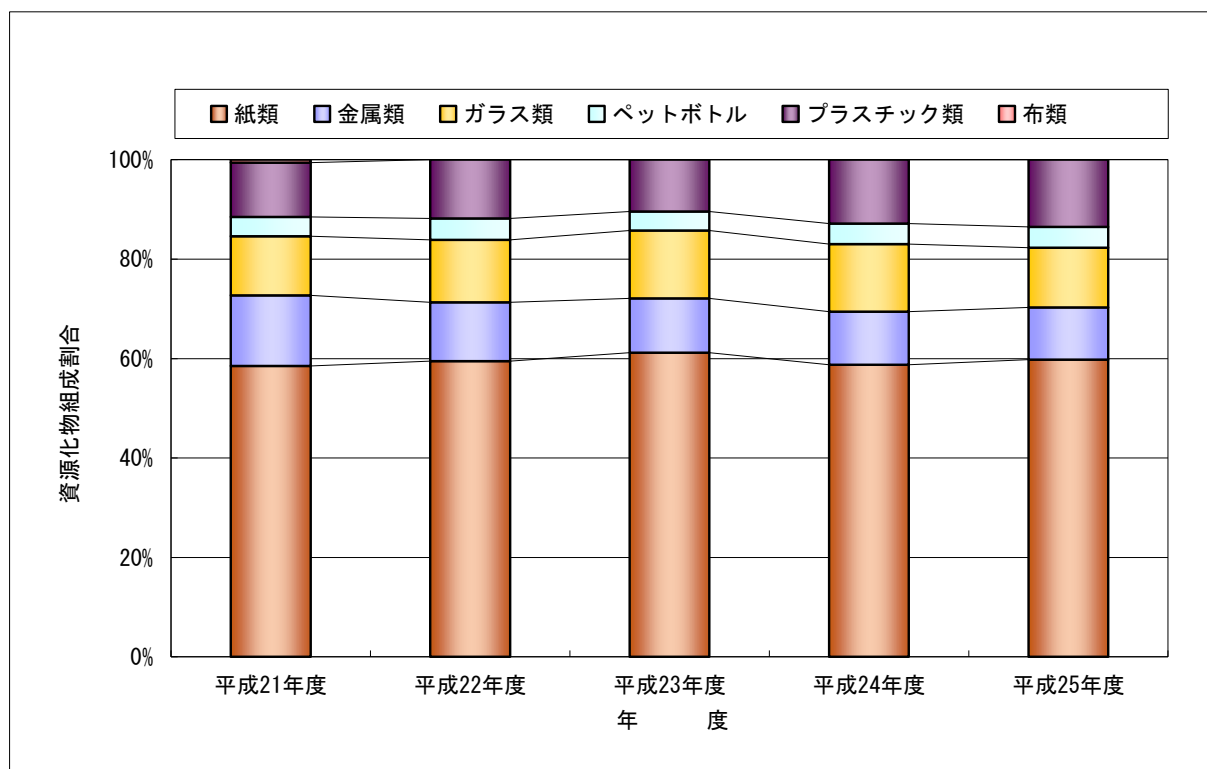


図 2-1-10 資源化物の組成割合（平成 21 年度～平成 25 年度）

4. 温室効果ガス排出量

における温室効果ガス排出量をごみ処理に関する活動量より算出したものを表 2-1-11 に示す（算出根拠は参考資料参照）。

ごみ処理における温室効果ガス排出は、

- ①収集運搬過程 : 収集運搬車両の走行、燃料の使用、電気の使用、HFC（ハイドロフルオロカーボン）封入エアコンの使用
- ②中間処理過程 : 焼却処理における助燃材の使用、廃棄物の燃焼、電気の使用
- ③廃棄物の直接最終処分 : 埋立作業による燃料の使用、電気の使用、廃棄物の分解

の3段階での生成量を算出するが、現在収集運搬過程及び最終処分過程における活動量は把握していないため、中間処理過程における生成量を算出した。

値はいずれも二酸化炭素（CO₂）に換算したものである。

中間処理過程である高松市西部クリーンセンターの焼却処理及び破碎・資源化処理で生じるCO₂のうち、綾川町分として各ごみ処理量で按分して算出した結果、1,462～1,821t-CO₂/年の排出量となっている。

表 2-1-11 平成 21 年度～平成 25 年度における温室効果ガス排出量試算結果

単位：t-CO₂/年

	収集運搬過程	中間処理過程	直接最終処分	計
平成 21 年度	未計上	1,821	未計上	1,821
平成 22 年度		1,483		1,483
平成 23 年度		1,462		1,462
平成 24 年度		1,515		1,515
平成 25 年度		1,725		1,725

※高松市西部クリーンセンターにおける燃料使用量は、全て中間処理過程に組み込むものとした。尚、収集運搬過程及び直接最終処分によるCO₂排出量は、活動量（電力使用量及び燃料使用量等）が把握されていないため、今回は計上しないものとする。

5. ごみ処理体制

綾川町における平成 26 年度現在のごみ処理体制を表 2-1-12 に示す。

綾川町では、基本的に家庭系ごみは収集運搬を町が委託により行い、事業系ごみは、排出事業者が町収集許可業者に依頼する体制としている。中間処理については、可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ処理は高松市が主体となっているごみ処理事業に委託する形式としている。また、資源化物の回収については、高松市による破碎ごみ、粗大ごみからの資源回収のほか、資源ごみは、民間及び容器包装リサイクル協会へリサイクル処理を委託している。

最終処分については、高松市西部クリーンセンターから排出される焼却残渣（綾川町相当分 ばいじんを除く。）を綾川町一般廃棄物最終処分場で埋立処分しているほか、同施設での破碎・選別後の不燃残渣は、本町陶にある高松市一般廃棄物陶最終処分場で埋立処分されている。尚、綾川町一般廃棄物最終処分場では、高松市旧国分寺町分の埋立処分も併せて行っている。

表 2-1-12 綾川町のごみ処理体制（平成 26 年度現在）

区 分		実施主体
収集・運搬		家庭系：町（民間委託） 事業系：許可業者に依頼
中間処理	可燃ごみ	高松市（委託）
	破碎ごみ	高松市（委託）
	資源ごみ	紙、缶、ペットボトルは民間委託 びん、プラスチック類は容器包装リサイクル協会に委託
	粗大ごみ	高松市（委託）
最終処分		綾川町

6. ごみ収集区分

綾川町のごみ収集区分は、平成 26 年度現在、表 2-1-13-1～2-1-13-2 に示す内容で行っている。

収集ごみは、可燃ごみ（燃やせるごみ）、破碎ごみ（破碎ごみ）、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみであり、住民が直接回収箱に持ち込むごみとして小型家電類がある。

家電、自動車等のリサイクル法対象品については、町の計画処理対象外としている。

表 2-1-13-1 綾川町における分別収集区分(1) (平成 26 年度現在)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・衛生用品 ・食用油 (紙に染み込ませるか、固形化したもの) ・草・落ち葉、雑木、剪定くず (直径 5 cm 以内の枝で長さ 50 cm 以内に束ね「燃やせるごみ処理券」を貼る。) ・紙くず (資源回収できない紙) ・衣類 (枕、クッション等で 50 cm × 50 cm × 100 cm 未満のものを含む。) ・ぬいぐるみ ・灰類 ・カセットテープ・ビデオテープ類 ・紙おむつ ・ペット用砂 	<p>指定袋 (白色) (大：300 円/10 枚) (中：200 円/10 枚) (小：100 円/10 枚) に入れる</p> <p>※雑木・剪定くず 直径 5 cm 以内の枝で長さ 50 cm 以内に束ね、燃やせるごみ処理券 (300 円/10 枚) を貼る。</p>	<p>2 回/週 (火曜日・金曜日) 綾川町全域</p>	
破碎ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 (コップ、ケース、皿、化粧品、医薬品のビン、調理器具等) ・陶器類 (茶碗、皿、容器、壺、置物等) ・金属類 (容器、器具、製品等) ・家電製品 (ビデオ、ラジカセ、ミニコンポ、コーヒーマーカー、掃除機、照明器具、スピーカー、扇風機、換気扇、ワープロ、ゲーム機、ドライヤー、シェーバー等の小型の家電製品) ・家具類 (指定袋に入る小引き出し、マガジンラック) ・プラスチック類 (容器包装で汚れのひどい物、おもちゃ、乳母車) ・ゴム製品 (ホース、シート、パイプ 50 cm の大きさに切る。) ・使い捨てカイロ、保冷剤 	<p>指定袋 (緑色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 2、4 木曜日 陶地区：第 1、3 水曜日 滝宮地区：第 2、4 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1、3 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 2、4 月曜日</p>	
資源ごみ	紙	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール ・図鑑・小説など ・紙バック (銀紙が貼ってあるものは除く) ・新聞紙 (折込チラシを含む) ・雑誌 (カタログ) ・雑紙 (パンフレット・包装紙・紙袋・紙箱) 	<p>種類ごとに分けて、紐でしばる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 1 水曜日 陶地区：第 2 水曜日 滝宮地区：第 3 水曜日 粉所、山田、東分、羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 水曜日</p>
	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ、スチール (穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ等、飲料缶、缶詰、ミルク缶、お菓子の缶、ボトル缶のフタ、ビンに付いているアルミ製のフタ、ビールなどのフタ (王冠)) 	<p>透明又は半透明のビニール袋に入れる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 2 木曜日 陶地区：第 3 水曜日 滝宮地区：第 2 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 月曜日</p>
	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料、調味料等の「食べられるもの」が入っていたビン (一升ビン・ビールビンなどのリターナブルビンは酒屋へ。薬品・化粧品・陶器のビンは破碎ごみへ) 	<p>指定袋 (ピンク色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマークの 1 がボトルの底及び側面についているペットボトル (飲料用、しょうゆ、酒類) 	<p>指定袋 (水色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトル (食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスのボトルでペットボトル以外のボトル 水ですすいで出す。汚れのひどいものは破碎ごみへ。) ・カップ (プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器など) ・袋 (お菓子の袋、レトルトの袋など) ・発泡スチロール (容器包装プラスチック(右)の表示のあるもの) ・トレイ (魚・肉用トレイ、刺身皿など) ・その他 (プリンなどのフタ、電気製品の緩衝材、メロン、リンゴなど果物用緩衝材) 	<p>指定袋 (黄色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 1、3 木曜日 陶地区：第 2、4 水曜日 滝宮地区：第 1、3 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 2、4 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 1、3 月曜日</p>	

表 2-1-13-2 綾川町における分別収集区分(2) (平成 26 年度現在)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 各種蛍光灯、電球 (元箱又は透明な袋に入れて、破損物も可) 乾電池、 (筒型 その他の形状のものは販売店に出す) 使い捨てライター 水銀体温計 など 	<p>指定袋なし</p> <p>透明なビニール袋に入れて、ごみステーションの白いかごに入れる。</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区：第4月曜日</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 (たんす、食器棚、机・テーブル類、椅子・ソファ類、サイドボード、テレビ台、本棚、飾り棚、ベッド、靴箱、米櫃、衣装ケース、カーペット類、よしず、すだれ類) 寝具類 (毛布、布団、マット等はひもで縛って出す) 剪定くず (直径 20 cm 以内の枝を長さ 1m 以内にして束ねる) 自転車、一輪車、三輪車、その他の品で 50 cm × 50 cm × 100 cm 以上のもの 家電家具類 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、液晶・プラズマ式テレビ、ブラウン管式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く) 	<p>粗大ごみ処理券 (200 円/10 枚) を粗大ごみ 1 つに 1 枚貼って出す。 販売を終了した 「破碎ごみ処理 券」を使用すること もできる。)</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第4木曜日 陶地区：第1水曜日 滝宮地区：第4水曜日 粉所、山田、東分地区：第3木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区：第2月曜日</p>
小型電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> 小型電子機器類 (パソコンを除く) (携帯電話、スマホ、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD プレーヤー、テーブルコーダ(デッキ除く)、IC レコーダ、ipod 等、電子辞書、ゲーム機類、ETC ユニット、ポータブルラジオ、ポータブル DVD ビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品、AC アダプタ、各種接続ケーブル等) 	<p>町設置のリサイクルボックスへ直接持ち込み</p>	<p>月～金 (年末年始、土日、祝日を除く) 綾川町役場と綾上支所に設置の小型家電リサイクルボックスへ持ち込み</p>
町で収集しないごみ	家電 4 品目及び家庭用パソコン	<ul style="list-style-type: none"> エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ 洗濯機・衣類乾燥機 パソコン 	<p>リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入</p>
	堅牢なもの	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、湯ノックス、小型物置、ボウリングの玉等 	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー 	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄法に定める産業廃棄物 (農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン (2 枚以上)、壁土、タイヤ、苗床 	<p>産業廃棄物処理業者にて引き取り</p>
	処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、オートバイ (50cc 以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP 製品 (バスタブ、ボート、タンク等)、ヘドロ、汚泥 	<p>購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼</p>

※「平成 26 年度～綾川町家庭ごみ分別と正しい出し方」、「保存版ごみ分別ガイドブック」による。

7. ごみ処理に係る費用

ごみ処理に係る費用について、表 2-1-14 に示す。

歳出面では、収集運搬委託及び高松市への処理委託が大きな割合を占め、平成 25 年度では、歳出全体の約 85%を占める。

建設改良費は、平成 23 年度～平成 24 年度で計上されているが、他の年度では計上されていない。また、

表 2-1-14 綾川町のごみ処理に係る費用（平成 21 年度～平成 25 年度）

単位：千円

年度	歳出（建設改良費＋処理維持管理費＋その他）												
	建設改良費（組合分担金を除く）				処理及び維持管理費（組合分担金を除く）							その他	
		工事費	調査費	組合 分担金		人件費	処理費	車両等 購入費	委託費	組合 分担金	調査 研究費		
平成 21 年度	151,499	0	0	0	0	130,924	19,964	0	0	110,960	0	0	20,585
平成 22 年度	157,025	0	0	0	0	136,860	13,447	0	0	123,413	0	0	20,165
平成 23 年度	158,299	5,395	5,395	0	0	141,884	4,633	0	0	137,251	0	0	11,020
平成 24 年度	148,009	1,271	1,271	0	0	133,129	4,644	0	0	128,485	0	0	13,609
平成 25 年度	158,314	0	0	0	0	136,824	2,545	0	0	134,279	0	0	21,490

※平成 21 年度～平成 22 年度における人件費には、当時のごみ直営収集の人件費を含む。

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 21 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町による。

第2節 ごみ処理の評価

ここでは、実績をもとに綾川町のごみ処理の現状を客観的に評価した。評価指標を表2-2-1に示す。

評価指標については、「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」に準じ、以下の項目を選定し、「公共サービス」を除く「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」の視点から、それぞれ示されている指標について評価を行った（各指標についての算出方法は、添付資料8を参照。）。

表2-2-1 ごみ処理の評価指標

視 点	指標で測るもの	指 標 の 名 称
循環型社会形成	①廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量
	②再生利用	廃棄物からの資源回収量
	③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量
	④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	⑤温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量
経済性	⑥費用対効果	人口1人当たり年間処理経費
		資源回収に要する費用
		エネルギー回収に要する費用
		最終処分減量に要する費用

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」一部抜粋

1. 循環型社会形成

1) 廃棄物の発生

廃棄物の発生については、人口1人1日当たりのごみ排出量を算出した。

平成21年度～平成25年度における1人1日当たりごみ総排出量を表2-2-2及び図2-2-2に示す。

過去5年間の1人1日当たりのごみ排出量は、0.604～0.693kg/人・日であり、平均値は0.663kg/人・日である。

平成24年度における1人1日当たりごみ排出量の全国平均は、0.963kg/人・日であり、綾川町の実績では、いずれの年度においてもこれを下回っている。

表 2-2-2 綾川町の1人1日当たりごみ総排出量の実績（平成21年度～平成25年度）

年 度	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	全国平均値
平成21年度	0.604	0.963
平成22年度	0.647	
平成23年度	0.693	
平成24年度	0.680	
平成25年度	0.689	
平均値	0.663	

$$(\text{1人1日当たりごみ総排出量}) = (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量}) \div (\text{計画収集人口}) \div 365 \text{日}$$

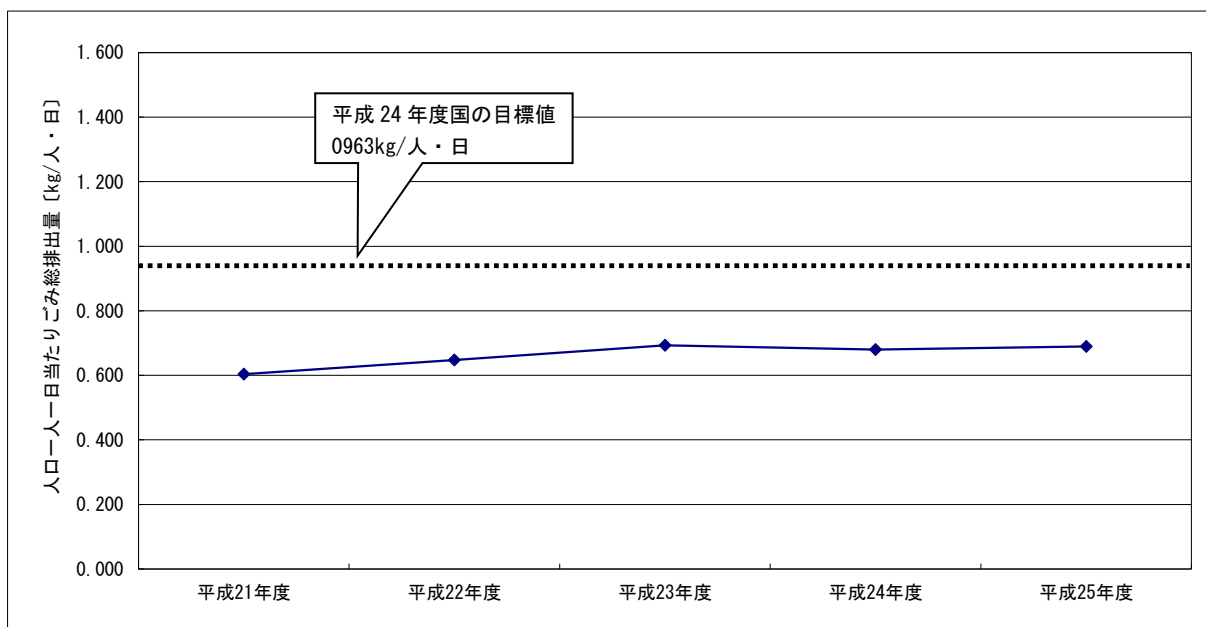


図 2-2-2 綾川町の1人1日あたりごみ総排出量の実績（平成21年度～平成25年度）

2) 再生利用

再生利用については、廃棄物からの資源回収率を算出した。

平成 21 年度～平成 25 年度における資源回収率を表 2-2-3 及び図 2-2-3 に示す。

過去 5 年間の廃棄物からの資源回収率は、0.205～0.219t/t であり、平均値は 0.213t/t である。

国の平成 22 年度目標値は 0.25t/t であり、これ以降国の目標値は明確に示されていないが、綾川町の実績では、いずれの年度においてもこれを下回っている。

表 2-2-3 綾川町の廃棄物からの資源回収率の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	資源回収率 (t/t)	国の目標値 (平成 27 年度)
平成 21 年度	0.205	0.25
平成 22 年度	0.212	
平成 23 年度	0.211	
平成 24 年度	0.219	
平成 25 年度	0.218	
平均値	0.213	

$$(\text{廃棄物からの資源回収率}) = (\text{総資源化量}) \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$$

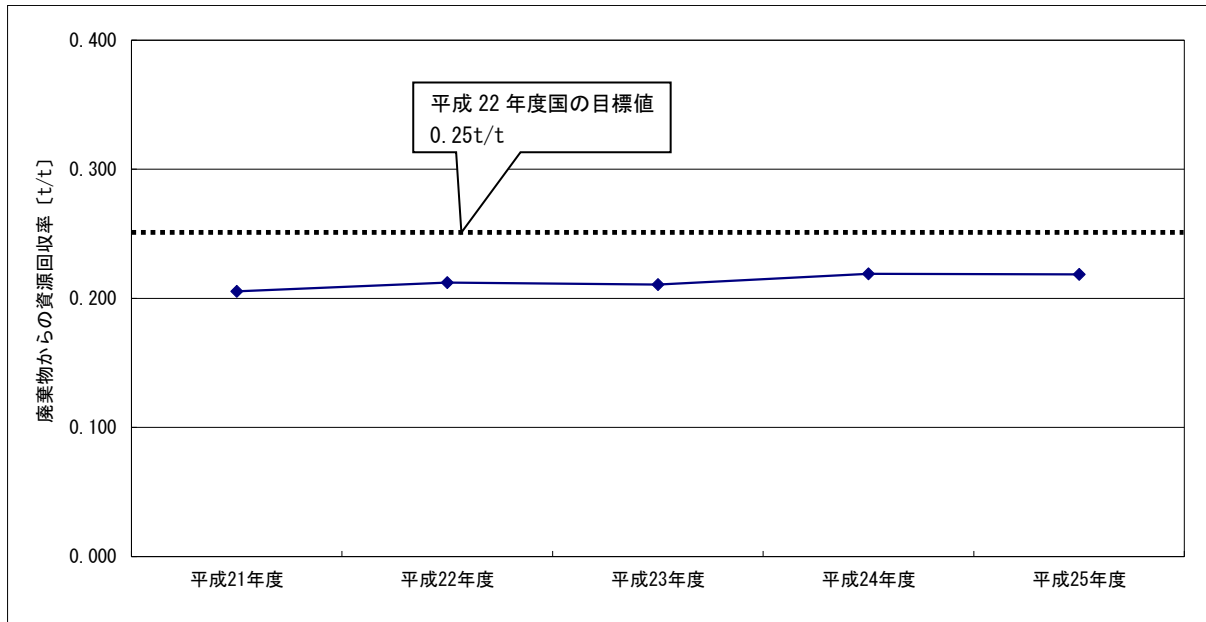


図 2-2-3 綾川町の廃棄物からの資源回収率の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

3) エネルギー回収・利用

エネルギー回収・利用については、廃棄物からのエネルギー回収量を算出した。

平成 21 年度～平成 25 年度における廃棄物からのエネルギー回収量を表 2-2-4 及び図 2-2-4 に示す。

過去 5 年間の廃棄物からのエネルギー回収量（正味）は、-19.4～23.5MJ/t であり、平均値は-4.2MJ/t である。高松市西部クリーンセンターでは、発電及び温水利用が行われているが、全エネルギー回収量から投入エネルギーを差し引いた正味のエネルギー回収量は、平成 22 年度にプラスとなっている以外は、いずれの年度でもわずかにマイナスとなっており、廃棄物からのエネルギー回収量よりも投入エネルギーが多くなっている。

表 2-2-4 綾川町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	廃棄物からのエネルギー回収量 (MJ/t)	目標値
平成 21 年度	-11.5	—
平成 22 年度	23.5	
平成 23 年度	-19.4	
平成 24 年度	- 0.9	
平成 25 年度	-12.8	
平均値	- 4.2	

(廃棄物からのエネルギー回収量) = (エネルギー回収量 (正味))

÷ (熱回収施設 (可燃ごみ処理施設) における総処理量)

(エネルギー回収量 (正味)) = (施設での発電電力量) + (発電以外のエネルギー回収量) - (施設での購入電力量) - (燃料の種類毎の消費量) × (燃料の種類毎の発熱量)

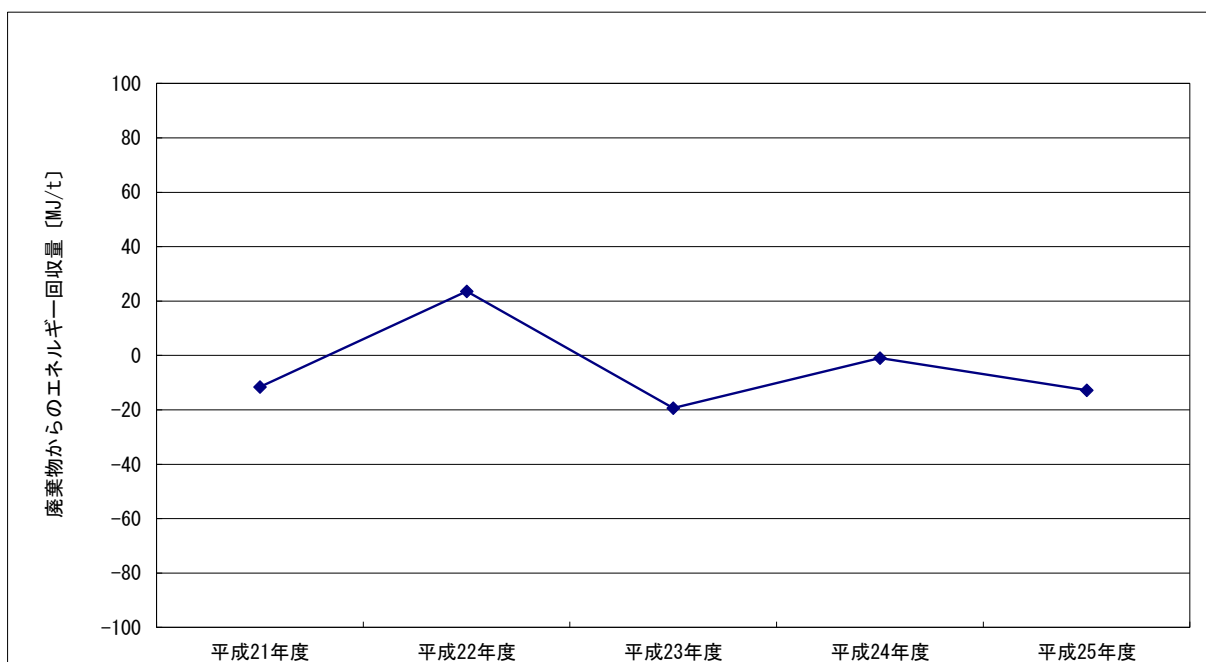


図 2-2-4 綾川町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

4) 最終処分

最終処分については、廃棄物のうち最終処分される割合を算出した。

平成 21 年度～平成 25 年度における廃棄物のうち最終処分される割合を表 2-2-5 及び図 2-2-5 に示す。

過去 5 年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、平成 21 年度～平成 25 年度まで 0.15～0.18t/t が計上されており、平成 22 年度以降は 0.15t/t で横ばいとなっている。

国の目標値は、平成 27 年度で 0.11t/t とされるが、実績はいずれの年度もこの値を上回っている。

表 2-2-5 綾川町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	国の目標値 (平成 27 年度)
平成 21 年度	0.18	0.11
平成 22 年度	0.15	
平成 23 年度	0.15	
平成 24 年度	0.15	
平成 25 年度	0.15	
平均値	0.16	

(廃棄物のうち最終処分される割合) = (最終処分量) ÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)

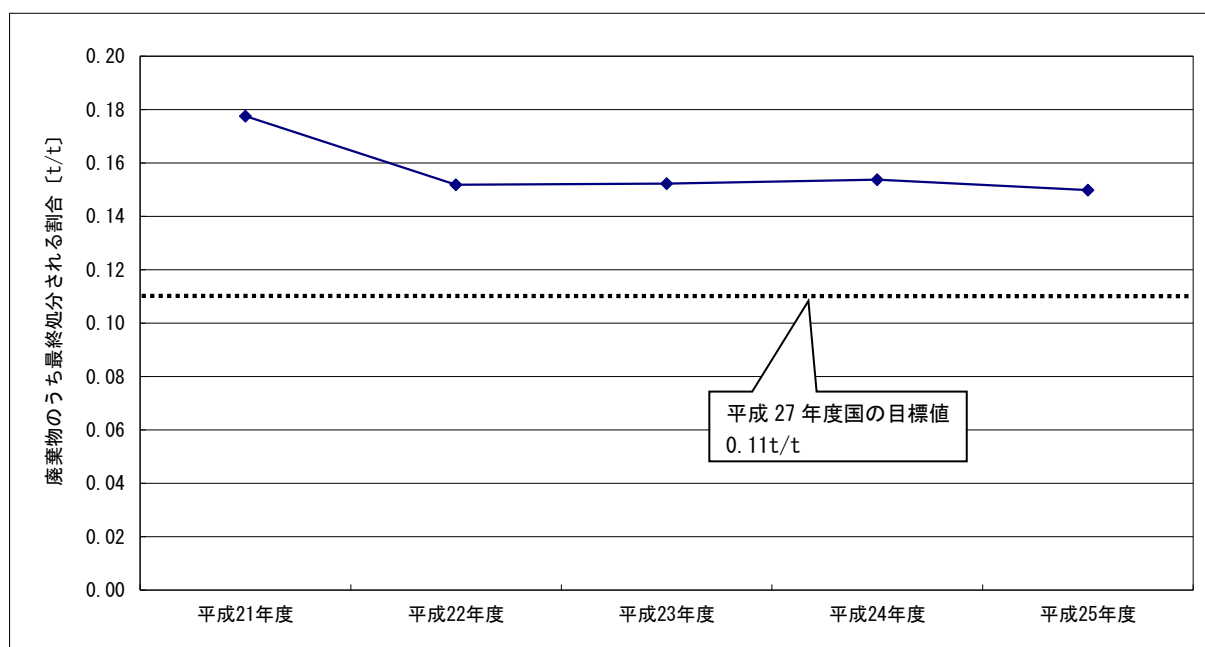


図 2-2-5 綾川町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）

温室効果ガスについては、廃棄物処理のうち、高松市西部クリーンセンターにおける処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量を算出した。

平成21年度～平成25年度における温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量を表2-2-6及び図2-2-6に示す。

過去5年間の実績では、0.157～0.193kg-CO₂/人・日であり、平均値は0.167kg-CO₂/人・日である。

国の目標値は0.305kg-CO₂/人・日であり、過去5年間はこの目標値を下回る値となっているが、町の収集運搬過程及び最終処分過程における排出量については計上していないため、今後これらを含めた温室効果ガス排出量の把握が必要となる。

表2-2-6 綾川町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
(平成21年度～平成25年度)

年 度	廃棄物処理に伴う 温室効果ガスの 人口1人1日当たり の排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	国の目標値
平成21年度	0.193	0.305
平成22年度	0.158	
平成23年度	0.157	
平成24年度	0.165	
平成25年度	0.189	
平均値	0.167	

$$(\text{廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量}) = (\text{温室効果ガス排出量(正味)}) \div (\text{人口}) \div 365 \text{日}$$

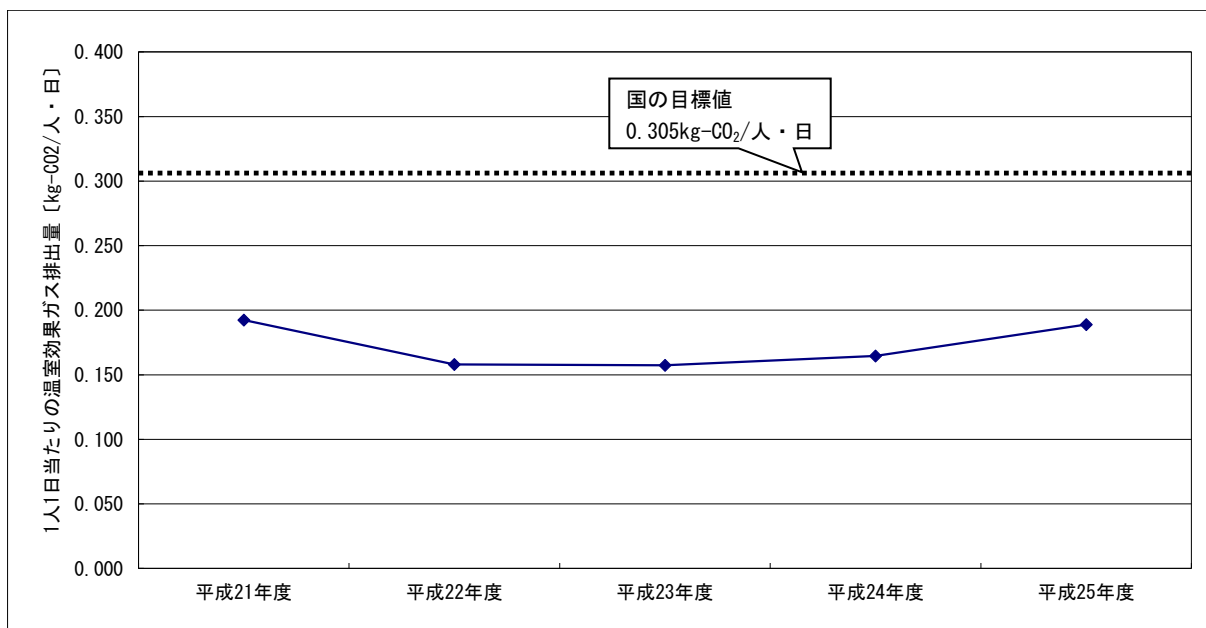


図2-2-6 綾川町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
(平成21年度～平成25年度)

3. 経済性（費用対効果）

1) 人口1人当たり年間処理経費

平成21年度～平成25年度における人口1人当たり年間処理経費を表2-2-7及び図2-2-7に示す。

過去5年間の実績では、約5,051～5,573円/人・年であり、平均値は5,340円/人・年である。

香川県平均値は11,326円/人・年であるが、綾川町の実績はこれを大きく下回っている。これは、主要な処理が広域処理であり、かつ1日1人当たりごみ排出量が比較的小さいことが要因として挙げられる。

表2-2-7 綾川町の人口1人当たりの年間処理経費の実績（平成21年度～平成25年度）

年 度	人口1人当たりの 年間処理経費 (円/人・年)	香川県平均※ (参考)
平成21年度	5,051	11,326
平成22年度	5,326	
平成23年度	5,573	
平成24年度	5,278	
平成25年度	5,470	
平均値	5,340	

(人口1人当たりの年間処理経費) = (廃棄物処理に要する総費用(建設費除く)) ÷ (計画収集人口)

※香川県平均は平成21～24年度

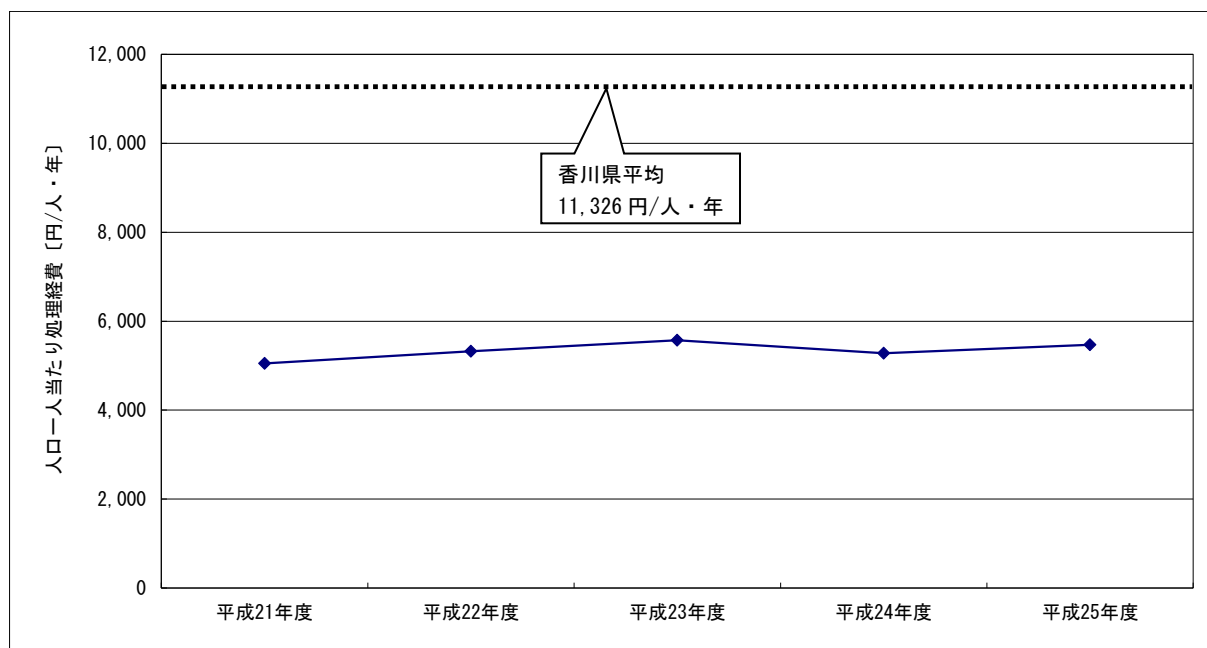


図2-2-7 綾川町の人口1人当たりの年間処理経費の実績（平成21年度～平成25年度）

2) 資源回収に要する費用

平成 21 年度～平成 25 年度における資源回収に要する費用として推定したものを表 2-2-8 及び図 2-2-8 に示す。

過去 5 年間の実績による推定では、資源化物 1t 当りに要する費用は、17,246～20,484 円/t であり、平均値は 18,245 円/t である。

尚、綾川町の処理経費は、収集運搬費のうち資源ごみに係るもの、中間処理費に係る委託費用のうち破碎ごみに関するものとし、直接費用を計上することは困難なため、それぞれの費用をごみ量のうち対象となる資源ごみ収集量及び破碎ごみ・粗大ごみ処理量の比率で按分して求めた。

表 2-2-8 綾川町の資源回収に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	資源回収に 要する費用 (円/t)
平成 21 年度	20,484
平成 22 年度	18,034
平成 23 年度	17,527
平成 24 年度	17,246
平成 25 年度	17,936
平均値	18,245

$$(\text{資源回収に要する費用}) = (\text{資源化に要する総費用 (正味)}) \div (\text{総資源化量})$$

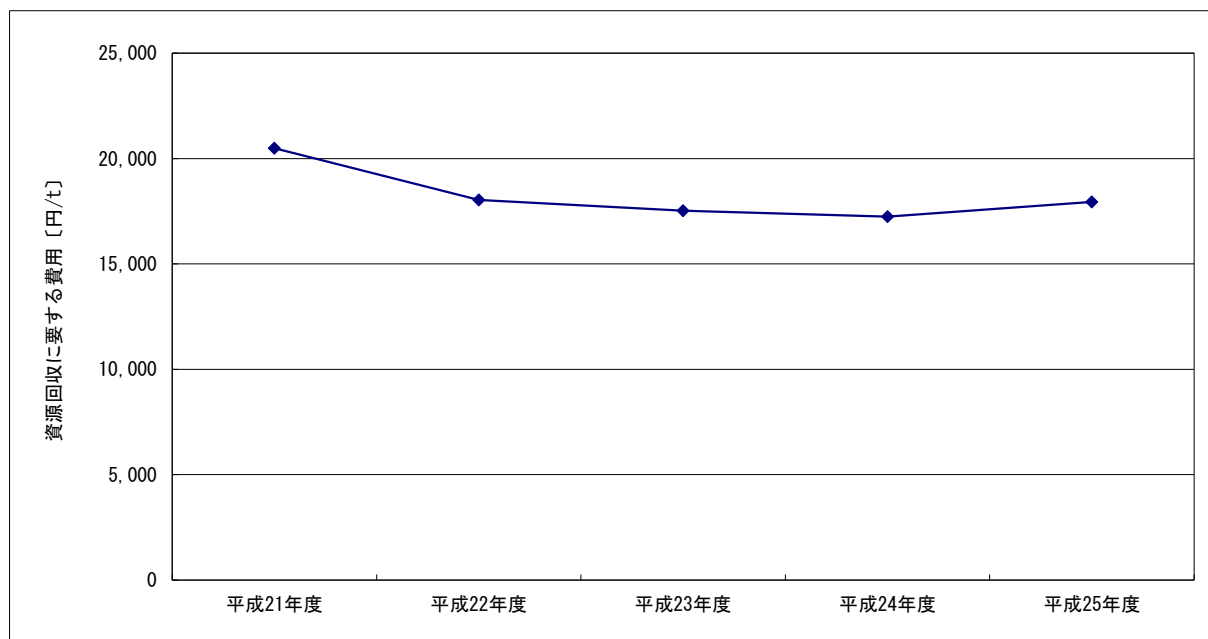


図 2-2-8 綾川町の資源回収に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

3) エネルギー回収に要する費用

平成 21 年度～平成 25 年度におけるエネルギー回収に要する費用を表 2-2-9 及び図 2-2-9 に示す。

エネルギー回収に要する費用は、約-12,011～504 円/MJ、平均値は-2,970 円/MJ である。費用がマイナスになっているのは、「1. 循環型社会形成回収 3) エネルギー回収・利用」において、回収エネルギーよりも投入エネルギーが多いと算出されたため、エネルギー回収量（正味）がマイナスになることによる。

表 2-2-9 綾川町のエネルギー回収に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	エネルギー回収 に要する費用 (円/MJ)
平成 21 年度	- 1,803
平成 22 年度	504
平成 23 年度	- 626
平成 24 年度	-12,011
平成 25 年度	- 912
平均値	- 2,970

(エネルギー回収に要する費用) = (エネルギー回収に要する総費用(正味)) ÷ (エネルギー回収量(正味))
 (エネルギー回収に要する総費用(正味))は、中間処理費用及び委託費について、焼却処理量の比率(全処理量のうち焼却処理量の重量比率)を用いて求めた。

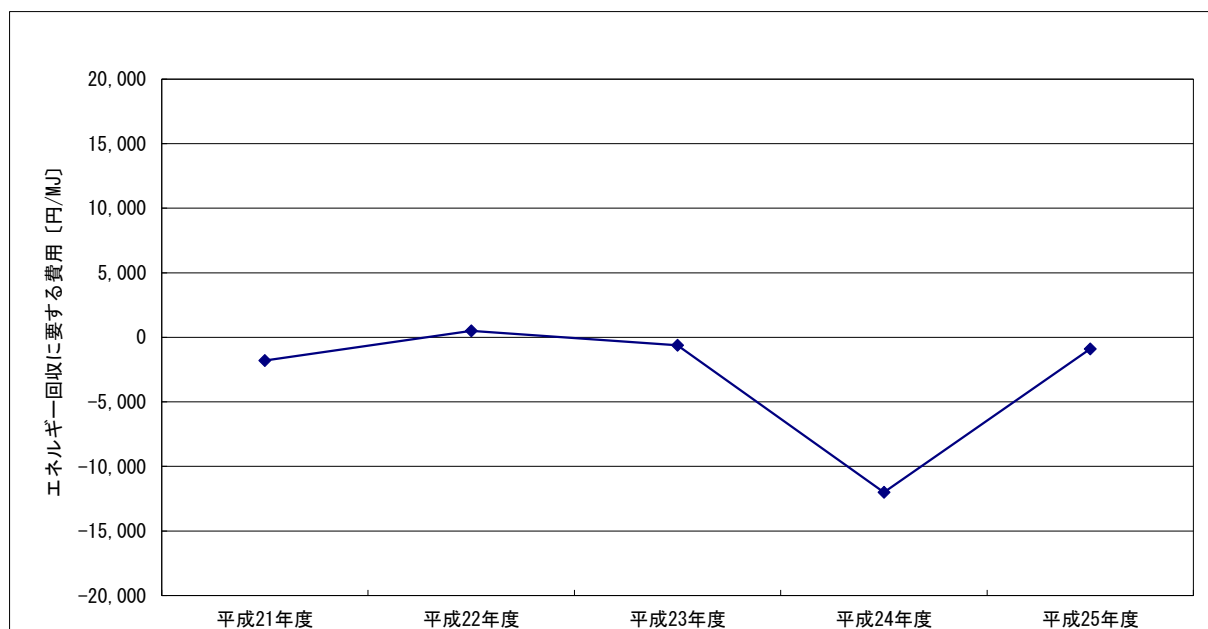


図 2-2-9 綾川町のエネルギー回収に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

4) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用とは、最終処分する量を減らすために要した費用として、経常経費のうち、最終処分に係る費用を除いたものを搬入量から最終処分量を除いたもので割って求めた費用である。

平成 21 年度～平成 25 年度における最終処分減量に要する費用を表 2-2-10 及び図 2-2-10 に示す。

過去 5 年間の実績では、最終処分減量に要する費用は 23,741～26,039 円/t となっており、平均値は 24,641 円/t である。

表 2-2-10 綾川町の最終処分減量に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平成 21 年度	26,039
平成 22 年度	24,854
平成 23 年度	24,146
平成 24 年度	23,741
平成 25 年度	24,427
平均値	24,641

(最終処分減量に要する費用) = (最終処分減量に要する総費用) ÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

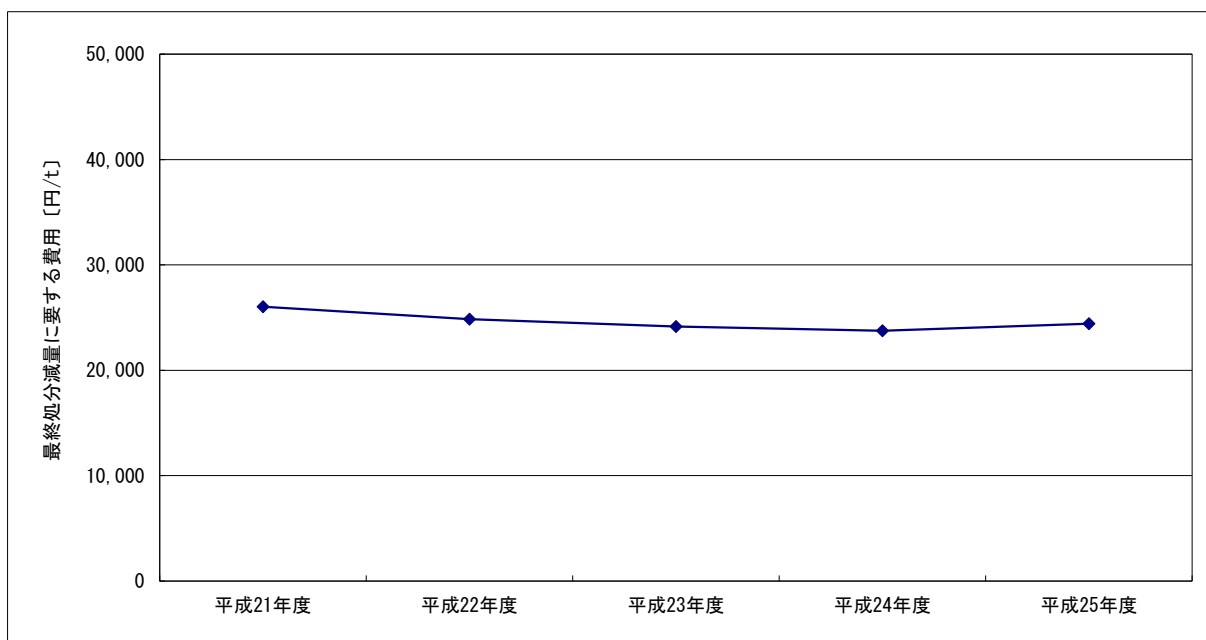


図 2-2-10 綾川町の最終処分減量に要する費用の実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

4. ごみ処理の評価

「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」について、それぞれの指標に基づいて過去の実績をまとめた結果、「循環型社会形成」については、ごみ排出量は比較的少ない状態であると判断できるが、再生利用量はやや少なく、最終処分量がやや多いことが読み取れる。「地球温暖化防止」については、現状では指標のうち把握できていないものがある。「経済性」については、人口1人当たりのごみ処理経費が香川県平均を下回っている点では、ごみ処理に対する負担が少ないといえる。

費用面では、綾川町は、人口規模がはるかに大きい高松市での広域処理を主体としていることが、香川県平均を下回っている要因であると考えられる。

表 2-2-11 ごみ処理評価指標のまとめ

指 標		単 位	実績 (平均値)	目標値
①廃棄物の発生	1人1日あたりごみ総排出量	kg/人・日	0.663	※0.963
②再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	0.213	0.25
③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	-4.2	—
④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.16	0.11
⑤温室効果ガスの排出	人口1人1日当たり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人・日	※※0.167	0.305
⑥費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	5,340	※※※11,326
	資源回収に要する費用	円/t	18,245	—
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	-2,970	—
	最終処分減量に要する費用	円/t	24,641	—

※ 平成24年度における全国平均値

※※ 収集運搬過程、最終処分過程に関するものを除く。

※※※香川県平均値（平成21年度～平成24年度）

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国による計画

一般廃棄物に関する国の計画としては、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法（平成12年 法律第110号）」に基づく「循環型社会推進基本計画」が挙げられる。

「循環型社会形成推進基本計画」は、平成15年度より実施され、5年ごとの見直しを経て、平成26年現在、第2次計画が実施されている（第2次循環型社会形成推進基本計画：平成23年度～平成27年度）。また、平成25年5月30日には第3次計画が閣議決定された。

現在実施されている第2次計画では、循環型社会の形成をより推進するために図2-3-1に示す内容を目標に掲げ、国民、事業者、行政等すべてが目標を達成するよう努めることとされている。現在では、この取組みの進展、個別リサイクル法の整備等により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組みは着実に進展していると評価されている。

次期計画である第3次計画では、2次計画までの廃棄物の減量化に重きを置いてリサイクル等を推進していくステージから、今後は、環境保全、安全・安心を確保した上で廃棄物等の有効活用による資源生産性の向上及び天然資源の消費抑制を図るという、循環の質に着目した取組みを行うとしている。

これは、平成23年3月に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、国民の安全、安心に関する意識が高まっており、大量の災害廃棄物の処理や再生利用、放射能汚染廃棄物の適正かつ安全な処理が課題となっていること、近年の資源価格の高騰にみられるように世界全体で資源制約が強まると予想されることによる。

その一方で、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立てられている現状や、発展途上国などの経済成長や人口増加に伴い、国際的に廃棄物発生量が増加すると予想されていることを考慮し、国際的な取組みとして、わが国の廃棄物・リサイクル産業の国際展開や支援等を通じ、地球規模での循環型社会の形成を目指すとともに、途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入や海外への輸出の円滑化を目指すとしている。

その他、「循環型社会形成推進基本計画」に関連する計画として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号 以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項に定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月 環境省告示第34号 以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）」が挙げられる。「廃棄物処理法に基づく基本方針」は、「循環型社会形成推進基本法」が「廃棄物処理法」の上位法令として制定されているため、「循環型社会形成推進基本計画」に沿った見直しが行われているが、平成26年度現在、第3次計画を受けた見直しはまだ行われていない。

「循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理法に基づく基本方針」には、廃棄物の減量化、再生利用及び最終処分についてそれぞれ数値目標が示されている。

第1次計画における平成22年度の減量化目標、第2次計画における平成27年度の減量化目標及び第3次計画における平成32年度の減量化目標を表2-3-1-1～2-3-1-3に示す。

主体	指標の性格	リデュース	リユース	リサイクル
国民	目標	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ○一般廃棄物の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ◇1人1日当たりのごみ排出量：平成12年度比約10%減 ◇1人1日当たりに家庭から排出するごみの量：平成12年度比約20%減 ○「循環型社会に向けた意識・行動」の変化（意識調査） <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ人たち：約90% ・具体的な行動する人たち：約50% 	<ul style="list-style-type: none"> ●「中古品を扱う店やフリーマーケットで売買する」や「びん牛乳など再使用可能な容器を使った製品を買っている」等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「リサイクルしやすいように、びんなどは洗って出している」や「家庭で出たごみは分別して、定められた場所に出している」等
	推移モニター	<ul style="list-style-type: none"> ◇レンタル・リース業の市場規模 ◇詰め替え製品出荷率（洗剤） ◇レジ袋辞退率（マイバッグ持参率） ◇使い捨て商品販売量（輸入割り箸） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中古市場規模 ◇リターナブルびんの使用率 	
事業者	目標	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ○一般廃棄物の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ◇1人1日当たりのごみ排出量：平成12年度比約10%減 ◇事業系ごみの排出量：平成12年度比約20%減 ○産業廃棄物の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場：平成12年度比約60%減 		<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・上場企業実施率約50%以上 ・非上場企業同約30%以上 ○環境経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の認証取得数：普及拡大（現在約2万件） ・エコアクション21認証取得数6千件 ○循環型社会ビジネス市場の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・市場規模：平成12年度比約2倍
	推移モニター	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ○環境経営の推進： <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書 ・環境会計 ◇レンタル・リース業の市場規模 ◇詰め替え製品出荷率（洗剤） 	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会ビジネス市場の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用規模 ◇中古品市場規模 ◇リターナブルびんの使用率 ◇「リユースカップ」導入スタジアム数等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別リサイクル法、リサイクルガイドラインによるリサイクルの推進（参考）参照
地方公共団体	目標	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ○グリーン購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地方公共団体で実施 		
	推移モニター	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ◇地域の循環基本計画等策定数 >ごみ処理有料化実施自治体率 >リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）取組の上位10市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ◇資源化等を行う施設数（リサイクルプラザ等） 	<ul style="list-style-type: none"> >一般廃棄物リサイクル率 >集団回収量（一般廃棄物リサイクル率内訳） >リサイクル（リサイクル率）取組の上位10位市町村 >個別リサイクル法等によるリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法 容器包装の分別分別収集の実施自治体率 各品目別の市町村分別収集量等
連携・協働	目標			
	推移モニター	<ul style="list-style-type: none"> 3R 全般 ◇地方公共団体等主催の環境学習・相互交流会の実施回数 ◇「地域からの循環型社会づくり支援事業」への応募件数、効果的フォローアップの検討・実施 		
国		循環基本計画に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進		

【注釈】

- ・3R 全般の取組
- ：「第1次循環基本計画」に盛り込まれている取組指標
- ：「循環型社会に向けた意識・行動」の変化（意識調査）のうち、「行動」の項目に盛り込まれているもの
- >：循環基本計画以外で既存の施策の中で既に把握できているもの
- ◇：上記以外で、「第2次循環基本計画」に新たに盛り込む取組指標

図 2-3-1 第2次循環型社会形成推進基本計画における取組み指標

表 2-3-1-1 国による平成 22 年度における一般廃棄物減量化の目標量

項 目	目標値	目標年次
排出量	平成 9 年度に対し 5%削減	平成 22 年度
再生利用量	平成 9 年度の約 11%から約 24%に増加	
最終処分量	平成 9 年度の 1/2 に削減	

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月 環境省告示第 34 号）」及び第 1 次循環型社会形成推進基本計画

表 2-3-1-2 国による平成 27 年度における一般廃棄物減量化の目標量

項 目	目標値	目標年次
1 人 1 日当たりごみ排出量※	平成 12 年度に対し約 10%削減 ¹⁾	平成 27 年度
	平成 19 年度比約 5%削減（平成 9 年度比約 9%削減） ²⁾	
1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみの量	平成 12 年度に対し約 20%削減 ¹⁾	
事業系ごみの総量	平成 12 年度に対し約 20%削減 ¹⁾	
再生利用率	約 25%に増加 ²⁾	
最終処分量	平成 19 年度比約 22%削減（平成 9 年度比約 59%削減） ²⁾	

※計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日当たりに換算

出典：1) 「第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 環境省）」

2) 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月 環境省告示第 34 号 平成 22 年 12 月全部変更）」

表 2-3-1-3 国による平成 32 年度における一般廃棄物減量化の目標量

項 目	目標値	目標年次
1 人 1 日当たりごみ排出量※	平成 12 年度に対し約 25%削減	平成 32 年度
1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみの量	平成 12 年度に対し約 25%削減	
事業系ごみの総量	平成 12 年度に対し約 35%削減	

※計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日当たりに換算

出典：「第 3 次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 環境省）」

2. 香川県による計画

香川県における一般廃棄物処理の計画は、「香川県廃棄物処理計画」に基づいて実施されており、国による計画と同様、廃棄物の排出量削減とともに資源循環型社会への転換を推進している。

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、平成 27 年度における目標値が掲げられているが、香川県においては、平成 23 年 10 月策定の「香川県廃棄物処理計画」において平成 27 年度における目標値が設定されていた。香川県における実績及び目標値を表 2-3-2-1～2-3-2-2 に示す。

表 2-3-2-1 香川県一般廃棄物処理計画における目標値（平成 23 年 10 月）

項 目	目標値	目標年次
排出量	平成 21 年度に対し 10%削減	平成 27 年度
1 人 1 日当たり排出量	854g/人・日	
リサイクル率	排出量の 24%	
最終処分量	平成 21 年度に対し 18%削減	

「香川県廃棄物処理計画（平成 23 年 10 月 香川県）」による。

表 2-3-2-2 香川県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

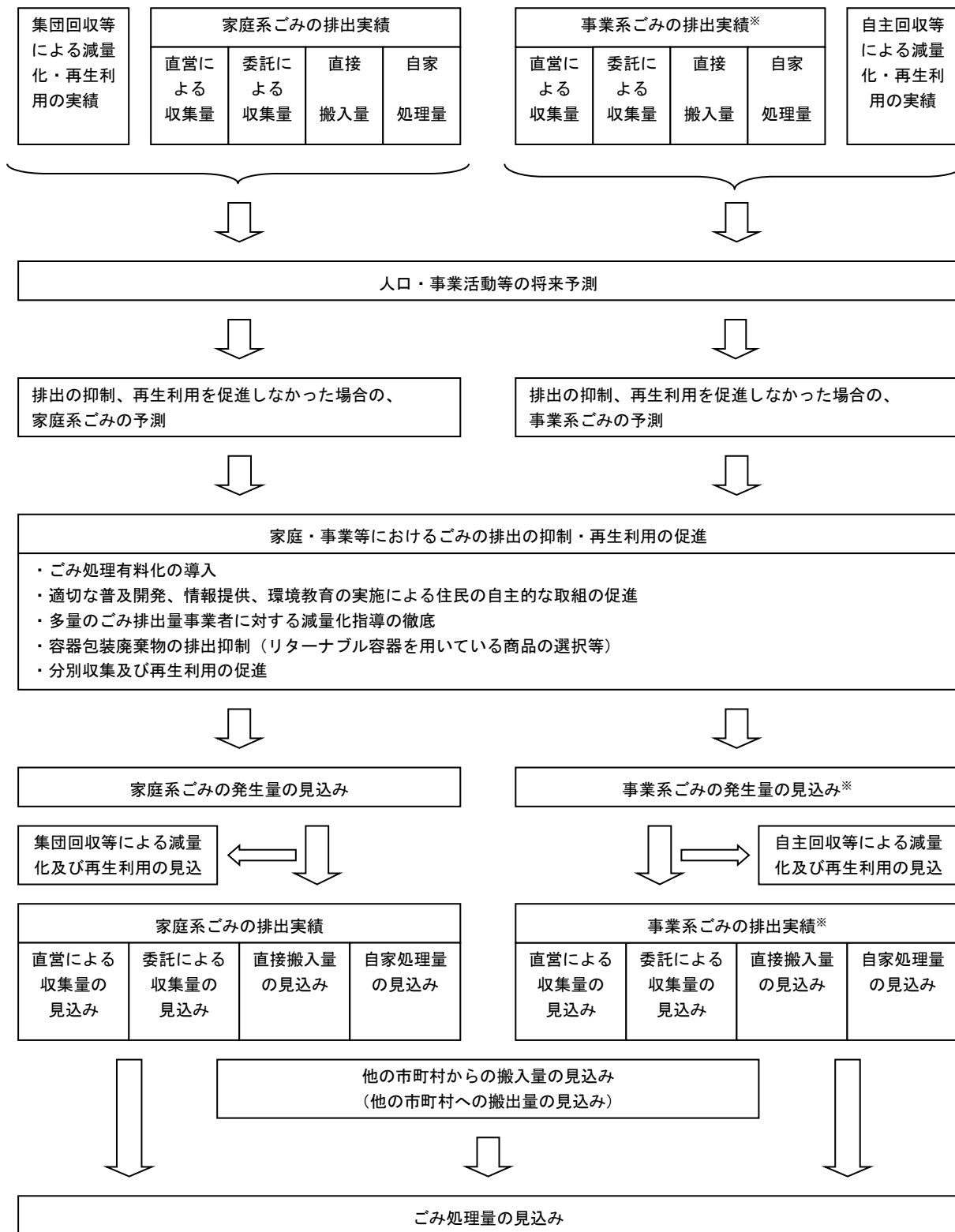
項 目	平成 21 年度 （実績）	平成 27 年度 （目標）
排出量（計画処理量）	33.9 万 t	30.5 万 t
リサイクル率 （再生利用量）	20.9% (7.1 万 t)	24% (7.3 万 t)
最終処分量	4.3 万 t	3.5 万 t
1 人 1 日当たりの排出量	914g	854g

「香川県廃棄物処理計画（平成 23 年 10 月 香川県）」による。

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

ここでは、ごみ処理量及び人口等の実績から、将来におけるごみ処理量を予測する。
一般的な将来のごみ処理量算出フローを図2-4-1に示す。



「ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」による。

図 2-4-1 ごみ発生量及び処理量算出フロー

1) 人口及び事業活動等の将来予測

ア. 人口の将来予測

綾川町の人口の将来予測については、予測式を用いて人口を予測した（詳細は参考資料参照）。

人口の予測結果を表 2-4-2-1～2-4-2-2 及び図 2-4-2 に示す。

これによると、綾川町の人口は、50～260 人/年程度の減少傾向を示しており、計画目標年次である平成 41 年度における総人口は 20,921 人となる。

参考に平成 22 年度国勢調査をもとにした「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」における綾川町の将来人口を表 2-4-1 右欄及び表 2-4-2 に示す。

この中で、年齢区分別人口の変化は、0～14 歳人口はいずれも減少傾向となる。15～64 歳人口は平成 27 年度まで大きく減少するが、同区分の人口が 65 歳以上人口に移行する点に主要因があると考えられる。同様に 75 歳以上人口も増加するが、平成 42 年度以降はすべての年齢区分で人口が減少すると予測されている。加齢により人口区分が高い区分へ移行することを考えると、3 区分人口における少子高齢化による影響を最も受けるのが 15～64 歳区分の人口であるといえ、結果的に 65 歳以上人口比率は増加傾向をたどる。計画目標年次に近い 2030 年（平成 42 年）では、65 歳以上人口の比率は約 67%に達する。

尚、本予測における総人口の予測結果は、図 2-4-2 に示すように国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査をもとにした予測結果にほぼ近い傾向となる。

表 2-4-2-1 綾川町の年度別将来人口予測（平成 26 年度～平成 42 年度）

単位：人

区分	年次	総人口	
		本予測	人口問題 研究所予測
実績	平成 16 年度	26,659	
	平成 17 年度	26,473	
	平成 18 年度	26,365	
	平成 19 年度	26,124	
	平成 20 年度	26,070	
	平成 21 年度	25,920	
	平成 22 年度	25,698	24,625
	平成 23 年度	25,460	
	平成 24 年度	25,222	
	平成 25 年度	25,013	
予測	平成 26 年度	24,774	
	平成 27 年度	24,495	23,472
	平成 28 年度	24,255	
	平成 29 年度	24,015	
	平成 30 年度	23,775	
	平成 31 年度	23,535	
	平成 32 年度	23,244	22,273
	平成 33 年度	22,992	
	平成 34 年度	22,740	
	平成 35 年度	22,488	
	平成 36 年度	22,236	
	平成 37 年度	21,929	21,013
	平成 38 年度	21,677	
	平成 39 年度	21,425	
	平成 40 年度	21,173	
	平成 41 年度	20,921	
	平成 42 年度	20,614	19,753

（計画目標年次：平成 41 年度）

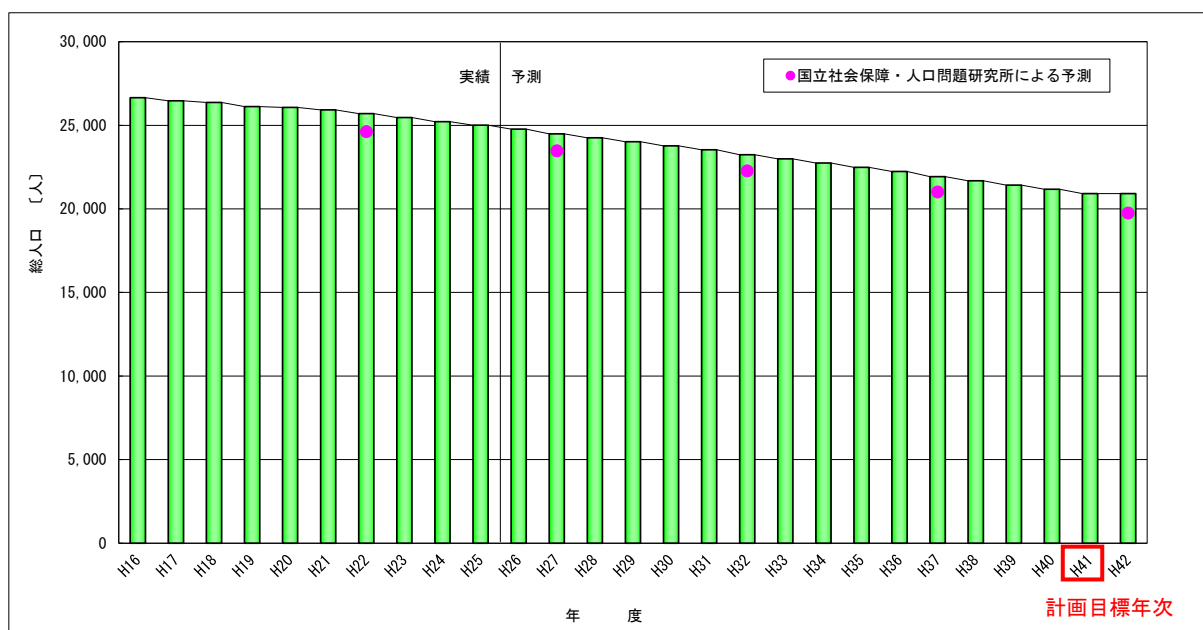


図 2-4-2 綾川町の年度別将来人口予測（平成 26 年度～平成 42 年度）

表 2-4-2-2 国勢調査をもとにした綾川町の人口実績及び将来人口

区分	年		総人口	年齢区分別人口			
	西暦	平成		0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上
実績	2010年	平成22年	24,625	3,044	14,553	7,027	4,069
予測	2015年	平成27年	23,472	2,762	12,767	7,943	4,144
	2020年	平成32年	22,273	2,415	11,531	8,327	4,260
	2025年	平成37年	21,013	2,148	10,570	8,295	4,980
	2030年	平成42年	19,753	1,915	9,954	7,884	5,289
	2035年	平成47年	18,459	1,758	9,197	7,504	5,205
	2040年	平成52年	17,073	1,642	8,218	7,213	4,692

実績は国勢調査

資料：「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）平成24年3月」

次に、予測人口における計画収集人口を表 2-4-3 に示す。

綾川町では、自家処理人口は実績では計上されていない。今後新たに自家処理人口が増加することはないと考え、予測では、総人口＝計画収集人口とする。

表 2-4-3 綾川町の計画収集人口及び自家処理人口予測（平成26年度～平成41年度）

単位：人

区分	年次	総人口	計画収集人口	自家処理人口
実績	平成16年度	26,659	26,659	0
	平成17年度	26,473	26,473	0
	平成18年度	26,365	26,365	0
	平成19年度	26,124	26,124	0
	平成20年度	26,070	26,070	0
	平成21年度	25,920	25,920	0
	平成22年度	25,698	25,698	0
	平成23年度	25,460	25,460	0
	平成24年度	25,222	25,222	0
	平成25年度	25,013	25,013	0
予測	平成26年度	24,774	24,774	0
	平成27年度	24,495	24,495	0
	平成28年度	24,255	24,255	0
	平成29年度	24,015	24,015	0
	平成30年度	23,775	23,775	0
	平成31年度	23,535	23,535	0
	平成32年度	23,244	23,244	0
	平成33年度	22,992	22,992	0
	平成34年度	22,740	22,740	0
	平成35年度	22,488	22,488	0
	平成36年度	22,236	22,236	0
	平成37年度	21,929	21,929	0
	平成38年度	21,677	21,677	0
	平成39年度	21,425	21,425	0
	平成40年度	21,173	21,173	0
	平成41年度	20,921	20,921	0

（計画目標年次：平成41年度）

イ. 事業活動等の将来予測

綾川町の事業所数及び従業者数は、表 2-4-4 に示す「経済センサス基礎調査」によると、事業所数は減少しているが、従業者数は増加している。

一方、表 2-4-5 に示す「工業統計調査」によると、従業者数 4 人以上の製造事業所数は、平成 23 年には平成 21 年の 48 事業所から 56 事業所になり、従業者数も 1,866 人から 1,960 人に増加している。一方、製造品出荷額は、平成 22 年に大きく減少し、平成 23 年にも微減しているなど、減少傾向が見られる。

事業所数及び従業者数の増加はごみ発生量の増加に直接つながることが考えられるが、事業系ごみ量は年によって増減があり、事業所、従業者数が増加傾向にある企業活動との関連性は見出しにくい。よって、事業系ごみ予測において、企業活動によらない前提での予測を行う。

表 2-4-4 綾川町の事業所数及び従業者数

	事業所数〔事業所〕				従業者数〔人〕			
	平成 21 年	平成 24 年	増減数	増減率	平成 21 年	平成 24 年	増減数	増減率
綾川町	736	672	▲ 64	▲ 8.7	5,648	5,869	221	3.9

「平成 21 年度経済センサス基礎調査、平成 24 年度経済センサス活動調査（総務省）」による。

表 2-4-5 綾川町の製造事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移※（平成 21 年度～平成 23 年度）

年 度	事業所数 〔事業所〕	従業者数 〔人〕	製造品出荷額等 〔万円〕
平成 21 年度	48	1,866	4,303,388
平成 22 年度	47	1,890	4,044,621
平成 23 年度	56	1,960	4,035,725

※ 従業者数4人以上の事業所
「工業統計調査（経済産業省）」による。

2) ごみ発生量の将来推計

ア. 家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測

家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、収集・搬入実績より予測したものを表 2-4-6 及び図 2-4-6 に示す。

予測の結果、家庭系ごみは、過去の傾向を反映し、増加傾向をたどると予測した(参考資料参照)。一方、事業系ごみは、過去の実績の変動が大きく、過去の傾向を反映した予測が困難であるため、過去の実績の中でも比較的高位に位置する平成 25 年度実績値を予測原単位として採用した。

計画目標年次である平成 41 年度における家庭系ごみ原単位は 615g/人・日、事業系ごみ原単位は 3,460 kg/日とした。

表 2-4-6 綾川町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

年 度		原単位	
		家庭系※ (g/人・日)	事業系 (kg/日)
実 績	平成 16 年度	505	—
	平成 17 年度	465	—
	平成 18 年度	482	679
	平成 19 年度	480	3,058
	平成 20 年度	474	2,929
	平成 21 年度	482	2,455
	平成 22 年度	490	3,414
	平成 23 年度	508	4,066
	平成 24 年度	537	2,986
	平成 25 年度	528	3,460
予 測	平成 26 年度	524	3,460
	平成 27 年度	530	3,460
	平成 28 年度	536	3,460
	平成 29 年度	541	3,460
	平成 30 年度	547	3,460
	平成 31 年度	553	3,460
	平成 32 年度	559	3,460
	平成 33 年度	565	3,460
	平成 34 年度	571	3,460
	平成 35 年度	577	3,460
	平成 36 年度	583	3,460
	平成 37 年度	589	3,460
	平成 38 年度	595	3,460
	平成 39 年度	602	3,460
	平成 40 年度	608	3,460
	平成 41 年度	615	3,460

※集団回収量を除く。

（計画目標年次：平成 41 年度）

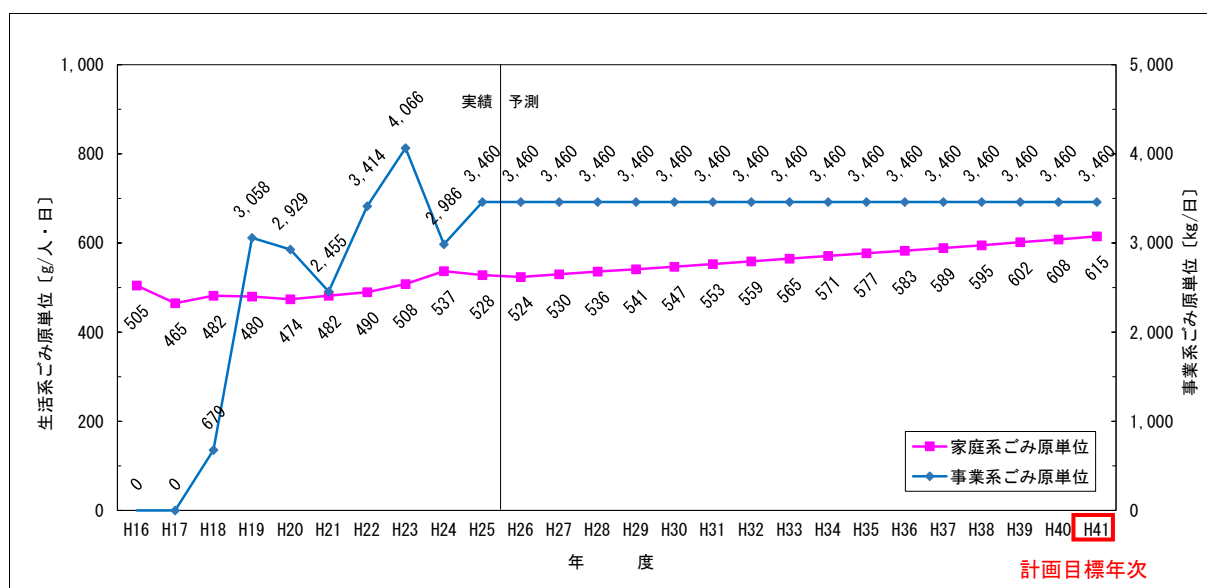


図 2-4-6 綾川町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

イ. 発生ごみ量の予測

発生ごみ量の予測を表 2-4-7 及び図 2-4-7 に示す。発生ごみ量は、計画処理量(家庭系ごみ量、事業系ごみ量)、自家処理量、集団回収量を併せたものである。

発生ごみ量の予測結果は、その多くを占める家庭系ごみの傾向が反映される結果となった。事業系ごみ量及び集団回収量は、過去の実績値を用いた予測値である。

家庭系ごみ量は、人口と家庭系ごみ原単位を乗じたものであるが、それぞれ予測人口は減少傾向、原単位は増加傾向をたどると予測された。これらを乗じた結果は、はじめは増加傾向であり、その後徐々に増加傾向が緩やかになり、平成 31 年度をピークに、その後は減少傾向に転じると予測された。

計画目標年次である平成 41 年度におけるごみ量は、家庭系ごみ量 4,696t/年、事業系ごみ量 1,263t/年、自家処理量 0t/年、集団回収量 232t/年の合計 6,191t/年と予測された。

表 2-4-7 綾川町の発生ごみ量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	発生ごみ量	計画処理量			自家処理量	集団回収量	
		家庭系ごみ量	事業系ごみ量	事業系ごみ量			
実績	平成 16 年度	4,983	4,908	4,908	—	0	75
	平成 17 年度	4,788	4,490	4,490	—	0	298
	平成 18 年度	5,228	4,883	4,635	248	0	345
	平成 19 年度	6,069	5,696	4,580	1,116	0	373
	平成 20 年度	5,867	5,577	4,508	1,069	0	290
	平成 21 年度	5,714	5,452	4,556	896	0	262
	平成 22 年度	6,072	5,845	4,599	1,246	0	227
	平成 23 年度	6,441	6,203	4,719	1,484	0	238
	平成 24 年度	6,260	6,034	4,944	1,090	0	226
平成 25 年度	6,294	6,085	4,822	1,263	0	209	
予測	平成 26 年度	6,233	6,001	4,738	1,263	0	232
	平成 27 年度	6,234	6,002	4,739	1,263	0	232
	平成 28 年度	6,240	6,008	4,745	1,263	0	232
	平成 29 年度	6,237	6,005	4,742	1,263	0	232
	平成 30 年度	6,242	6,010	4,747	1,263	0	232
	平成 31 年度	6,245	6,013	4,750	1,263	0	232
	平成 32 年度	6,238	6,006	4,743	1,263	0	232
	平成 33 年度	6,237	6,005	4,742	1,263	0	232
	平成 34 年度	6,234	6,002	4,739	1,263	0	232
	平成 35 年度	6,231	5,999	4,736	1,263	0	232
	平成 36 年度	6,227	5,995	4,732	1,263	0	232
	平成 37 年度	6,209	5,977	4,714	1,263	0	232
	平成 38 年度	6,203	5,971	4,708	1,263	0	232
	平成 39 年度	6,203	5,971	4,708	1,263	0	232
	平成 40 年度	6,194	5,962	4,699	1,263	0	232
	平成 41 年度	6,191	5,959	4,696	1,263	0	232

※各予測値は以下のように算出した。

- 発生ごみ量 : 家庭系+事業系ごみ量（計画処理量+自家処理量+集団回収量）
 - 計画処理量 : 家庭系+事業系ごみ計画処理量（t/年）
 - 計画処理量のうち家庭系ごみ量 : 計画収集人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日 p59 表 2-4-6）×365（日）（集団回収量を除く。）
 - 計画処理量のうち事業系ごみ量 : 事業系ごみ原単位（kg/日 p59 表 2-4-6）×365（日）
 - 自家処理量 : 自家処理人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日）×365（日）
 - 集団回収量 : 過去 5 年間実績平均値を用いて 232t/年とした。
- （計画目標年次：平成 41 年度）

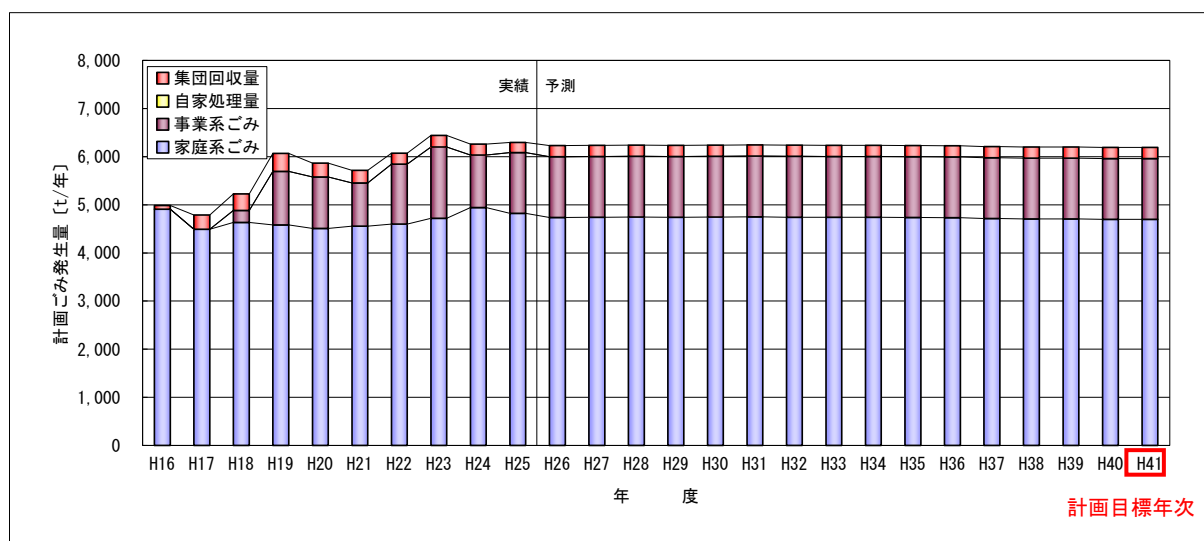


図 2-4-7 綾川町の発生ごみ量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

ウ. 搬入形態別計画処理量

搬入形態別計画処理量の予測について、表 2-4-8 及び図 2-4-8 に示す。

計画処理量を綾川町の搬入形態別に分けると、「収集量」、「直接搬入量」、「集団回収量」に分けられる。尚、過去の実績では、集団回収量は計上されていない。

直接搬入量については、過去の傾向が増減を繰り返していることから、将来的な傾向を把握することは困難であった。そこで、将来の直接搬入量は、平成 25 年度における全ごみ搬入量に占める直接搬入量の割合を今後も適用することとした。

また、集団回収量については、実績において 75～373t/年が計上されているが、増減を繰り返しながら減少している。特に平成 19 年度～平成 20 年度には、集団回収量は大きく減少し、その後減少量は比較的小さくなっている。そこで、集団回収量の予測値は、平成 21 年度～平成 25 年度までの比較的減少量が小さい 5 年間の平均値 232t/年を用いることとした。

収集量については、計画処理量より直接搬入量を除いたものが収集量となる。収集量は現在の分別区分を継続するものとする、大まかな分別収集区分としては、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「破碎ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他」、「粗大ごみ」に分けられる。これらの量については、平成 25 年度の収集区分における内訳比率（表 2-4-8 下欄）を用いて区分した。

計画目標年次である平成 41 年度では、計画処理量 5,959t/年のうち、収集量 5,886t/年、直接搬入量 73t/年と予測される。

表 2-4-8 綾川町の搬入形態別計画処理量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	計画 処理量	収集量						直接 搬入量	集団 回収量	
		可燃ごみ	破碎ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ				
実 績	平成 16 年度	4,908	4,851	3,295	636	394	422	104	57	75
	平成 17 年度	4,490	4,480	3,338	595	405	0	142	10	298
	平成 18 年度	4,883	4,853	3,687	559	420	3	184	30	345
	平成 19 年度	5,696	5,514	4,231	697	419	7	160	182	373
	平成 20 年度	5,577	5,536	4,079	505	790	7	155	41	290
	平成 21 年度	5,452	5,407	3,853	512	878	6	158	45	262
	平成 22 年度	5,845	5,801	4,110	519	977	9	186	44	227
	平成 23 年度	6,203	6,169	4,365	543	1,049	15	197	34	238
	平成 24 年度	6,034	5,847	4,052	512	1,051	8	224	187	226
	平成 25 年度	6,085	6,010	4,191	508	1,093	8	210	75	209
予 測	平成 26 年度	6,001	5,927	4,140	499	1,074	8	206	74	232
	平成 27 年度	6,002	5,928	4,140	500	1,074	8	206	74	232
	平成 28 年度	6,008	5,934	4,143	500	1,076	8	207	74	232
	平成 29 年度	6,005	5,931	4,141	500	1,075	8	207	74	232
	平成 30 年度	6,010	5,936	4,145	500	1,076	8	207	74	232
	平成 31 年度	6,013	5,939	4,146	501	1,077	8	207	74	232
	平成 32 年度	6,006	5,932	4,142	500	1,075	8	207	74	232
	平成 33 年度	6,005	5,931	4,141	500	1,075	8	207	74	232
	平成 34 年度	6,002	5,928	4,140	500	1,074	8	206	74	232
	平成 35 年度	5,999	5,925	4,138	499	1,074	8	206	74	232
	平成 36 年度	5,995	5,921	4,135	499	1,073	8	206	74	232
	平成 37 年度	5,977	5,904	4,125	497	1,069	8	205	73	232
	平成 38 年度	5,971	5,898	4,122	496	1,067	8	205	73	232
	平成 39 年度	5,971	5,898	4,122	496	1,067	8	205	73	232
	平成 40 年度	5,962	5,889	4,116	495	1,065	8	205	73	232
	平成 41 年度	5,959	5,886	4,114	495	1,065	8	204	73	232

※平成 26 年度以降の搬入形態別計画処理量予測については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照）。

○収集量：計画処理量－直接搬入量（集団回収量は含まず。）

表中の収集量の内訳は、それぞれ以下により算出したものである。

- ・可燃ごみ：家庭系可燃ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 81.01%）
＋事業系可燃ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 98.72%）
- ・破碎ごみ：家庭系破碎ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 13.16%）
＋事業系破碎ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 1.28%）
- ・資源ごみ：家庭系資源ごみ（家庭系ごみ量の 22.46%）
＋事業系資源ごみ（事業系ごみ量の 0.79%）
- ・その他：家庭系その他ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 0.21%）
- ・粗大ごみ：家庭系粗大ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 5.62%）

○直接搬入量：家庭系ごみの 1.56%（平成 25 年度における比率）とした。

○集団回収量：過去 5 年間実績平均値を用いて 232t/年とした。

（計画目標年次：平成 41 年度）

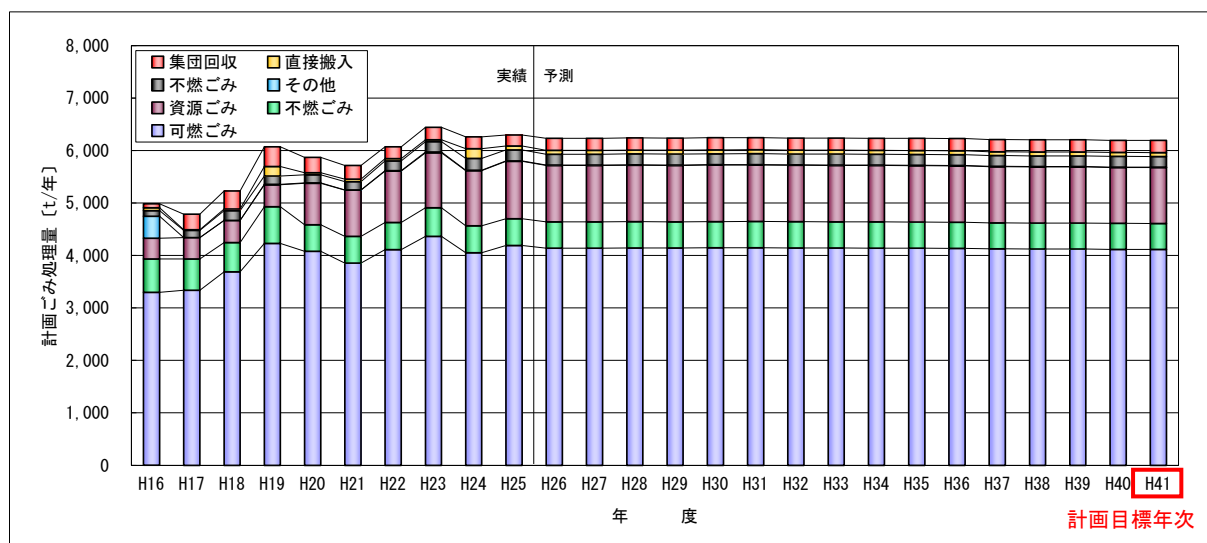


図 2-4-8 綾川町の搬入形態別計画処理量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

エ. 処理形態別計画処理量

処理形態別の計画処理量を表 2-4-9 及び図 2-4-9 に示す。

現在の処理形態を今後も継続する計画であることから、処理方法は、高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理及び破碎・資源化処理となり、直接最終処分は行わない計画である。搬入形態別処理量との関係では、表 2-4-8 に示す「可燃ごみ」及び「直接搬入ごみ」は主に焼却処理、「破碎ごみ」、「その他」、「粗大ごみ」は破碎・資源化処理、「資源ごみ」は、紙類、金属類を直接資源化、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、その他（電池、蛍光灯類）は民間委託により資源化処理を行っている。

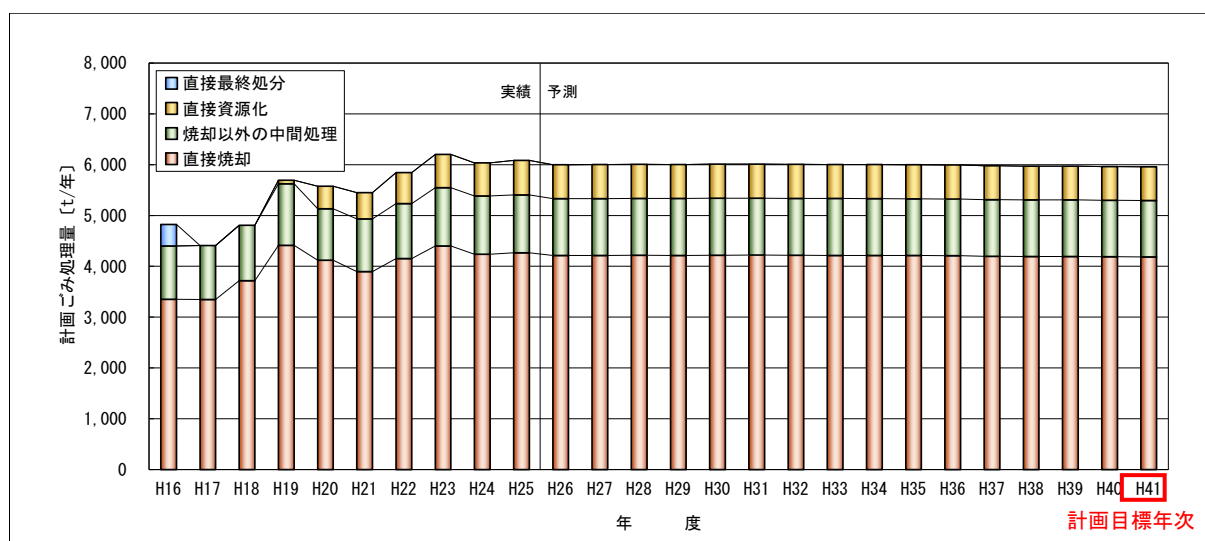
計画目標年次である平成 41 年度における直接焼却処理量は、4,187t/年、焼却以外の中間処理量は 1,109t/年、直接資源化量は 663t/年となる。

表 2-4-9 綾川町の処理形態別計画処理量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	計画処理量	直接	焼却以外の	直接	直接	
		焼却処理量	中間処理量	資源化量	最終処分量	
実績	平成 16 年度	4,908	3,352	1,134	0	※※422
	平成 17 年度	4,490	3,348	1,142	0	0
	平成 18 年度	4,883	3,717	1,166	0	0
	平成 19 年度	5,696	4,413	1,211	72	0
	平成 20 年度	5,577	4,120	1,013	444	0
	平成 21 年度	5,452	3,898	1,035	519	0
	平成 22 年度	5,845	4,154	1,082	609	0
	平成 23 年度	6,203	4,399	1,148	656	0
	平成 24 年度	6,034	4,239	1,144	651	0
予測	平成 25 年度	6,085	4,266	1,138	681	0
	平成 26 年度	6,001	4,214	1,118	669	0
	平成 27 年度	6,002	4,214	1,119	669	0
	平成 28 年度	6,008	4,217	1,121	670	0
	平成 29 年度	6,005	4,215	1,120	670	0
	平成 30 年度	6,010	4,219	1,121	670	0
	平成 31 年度	6,013	4,220	1,122	671	0
	平成 32 年度	6,006	4,216	1,120	670	0
	平成 33 年度	6,005	4,215	1,120	670	0
	平成 34 年度	6,002	4,214	1,119	669	0
	平成 35 年度	5,999	4,212	1,118	669	0
	平成 36 年度	5,995	4,209	1,117	669	0
	平成 37 年度	5,977	4,198	1,113	666	0
	平成 38 年度	5,971	4,195	1,111	665	0
	平成 39 年度	5,971	4,195	1,111	665	0
	平成 40 年度	5,962	4,189	1,110	663	0
	平成 41 年度	5,959	4,187	1,109	663	0

※ 平成 26 年度以降の処理形態別計画処理量予測については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照）。
 ○直接焼却処理量：可燃ごみ（家庭系＋事業系）
 ○焼却以外の中間処理量：破碎ごみ、資源ごみ（直接資源化量を除く。）、その他、粗大ごみ
 ○直接資源化量：資源ごみのうち紙類（56.6%）、金属類（5.7%）とした（ ）は平成 25 年度における資源ごみ量（家庭系＋事業系）に対する比率。
 ○直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととした。
 ※※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。
 （計画目標年次：平成 41 年度）



※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

図 2-4-9 処理形態別計画処理量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

オ. 資源化量

綾川町の資源化手段は、直接資源化、中間処理後資源化、集団回収の3方式があり、中間処理としては、高松市西部クリーンセンターにおける破砕・資源化处理、民間委託による資源化处理が挙げられる。高松市西部クリーンセンターに搬入された破砕ごみ・粗大ごみは、破砕・選別処理を行い、資源化物として金属類を回収するが、資源化できない可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分される。また、資源ごみのうち、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、その他（電池、蛍光管等）は民間業者に委託することにより資源化している。

資源化量の予測を表2-4-10及び図2-4-10に示す。

資源化量予測については、直接資源化、破砕等の中間処理後資源化及び集団回収のそれぞれについて、平成25年度の資源ごみ、破砕ごみ及び粗大ごみに対する資源化物の構成比率を用いて設定した。

計画目標年次である平成41年度における資源化量は、1,367t/年、ごみ量に対する資源化率は22.1%と予測された。

表 2-4-10 綾川町の資源化量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	資源化量	採 用 値							資源化率	
		紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他		
実績	平成 16 年度	605	55	232	176	38	97	0	7	12.1%
	平成 17 年度	820	281	204	182	44	109	0	0	17.1%
	平成 18 年度	880	315	195	186	45	129	10	0	16.8%
	平成 19 年度	888	344	171	177	47	138	11	0	14.6%
	平成 20 年度	1,146	642	169	156	43	129	7	0	19.5%
	平成 21 年度	1,173	686	166	140	46	128	7	0	20.5%
	平成 22 年度	1,288	767	152	162	55	152	0	0	21.2%
	平成 23 年度	1,357	821	147	183	51	140	0	15	21.1%
予測	平成 24 年度	1,371	802	145	185	56	175	0	8	21.9%
	平成 25 年度	1,375	816	143	164	58	184	0	10	21.8%
	平成 26 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 27 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 28 年度	1,380	828	141	163	57	181	0	10	22.1%
	平成 29 年度	1,379	828	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 30 年度	1,380	828	141	163	57	181	0	10	22.1%
	平成 31 年度	1,381	829	141	163	57	181	0	10	22.1%
	平成 32 年度	1,379	828	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 33 年度	1,379	828	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 34 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 35 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 36 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 37 年度	1,373	824	140	162	57	180	0	10	22.1%
	平成 38 年度	1,371	823	140	161	57	180	0	10	22.1%
	平成 39 年度	1,371	823	140	161	57	180	0	10	22.1%
	平成 40 年度	1,368	822	139	161	57	179	0	10	22.1%
	平成 41 年度	1,367	822	139	161	56	179	0	10	22.1%

※ 各資源化量については、直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計とし、平成 26 年度以降のそれぞれの予測値については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照。）。

項 目	採 用 値
紙類	直接資源化＋集団回収（下表①＋⑧）
金属類	直接資源化＋中間処理後資源化＋集団回収（下表②＋③＋⑨）
ガラス類	中間処理後資源化＋集団回収（下表④＋⑩）
ペットボトル	中間処理後資源化（下表⑤）
プラスチック類	中間処理後資源化（下表⑥）
その他※※	中間処理後資源化（下表⑦）

区 分	項 目	採 用 値
直接資源化量	① 紙類	資源ごみ量の 56.6%（平成 25 年度内訳比率）
	② 金属類	資源ごみ量の 5.7%（平成 25 年度内訳比率）
中間処理後資源化量	③ 金属類	破碎ごみ＋資源ごみ＋粗大ごみの合計量の 10.8%（平成 25 年度内訳比率）
	④ ガラス類	資源ごみ量の 14.2%（平成 25 年度内訳比率）
	⑤ ペットボトル	資源ごみ量の 5.3%（平成 25 年度内訳比率）
	⑥ プラスチック類	資源ごみ量の 16.9%（平成 25 年度内訳比率）
	⑦ その他※※	資源ごみ量の 0.9%（平成 25 年度内訳比率）
集団回収量	⑧ 紙類	集団回収量の 94.4%（平成 25 年度内訳比率）
	⑨ 金属類	集団回収量の 1.3%（平成 25 年度内訳比率）
	⑩ ガラス類	集団回収量の 4.3%（平成 25 年度内訳比率）

※※「その他」は電池、蛍光灯等である。
（計画目標年次：平成 41 年度）

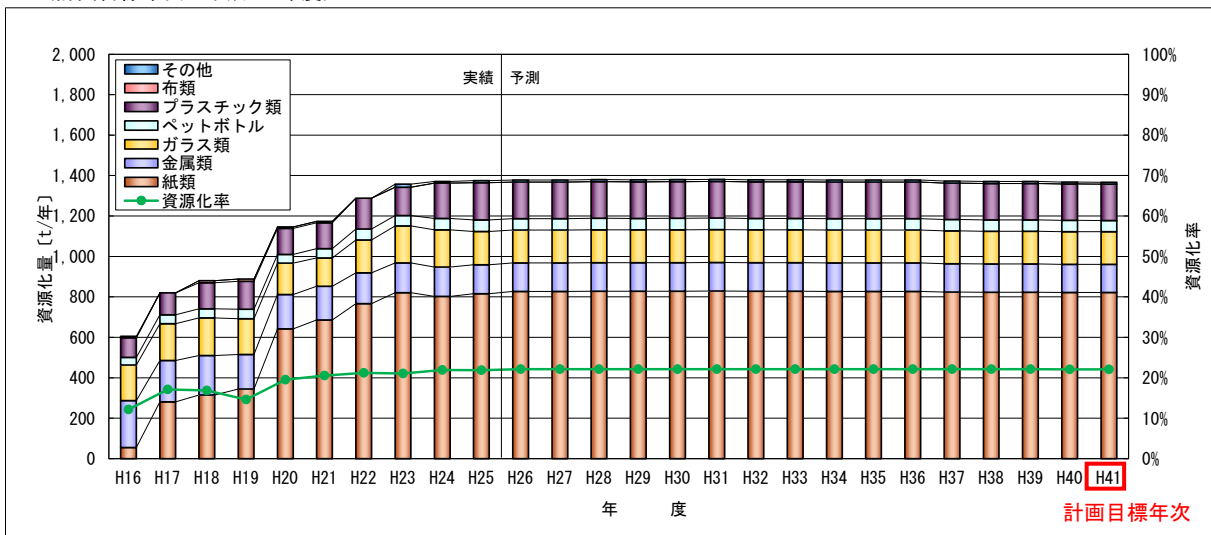


図 2-4-10 綾川町の資源化量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

カ. 最終処分量

綾川町では、町の最終処分場において、高松市西部クリーンセンターからの焼却残渣及び破碎・資源化処理後の中間処理残渣を埋立処分している。

最終処分量の予測を表 2-4-11 及び図 2-4-11 に示す。

最終処分量予測は、対象が焼却残渣及び中間処理残渣であるため、平成 25 年度における焼却量（直接焼却量及び中間処理後焼却量）に対する焼却残渣の比率及び破碎ごみ、粗大ごみに対する中間処理残渣の比率を用いて設定した。

計画目標年次である平成 41 年度における最終処分量は、焼却残渣が 667t/年、中間処理残渣が 237t/年、合計 904t/年と予測された。

表 2-4-11 綾川町の最終処分量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）**

単位：t/年

(参考) 焼却処理量及び焼却残渣量

年 度	最終処分量	最終処分方法			焼却処理量	直接焼却量	中間処理後焼却量	焼却残渣量	
		直接最終処分量	焼却残渣量	中間処理残渣量*					
実績	平成 16 年度	1,375	***422	483	470	3,486	3,352	134	483
	平成 17 年度	916	0	494	422	3,629	3,348	281	494
	平成 18 年度	957	0	559	398	3,950	3,717	233	559
	平成 19 年度	1,001	0	664	337	4,844	4,413	431	664
	平成 20 年度	1,023	0	663	360	4,361	4,120	241	663
	平成 21 年度	1,015	0	581	434	4,107	3,898	209	581
	平成 22 年度	922	0	674	248	4,536	4,154	382	674
	平成 23 年度	981	0	721	260	4,824	4,399	425	721
	平成 24 年度	963	0	692	271	4,618	4,239	379	692
	平成 25 年度	923	0	680	243	4,676	4,266	410	680
予測	平成 26 年度	910	0	671	239	4,616	4,214	402	671
	平成 27 年度	910	0	671	239	4,617	4,214	403	671
	平成 28 年度	912	0	672	240	4,620	4,217	403	672
	平成 29 年度	912	0	672	240	4,618	4,215	403	672
	平成 30 年度	912	0	672	240	4,622	4,219	403	672
	平成 31 年度	912	0	672	240	4,624	4,220	404	672
	平成 32 年度	912	0	672	240	4,619	4,216	403	672
	平成 33 年度	912	0	672	240	4,618	4,215	403	672
	平成 34 年度	910	0	671	239	4,617	4,214	403	671
	平成 35 年度	910	0	671	239	4,614	4,212	402	671
	平成 36 年度	909	0	670	239	4,610	4,209	401	670
	平成 37 年度	907	0	669	238	4,598	4,198	400	669
	平成 38 年度	906	0	668	238	4,594	4,195	399	668
	平成 39 年度	906	0	668	238	4,594	4,195	399	668
	平成 40 年度	905	0	667	238	4,588	4,189	399	667
	平成 41 年度	904	0	667	237	4,587	4,187	400	667

※ 中間処理残渣量は、高松市西部クリーンセンターにおける破碎・資源化処理後の不燃残渣（破碎・資源化後の生成物量の綾川町相当分）、民間委託資源化処理後の不燃残渣、行政機関排出物（高松市受入不可のもの）及び不法投棄回収物等とする。

※※ 平成 26 年度以降の最終処分量予測値については、以下のとおりとした。

○直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととした。

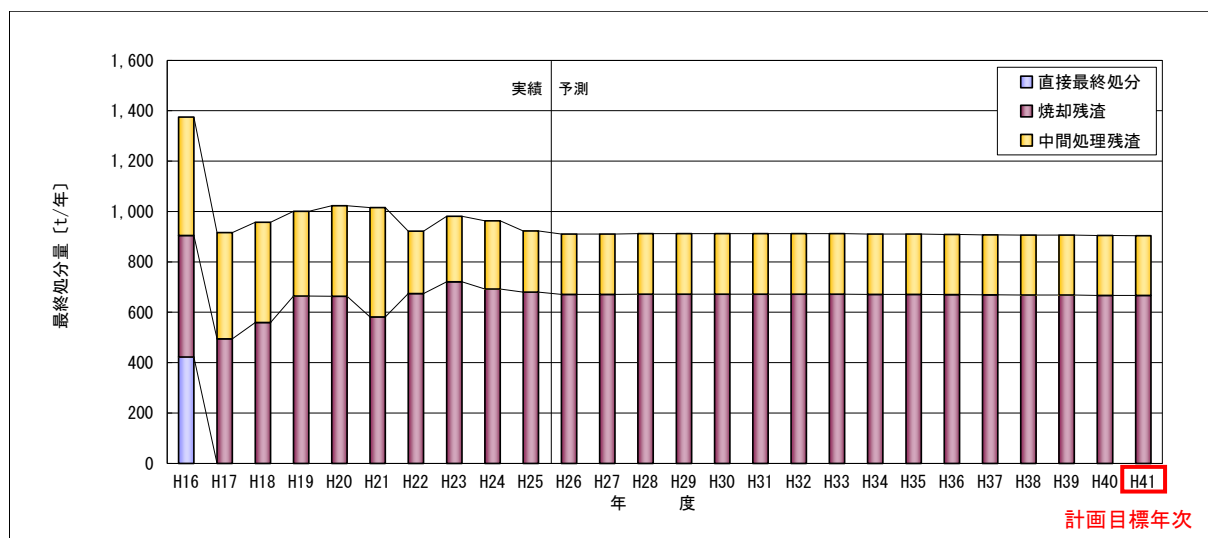
○焼却残渣量：焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却 右表参照）の 14.5%（平成 25 年度における内訳比率）

○中間処理残渣量は、破碎・資源化残渣、民間委託資源化処理残渣、行政機関排出物の合計とし、以下のように設定した。

- ・破碎・資源化残渣：破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）の 29.8%（平成 25 年度における内訳比率）
- ・民間委託資源化処理残渣：資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）の 3.1%（平成 25 年度における内訳比率）
- ・行政機関排出物：破碎ごみ量の 3.1%（平成 25 年度における内訳比率）

※※※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

（計画目標年次：平成 41 年度）



※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。

図 2-4-11 綾川町最終処分量予測（平成 26 年度～平成 41 年度）

3) 減量化目標値との比較

本ごみ処理基本計画においては、ごみ減量化目標値として、国及び香川県による減量化目標に準じた目標を掲げ、数値目標として施策を行う。

国による目標値は、第1次～第2次循環型社会形成推進基本計画に示されており、香川県では、第2次循環型社会形成推進基本計画に準じた計画が現在推進されている。また、平成25年5月には、新たに第3次循環型社会形成推進基本計画が発表された。この計画において、平成32年度における新たな目標値が設定されている。

国による計画を表2-4-12-1～2-4-12-2に示す。また、香川県における現在の計画を表2-4-13に示す。

表 2-4-12-1 国による平成27年度における一般廃棄物減量化の目標値

項 目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量※	平成12年度に対し約10%削減	平成27年度
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	平成12年度に対し約20%削減	
事業系ごみの総量	平成12年度に対し約20%削減	

※計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算

※※家庭から排出するごみ量：資源ごみ、集団回収ごみを除く家庭系ごみ

出典：「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月 環境省）」

表 2-4-12-2 国による平成32年度における一般廃棄物減量化の目標値

項 目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量※	平成12年度に対し25%削減	平成32年度
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	平成12年度に対し約25%削減	
事業系ごみの総量	平成12年度に対し約35%削減	

※計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算

※※家庭から排出するごみ量：資源ごみ、集団回収ごみを除く家庭系ごみ

出典：「第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月 環境省）」

表 2-4-13 香川県による平成27年度における一般廃棄物減量化の目標値

項 目	目標値	目標年次
総排出量	平成21年度比10%減	平成27年度
リサイクル率	24%	
最終処分量	平成21年度比18%減	
1人1日当たりの排出量	854g	

香川県廃棄物処理計画（平成23年10月 香川県）

ア. 全体ごみ

全体ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-14 に示す。

全体ごみにおける目標値は、平成 12 年度の総排出量、再生利用率、最終処分量、平成 12 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量及び平成 21 年度の総排出量をもとにしたものが示されており、目標年次は、それぞれ平成 27 年度、平成 32 年度である。

表 2-4-14 に示すように、平成 27 年度においては、排出量 6,234t/年（目標値 5,143t/年）、再生利用率（資源化率）22.1%（目標値 24%）、最終処分量 910t/年（目標値 832t/年）と、いずれも国、県が設定した目標値よりも多くなると予測される。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 697g/人・日（目標値（国）445g/人・日、（県）544g/人・日）となっており、こちらも目標値より多い値と予測される。

さらに、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、増加傾向となると予測されているため、平成 32 年度においては、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 735g/人・日（目標値 371g/人・日）となり、こちらも目標値より多い値となる。

表 2-4-14 綾川町の全体ごみ排出量予測における各指標と目標値との比較

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	全 体									
				ごみ 総排出量 (t/年)	国又は県 目標値 (t/年)	1人1日 当たり 排出する ごみの量 (g/人・日)	国又は県 目標値 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率	国又は県 目標値	最終 処分量 (t/年)	国又は県 目標値 (t/年)	
基 準	平成 12 年度	26,199	25,702	497	4,728		494		400	8.5%		1,490	
	平成 21 年度	25,920	25,920	0	5,714		604		1,173	20.5%		1,015	
予 測	平成 26 年度	24,774	24,774	0	6,233		689		1,378	22.1%		910	
	平成 27 年度	24,495	24,495	0	6,234	5,143	697	445/544**	1,378	22.1%	24%	910	832
	平成 28 年度	24,255	24,255	0	6,240		705		1,380	22.1%		912	
	平成 29 年度	24,015	24,015	0	6,237		712		1,379	22.1%		912	
	平成 30 年度	23,775	23,775	0	6,242		719		1,380	22.1%		912	
	平成 31 年度	23,535	23,535	0	6,245		727		1,381	22.1%		912	
	平成 32 年度	23,244	23,244	0	6,238		735	371	1,379	22.1%		912	
	平成 33 年度	22,992	22,992	0	6,237		743		1,379	22.1%		912	
	平成 34 年度	22,740	22,740	0	6,234		751		1,378	22.1%		910	
	平成 35 年度	22,488	22,488	0	6,231		759		1,378	22.1%		910	
	平成 36 年度	22,236	22,236	0	6,227		767		1,378	22.1%		909	
	平成 37 年度	21,929	21,929	0	6,209		776		1,373	22.1%		907	
	平成 38 年度	21,677	21,677	0	6,203		784		1,371	22.1%		906	
	平成 39 年度	21,425	21,425	0	6,203		793		1,371	22.1%		906	
平成 40 年度	21,173	21,173	0	6,194		801		1,368	22.1%		905		
平成 41 年度	20,921	20,921	0	6,191		811		1,367	22.1%		904		

※ 各項目については、以下のとおり算出した。

- ごみ総排出量 : 収集量+直接搬入量+集団回収量
- 1人1日当たり排出するごみの量 : (ごみ総排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 資源化率 : (資源化量 (t/年)) ÷ (ごみ総排出量 (t/年))
- 最終処分量 : (直接最終処分量 (t/年)) + (中間処理後最終処分量 (t/年))
- 排出量目標値 : 平成27年度 (県) 平成21年度比で10%減とする。 → 5,143t/年
- 1人1日当たり排出するごみの量目標値 : 平成27年度 (国) 平成12年度比で10%減とする。 → 445g/人・日
平成27年度 (県) 平成21年度から60グラム減とする。 → 544g/人・日
平成32年度 (国) 平成12年度比で25%減とする。 → 371g/人・日
- 資源化率目標値 : 平成27年度 (県) 平成27年度において24%とする。 → 24%
- 最終処分量目標値 : 平成27年度 (県) 平成21年度比で18%減とする。 → 832t/年

※※国の目標値/香川県の目標値
(計画目標年次: 平成41年度)

イ. 家庭系ごみ

家庭系ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-15 に示す。

家庭系ごみにおける目標値は、平成 12 年度の家庭系ごみ量（資源ごみ量・集団回収量を除く）をもとにしたものが示されており、目標年次は平成 27 年度及び平成 32 年度である。

表 2-4-15 に示すように、1 人 1 日当たり家庭から排出するごみ量は、平成 27 年度：411g/人・日（目標値 366g/人・日）、平成 32 年度：1 人 1 日当たり家庭から排出するごみ量 434g/人・日（目標値 344g/人・日）となっており、平成 27 年度、平成 32 年度ともに国・県の目標値を上回る値となると予測される。

表 2-4-15 綾川町の家庭系ごみ排出量予測及び目標値との比較

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	家庭系ごみ※									
				排出量 (t/年)	資源 ごみ量 (t/年)	集団 回収量 (t/年)	集団回収 を除く 排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 (g/人・日)	1人1日 当たり 資源 ごみ量 (g/人・日)	1人1日 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	国又は県 目標値 (g/人・日)	
基準	平成 12 年度	26,199	25,702	0	4,728	170	179	4,549	4,379	476	18	458	
	平成 21 年度	25,920	25,920	0	4,818	878	262	4,556	3,678	482	93	389	
予 測	平成 26 年度	24,774	24,774	0	4,970	1,064	232	4,738	3,674	524	118	406	
	平成 27 年度	24,495	24,495	0	4,971	1,064	232	4,739	3,675	530	119	411	366
	平成 28 年度	24,255	24,255	0	4,977	1,066	232	4,745	3,679	536	120	416	
	平成 29 年度	24,015	24,015	0	4,974	1,065	232	4,742	3,677	541	121	419	
	平成 30 年度	23,775	23,775	0	4,979	1,066	232	4,747	3,681	547	123	424	
	平成 31 年度	23,535	23,535	0	4,982	1,067	232	4,750	3,683	553	124	429	
	平成 32 年度	23,244	23,244	0	4,975	1,065	232	4,743	3,678	559	126	434	344
	平成 33 年度	22,992	22,992	0	4,974	1,065	232	4,742	3,677	565	127	438	
	平成 34 年度	22,740	22,740	0	4,971	1,064	232	4,739	3,675	571	128	443	
	平成 35 年度	22,488	22,488	0	4,968	1,064	232	4,736	3,672	577	130	447	
	平成 36 年度	22,236	22,236	0	4,964	1,063	232	4,732	3,669	583	131	452	
	平成 37 年度	21,929	21,929	0	4,946	1,059	232	4,714	3,655	589	132	457	
	平成 38 年度	21,677	21,677	0	4,940	1,057	232	4,708	3,651	595	134	461	
	平成 39 年度	21,425	21,425	0	4,940	1,057	232	4,708	3,651	602	135	467	
	平成 40 年度	21,173	21,173	0	4,931	1,055	232	4,699	3,644	608	137	472	
	平成 41 年度	20,921	20,921	0	4,928	1,055	232	4,696	3,641	615	138	477	

※各項目については、以下のとおり算出した（自家処理量は含まない。）。

○1人1日当たり排出量：（＝家庭系ごみ原単位（g/人・日）（集団回収量を除く。））

＝（集団回収を除く排出量（t/年））÷（総人口（人））÷365（日）×10⁶（g/t）

○1人1日当たり資源ごみ量：（資源ごみ量（t/年））÷（計画収集人口（人））÷365（日）×10⁶（g/t）

○1人1日当たり集団回収量：（集団回収量（t/年））÷（計画収集人口（人））÷365（日）×10⁶（g/t）

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量

：（集団回収・資源ごみを除く排出量（t/年））÷（総人口（人））÷365（日）×10⁶（g/t）

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量目標値

：平成27年度（国）平成12年度比で20%減とする。 →366g/人・日

平成32年度（国）平成12年度比で25%減とする。 →344g/人・日

（計画目標年次：平成 41 年度）

ウ. 事業系ごみ

事業系ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-16 に示す。

事業系ごみにおける目標値は、平成 12 年度の事業系ごみ排出量をもとにしたものが示されており、目標年次は平成 27 年度及び平成 32 年度である。

但し、事業系ごみ排出量は平成 12 年度では計上されていないが、平成 25 年度実績において 1,263t/年の事業系ごみ排出量が計上されている。このため、国、県の設定した目標値をそのまま適用した場合には、平成 27 年度、平成 32 年度ともに目標値はゼロとなり、実態に合わない目標値となる。従って、事業系ごみについては、国、県の目標値との比較は行わないこととする。

表 2-4-16 綾川町の事業系ごみ排出量及び目標値との比較

年 度		事業系ごみ※	
		排出量 (t/年)	国又は県 目標値 (t/年)
基 準	平成 12 年度	0	
	平成 21 年度	896	
予 測	平成 26 年度	1,263	
	平成 27 年度	1,263	0
	平成 28 年度	1,263	
	平成 29 年度	1,263	
	平成 30 年度	1,263	
	平成 31 年度	1,263	
	平成 32 年度	1,263	0
	平成 33 年度	1,263	
	平成 34 年度	1,263	
	平成 35 年度	1,263	
	平成 36 年度	1,263	
	平成 37 年度	1,263	
	平成 38 年度	1,263	
	平成 39 年度	1,263	
	平成 40 年度	1,263	
	平成 41 年度	1,263	

※各項目については、以下のとおり算出した。

○事業系ごみ排出量目標値：平成27年度（国）平成12年度比で20%減とする。

平成32年度（国）平成12年度比で35%減とする。

（計画目標年次：平成 41 年度）

4) ごみ量の削減

綾川町のごみ量については、全体ごみ、家庭系ごみについて、国及び県が設定した削減目標値を満足しないと予測され、事業系ごみについては、基準年である平成 12 年度の排出量が計上されていないため、目標値との比較が困難である。

従って、国及び県の目標値をそのまま綾川町に適用することは適当でないため、綾川町としては、平成 25 年度までの町のごみ処理実績を踏まえた上で独自の削減目標を掲げることとする。

本計画で掲げる削減目標は、以下のとおりとする。

綾川町のごみ排出量削減目標 (平成 32 年度)

○家庭系ごみ量削減目標：

1 人 1 日あたり家庭から排出されるごみ量（資源ごみ、集団回収量を除く）について、平成 32 年度において、平成 25 年度に対し 10%削減する。

○事業系ごみ排出量削減目標：

事業系ごみの排出量を平成 32 年度において、平成 25 年度に対し、10%削減する。

家庭系ごみの削減目標値は、資源ごみ・集団回収ごみを除く家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量について設定した。この指標については、平成 27 年度より 1 人 1 日当たり 6~7g の削減を行うと、平成 32 年度の目標値に到達する。これは、町の取り組みや、排出者である住民の努力により実現可能であると考えられる。また、平成 32 年度に目標を満足した後、再び増加に転じることがないように、平成 32 年度以降は、平成 32 年度における排出量を維持する必要がある。但し、資源ごみ、集団回収量については、削減目標設定前の予測値を採用することとし、資源化物以外のごみ量を削減し、資源回収は予測どおり行うことで、資源化率の向上を図る目標とする。

一方、事業系ごみの削減目標は、排出量実績が変動しており、かつ近年の都市再開発や大型商業施設の出店など都市化が進んでいる側面を考慮し、平成 25 年度を基準年とし、平成 32 年度までの 7 年間に事業系ごみの排出量を 10%削減することを目標とした。これは、平成 27 年度~平成 32 年度まで毎年 1 日当たりの排出量を約 58 kg削減していくと達成する削減量となる。平成 24 年度水準の事業所数 736 事業所であれば、1 事業所 1 日当たり 78g の削減量に相当する。

尚、事業系ごみについても、資源ごみ量は削減対象とせず、可燃ごみ、破碎ごみの資源化物以外のごみ量を削減することを目標とする。

削減目標を考慮した家庭系ごみ及び事業系ごみ量の削減目標について表 2-4-17 に示す。

表 2-4-17 綾川町の家系ごみ及び事業系ごみ排出量の削減目標

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	家庭系ごみ ²⁾									事業系ごみ			
				排出量 (t/年)	資源 ごみ量 (t/年)	集団 回収量 (t/年)	集団回収 を除外 排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除外 排出量 (t/年)	1人1日 ³⁾ 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	1人1日 当たり 資源 ごみ量 (g/人・日)	1人1日 当たり 排出量 ⁴⁾ (g/人・日)	排出量 (t/年)	目標値 (t/日)		
基準	平成 25 年度	25,013	25,013	0	5,031	1,083	209	4,822	3,739	410			119	528	1,263	
予 測	平成 26 年度	24,774	24,774	0	4,970	1,064	232	4,738	3,674	406			118	524	1,263	
	平成 27 年度	24,495	24,495	0	<u>4,872</u>	1,064	232	<u>4,640</u>	<u>3,576</u>	<u>400</u>			119	<u>519</u>	<u>1,242</u>	
	平成 28 年度	24,255	24,255	0	<u>4,782</u>	1,066	232	<u>4,550</u>	<u>3,484</u>	<u>394</u>			120	<u>514</u>	<u>1,221</u>	
	平成 29 年度	24,015	24,015	0	<u>4,694</u>	1,065	232	<u>4,462</u>	<u>3,397</u>	<u>388</u>			121	<u>509</u>	<u>1,200</u>	
	平成 30 年度	23,775	23,775	0	<u>4,614</u>	1,066	232	<u>4,382</u>	<u>3,316</u>	<u>382</u>			123	<u>505</u>	<u>1,179</u>	
	平成 31 年度	23,535	23,535	0	<u>4,527</u>	1,067	232	<u>4,295</u>	<u>3,228</u>	<u>376</u>			124	<u>500</u>	<u>1,158</u>	
	平成 32 年度	23,244	23,244	0	<u>4,432</u>	1,065	232	<u>4,200</u>	<u>3,135</u>	<u>369</u>	369		126	<u>495</u>	<u>1,137</u>	1,137
	平成 33 年度	22,992	22,992	0	<u>4,394</u>	1,065	232	<u>4,162</u>	<u>3,097</u>	<u>369</u>			127	<u>496</u>	<u>1,137</u>	
	平成 34 年度	22,740	22,740	0	<u>4,357</u>	1,064	232	<u>4,125</u>	<u>3,061</u>	<u>369</u>			128	<u>497</u>	<u>1,137</u>	
	平成 35 年度	22,488	22,488	0	<u>4,328</u>	1,064	232	<u>4,096</u>	<u>3,032</u>	<u>369</u>			130	<u>499</u>	<u>1,137</u>	
	平成 36 年度	22,236	22,236	0	<u>4,290</u>	1,063	232	<u>4,058</u>	<u>2,995</u>	<u>369</u>			131	<u>500</u>	<u>1,137</u>	
	平成 37 年度	21,929	21,929	0	<u>4,250</u>	1,059	232	<u>4,018</u>	<u>2,959</u>	<u>369</u>			132	<u>502</u>	<u>1,137</u>	
	平成 38 年度	21,677	21,677	0	<u>4,212</u>	1,057	232	<u>3,980</u>	<u>2,923</u>	<u>369</u>			134	<u>503</u>	<u>1,137</u>	
	平成 39 年度	21,425	21,425	0	<u>4,173</u>	1,057	232	<u>3,941</u>	<u>2,884</u>	<u>369</u>			135	<u>504</u>	<u>1,137</u>	
	平成 40 年度	21,173	21,173	0	<u>4,135</u>	1,055	232	<u>3,903</u>	<u>2,848</u>	<u>369</u>			137	<u>505</u>	<u>1,137</u>	
	平成 41 年度	20,921	20,921	0	<u>4,111</u>	1,055	232	<u>3,879</u>	<u>2,824</u>	<u>369</u>			138	<u>508</u>	<u>1,137</u>	

1) 二重下線部は、削減量を加味したものである。尚、集団回収・資源ごみを除く排出量については、整数1桁において、他の計算との整合を図るため、端数調整を行った。

2) 自家処理量を除く。

3) 1人1日当たり家庭から排出するごみ量

$$: (\text{集団回収} \cdot \text{資源ごみを除く排出量 (t/年)}) \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$$

4) 1人1日当たり排出量 : (=家庭系ごみ原単位 (g/人・日) (集団回収量を除く。))

$$= (\text{集団回収を除外排出量 (t/年)}) \div (\text{計画収集人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$$

(計画目標年次：平成 41 年度)

5) ごみ量削減目標達成時の将来推計

ア. 家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位

削減目標を加味した家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、表 2-4-18 及び図 2-4-18-1～2-4-18-2 に示す。

家庭系ごみの原単位は、平成 26 年度以降目標に従い、削減を行う場合、毎年 1 人 1 日あたり 6～7g/人を削減することとなる。目標達成時には、平成 41 年度における家庭系ごみの原単位は、排出量の削減がない場合の 615g/人・日より 508g/人・日となり、約 17%の削減となる。

表 2-4-18 綾川町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

年 度		原単位			
		家庭系ごみ (g/人・日)		事業系ごみ (kg/日)	
		削減目標 なし	削減目標 達成時	削減目標 なし	削減目標 達成時
予 測	平成 26 年度	524	524	3,460	3,460
	平成 27 年度	530	519	3,460	3,403
	平成 28 年度	536	514	3,460	3,345
	平成 29 年度	541	509	3,460	3,288
	平成 30 年度	547	505	3,460	3,230
	平成 31 年度	553	500	3,460	3,173
	平成 32 年度	559	495	3,460	3,115
	平成 33 年度	565	496	3,460	3,115
	平成 34 年度	571	497	3,460	3,115
	平成 35 年度	577	499	3,460	3,115
	平成 36 年度	583	500	3,460	3,115
	平成 37 年度	589	502	3,460	3,115
	平成 38 年度	595	503	3,460	3,115
	平成 39 年度	602	504	3,460	3,115
	平成 40 年度	608	505	3,460	3,115
	平成 41 年度	615	508	3,460	3,115

(計画目標年次：平成 41 年度)

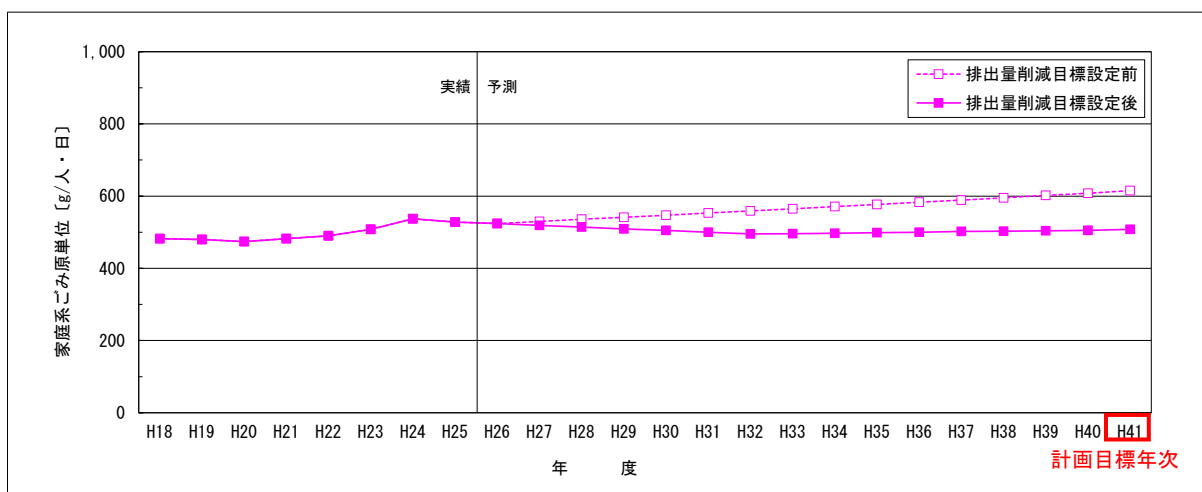


図 2-4-18-1 綾川町の家庭系ごみ原単位予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

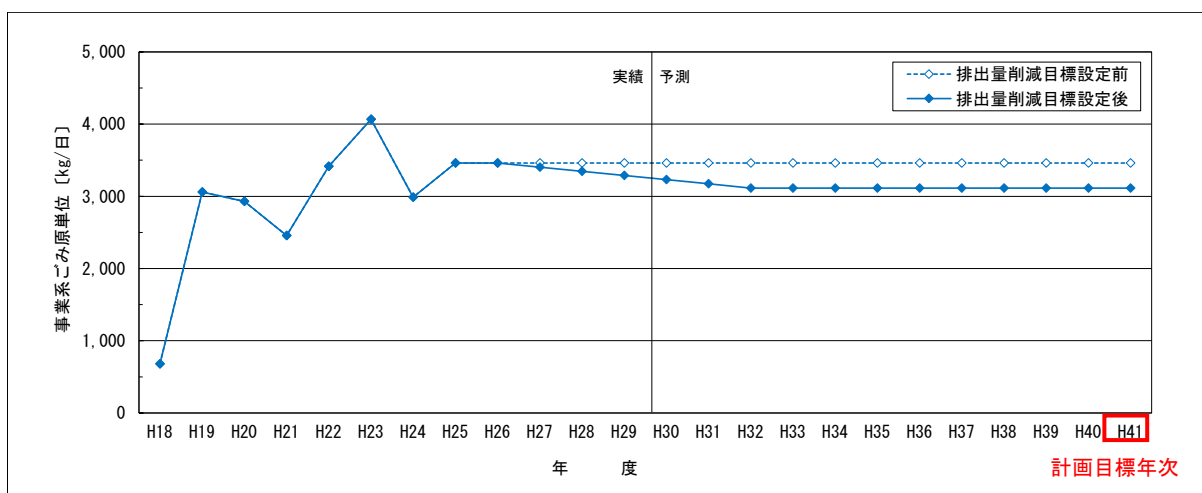


図 2-4-18-2 綾川町の実業系ごみ原単位予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

イ. 発生ごみ量

削減目標を加味した原単位予測より算出した発生ごみ量を表 2-4-19 及び図 2-4-19 に示す。

発生ごみ量は、収集ごみ及び自家処理に区分し、収集ごみは家庭系ごみ、事業系ごみの収集原単位予測よりそれぞれ算出したものである。

計画目標年次におけるごみ量は、本計画に示す削減量が達成される場合、当初予測時の発生ごみ量は、6,191t/年（p61 表 2-4-7 参照）より 5,248t/年になる。

表 2-4-19 綾川町の発生ごみ量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	発生ごみ量	計画処理量		自家処理量	集団回収量	
		家庭系ごみ量	事業系ごみ量			
実績	平成 16 年度	4,983	4,908	4,908	0	75
	平成 17 年度	4,788	4,490	4,490	0	298
	平成 18 年度	5,228	4,883	4,635	248	345
	平成 19 年度	6,069	5,696	4,580	1,116	373
	平成 20 年度	5,867	5,577	4,508	1,069	290
	平成 21 年度	5,714	5,452	4,556	896	262
	平成 22 年度	6,072	5,845	4,599	1,246	227
	平成 23 年度	6,441	6,203	4,719	1,484	238
	平成 24 年度	6,260	6,034	4,944	1,090	226
平成 25 年度	6,294	6,085	4,822	1,263	209	
予測	平成 26 年度	6,233	6,001	4,738	1,263	232
	平成 27 年度	6,114	5,882	4,640	1,242	232
	平成 28 年度	6,003	5,771	4,550	1,221	232
	平成 29 年度	5,894	5,662	4,462	1,200	232
	平成 30 年度	5,793	5,561	4,382	1,179	232
	平成 31 年度	5,685	5,453	4,295	1,158	232
	平成 32 年度	5,569	5,337	4,200	1,137	232
	平成 33 年度	5,531	5,299	4,162	1,137	232
	平成 34 年度	5,494	5,262	4,125	1,137	232
	平成 35 年度	5,465	5,233	4,096	1,137	232
	平成 36 年度	5,427	5,195	4,058	1,137	232
	平成 37 年度	5,387	5,155	4,018	1,137	232
	平成 38 年度	5,349	5,117	3,980	1,137	232
	平成 39 年度	5,310	5,078	3,941	1,137	232
	平成 40 年度	5,272	5,040	3,903	1,137	232
	平成 41 年度	5,248	5,016	3,879	1,137	232

※各予測値は以下のように算出した。

- 発生ごみ量 : 家庭系+事業系ごみ量 (計画処理量+自家処理量+集団回収量)
 - 計画処理量 : 家庭系+事業系ごみ計画処理量 (t/年)
 - 計画処理量のうち家庭系ごみ量 : 計画収集人口 (人) × 家庭系ごみ原単位 (g/人・日 p77 表 2-4-18) × 365 (日) (集団回収量を除く。)
 - 計画処理量のうち事業系ごみ量 : 事業系ごみ原単位 (kg/日 p77 表 2-4-18) × 365 (日)
 - 自家処理量 : 自家処理人口 (人) × 家庭系ごみ原単位 (g/人・日) × 365 (日)
 - 集団回収量 : 過去 5 年間実績平均値を用いて 232t/年とした。
- (計画目標年次：平成 41 年度)

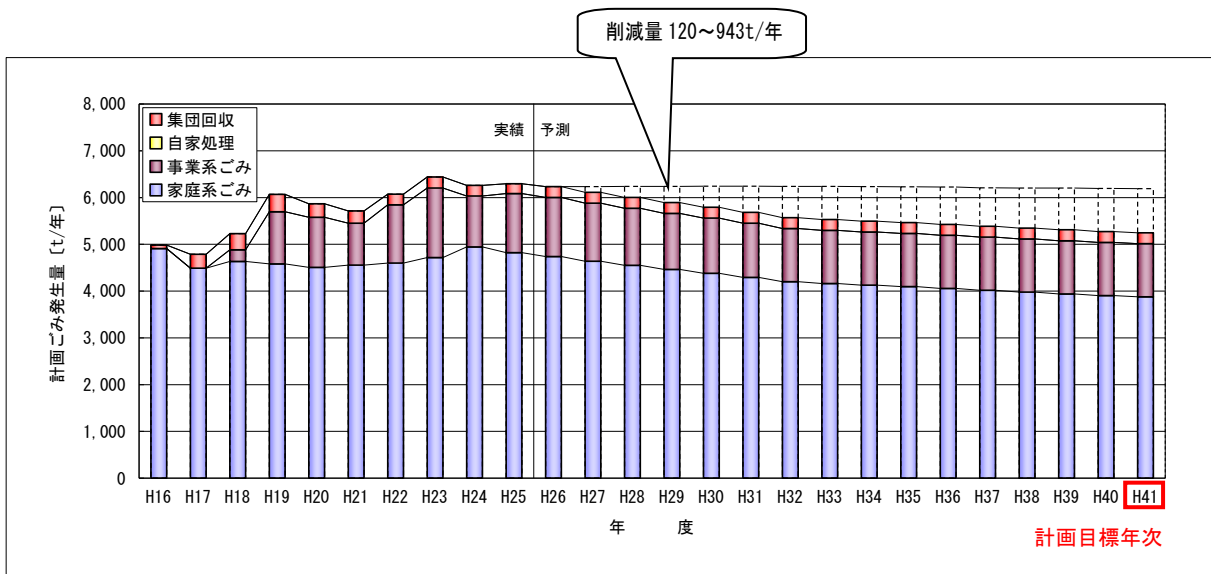


図 2-4-19 綾川町の発生ごみ量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

ウ. 搬入形態別計画処理量

削減目標を加味した搬入形態別計画処理量について、表 2-4-20 及び図 2-4-20 に示す。

家庭系ごみ+事業系ごみの削減は、集団回収量、資源化物を除いたものとし、収集ごみ、直接搬入ごみについても同様に削減することとしている。従って、削減対象は、収集ごみのうち可燃ごみ、破碎ごみ、その他、粗大ごみ、直接搬入ごみとした。また、資源化対象となる資源ごみについては、削減計画なしの場合と同じとした。

この結果、計画目標年次である平成 41 年度において、当初予測 (p63 表 2-4-8 参照) と削減目標達成時の各ごみ量を比べると、可燃ごみが 4,114t/年より 3,338t/年、破碎ごみが 495t/年より 386t/年、その他が 8t/年より 6t/年、粗大ごみが 204t/年より 159t/年となり、収集量は 5,886t/年より 932t/年削減され 4,954t/年となる。また、直接搬入ごみ量が 73t/年より 62t/年となる。

表 2-4-20 町の搬入形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	計画 処理量	収集量						直接 搬入量	集団 回収量	
		収集量	可燃ごみ	破碎ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ			
実 績	平成 16 年度	4,908	4,851	3,295	636	394	422	104	57	75
	平成 17 年度	4,490	4,480	3,338	595	405	0	142	10	298
	平成 18 年度	4,883	4,853	3,687	559	420	3	184	30	345
	平成 19 年度	5,696	5,514	4,231	697	419	7	160	182	373
	平成 20 年度	5,577	5,536	4,079	505	790	7	155	41	290
	平成 21 年度	5,452	5,407	3,853	512	878	6	158	45	262
	平成 22 年度	5,845	5,801	4,110	519	977	9	186	44	227
	平成 23 年度	6,203	6,169	4,365	543	1,049	15	197	34	238
	平成 24 年度	6,034	5,847	4,052	512	1,051	8	224	187	226
	平成 25 年度	6,085	6,010	4,191	508	1,093	8	210	75	209
予 測	平成 26 年度	6,001	5,927	4,140	499	1,074	8	206	74	232
	平成 27 年度	5,882	5,810	4,040	487	1,074	8	201	72	232
	平成 28 年度	5,771	5,700	3,948	473	1,076	7	196	71	232
	平成 29 年度	5,662	5,593	3,858	462	1,075	7	191	69	232
	平成 30 年度	5,561	5,493	3,773	451	1,076	7	186	68	232
	平成 31 年度	5,453	5,386	3,681	440	1,077	7	181	67	232
	平成 32 年度	5,337	5,272	3,587	427	1,075	7	176	65	232
	平成 33 年度	5,299	5,234	3,556	422	1,075	7	174	65	232
	平成 34 年度	5,262	5,198	3,528	417	1,074	7	172	64	232
	平成 35 年度	5,233	5,169	3,506	413	1,074	6	170	64	232
	平成 36 年度	5,195	5,132	3,477	408	1,073	6	168	63	232
	平成 37 年度	5,155	5,093	3,449	403	1,069	6	166	62	232
	平成 38 年度	5,117	5,055	3,419	399	1,067	6	164	62	232
	平成 39 年度	5,078	5,017	3,389	393	1,067	6	162	61	232
	平成 40 年度	5,040	4,979	3,359	389	1,065	6	160	61	232
	平成 41 年度	5,016	4,956	3,340	386	1,065	6	159	60	232

※搬入形態別計画処理量については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照。）。

○収集量：計画処理量－直接搬入量（集団回収量を除く。）

表中の収集量の内訳は、それぞれ以下により算出したものである。

尚、資源ごみについては、削減対象としないため、表 2-4-7 に示す削減目標設定前の予測値を用いた。

- ・可燃ごみ：家庭系可燃ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 81.01%）
＋事業系可燃ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 98.72%）
- ・破碎ごみ：家庭系破碎ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 13.16%）
＋事業系破碎ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 1.28%）
- ・資源ごみ：表 2-4-7 に示す資源ごみ量に同じ。
- ・その他：家庭系その他ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 0.21%）
- ・粗大ごみ：家庭系粗大ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 5.62%）

○直接搬入量：家庭系ごみ量の 1.56%（平成 25 年度における比率）とした。

○集団回収量：過去 5 年間実績平均値を用いて 232t/年とした。

（計画目標年次：平成 41 年度）

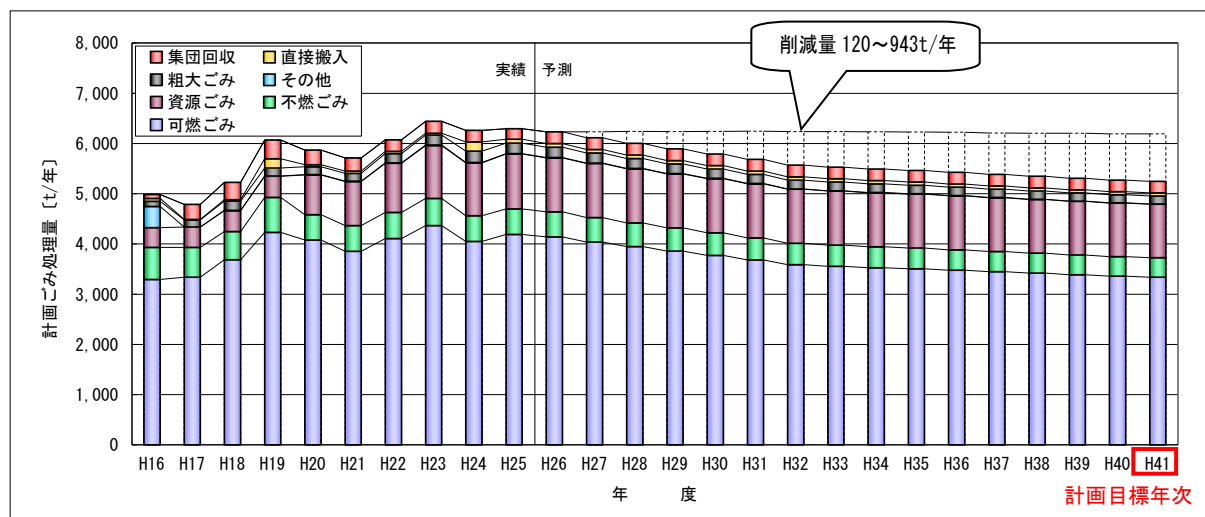


図 2-4-20 搬入形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

エ. 処理形態別計画処理量

削減目標を加味した処理形態別の計画処理量を表 2-4-21 及び図 2-4-21 に示す。

家庭系ごみ+事業系ごみを削減した結果、直接資源化量以外の焼却処理量、焼却以外の中間処理量が減少する。

計画目標年次である平成 41 年度において、当初予測 (p65 表 2-4-9 参照) と削減目標達成時の処理量を比べると、直接焼却処理量は 4,187t/年より 3,400t/年に、焼却以外の中間処理量は 1,109t/年より 953t/年となる。また、直接最終処分量は削減目標設定前と同様 0 t /年と設定した。

表 2-4-21 綾川町の処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度		計画処理量	直接 焼却処理量	焼却以外の 中間処理量	直接 資源化量	直接 最終処分量
実 績	平成 16 年度	4,908	3,352	1,134	0	※※422
	平成 17 年度	4,490	3,348	1,142	0	0
	平成 18 年度	4,883	3,717	1,166	0	0
	平成 19 年度	5,696	4,413	1,211	72	0
	平成 20 年度	5,577	4,120	1,013	444	0
	平成 21 年度	5,452	3,898	1,035	519	0
	平成 22 年度	5,845	4,154	1,082	609	0
	平成 23 年度	6,203	4,399	1,148	656	0
	平成 24 年度	6,034	4,239	1,144	651	0
	平成 25 年度	6,085	4,266	1,138	681	0
予 測	平成 26 年度	6,001	4,214	1,118	669	0
	平成 27 年度	5,882	4,112	1,101	669	0
	平成 28 年度	5,771	4,019	1,082	670	0
	平成 29 年度	5,662	3,927	1,065	670	0
	平成 30 年度	5,561	3,841	1,050	670	0
	平成 31 年度	5,453	3,748	1,034	671	0
	平成 32 年度	5,337	3,652	1,015	670	0
	平成 33 年度	5,299	3,621	1,008	670	0
	平成 34 年度	5,262	3,592	1,001	669	0
	平成 35 年度	5,233	3,570	994	669	0
	平成 36 年度	5,195	3,540	986	669	0
	平成 37 年度	5,155	3,511	978	666	0
	平成 38 年度	5,117	3,481	971	665	0
	平成 39 年度	5,078	3,450	963	665	0
	平成 40 年度	5,040	3,420	957	663	0
	平成 41 年度	5,016	3,400	953	663	0

※ 平成 26 年度以降の処理形態別計画処理量予測については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照）。

- 直接焼却処理量：可燃ごみ（家庭系＋事業系）
- 焼却以外の中間処理量：破碎ごみ、資源ごみ（直接資源化量を除く。）、その他、粗大ごみ
- 直接資源化量：資源ごみのうち紙類（56.6%）、金属類（5.7%）とした（（ ）は平成 25 年度における資源ごみ量（家庭系＋事業系）に対する比率）。
- 直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととした。

※※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。（計画目標年次：平成 41 年度）

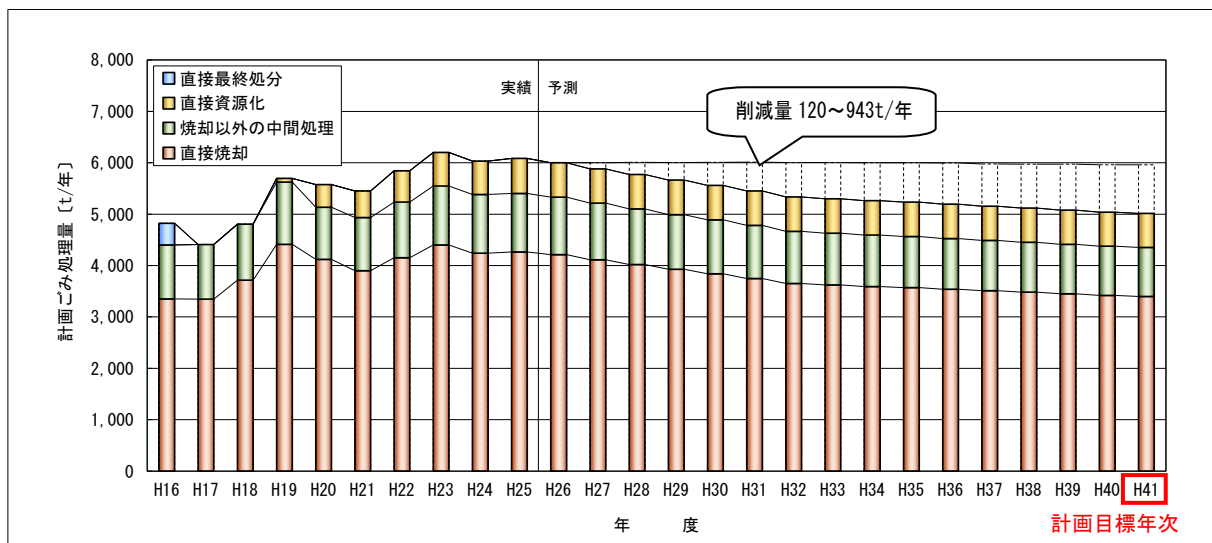


図 2-4-21 処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

オ. 資源化量

家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標を加味した資源化量の予測を表 2-4-22 及び図 2-4-22 に示す。

資源化量については、削減対象から資源ごみ及び集団回収を除外したため、資源ごみ量及び集団回収量は当初予測と同一としたが、破碎ごみ及び粗大ごみは削減対象としているため、破碎・資源化処理による資源化量（金属類）は減少する。

計画目標年次における資源化物量は 1,350t/年（当初予測 1,367t/年 p67 2-4-10 参照）となる。一方、資源化率は当初予測の 22.1%より 25.7%に上昇する。これは、資源化物以外のごみを削減することにより、排出ごみ量が減少するため、相対的な資源化物量が多くなるためである。

表 2-4-22 綾川町の資源化量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）※

単位：t/年

年 度	資源化量	採 用 値							資源化率	
		紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他**		
実績	平成 16 年度	605	55	232	176	38	97	0	7	12.1%
	平成 17 年度	820	281	204	182	44	109	0	0	17.1%
	平成 18 年度	880	315	195	186	45	129	10	0	16.8%
	平成 19 年度	888	344	171	177	47	138	11	0	14.6%
	平成 20 年度	1,146	642	169	156	43	129	7	0	19.5%
	平成 21 年度	1,173	686	166	140	46	128	7	0	20.5%
	平成 22 年度	1,288	767	152	162	55	152	0	0	21.2%
	平成 23 年度	1,357	821	147	183	51	140	0	15	21.1%
予測	平成 24 年度	1,371	802	145	185	56	175	0	8	21.9%
	平成 25 年度	1,375	816	143	164	58	184	0	10	21.8%
	平成 26 年度	1,378	827	141	162	57	181	0	10	22.1%
	平成 27 年度	1,376	827	139	162	57	181	0	10	22.5%
	平成 28 年度	1,376	828	137	163	57	181	0	10	22.9%
	平成 29 年度	1,373	828	135	162	57	181	0	10	23.3%
	平成 30 年度	1,372	828	133	163	57	181	0	10	23.7%
	平成 31 年度	1,372	829	132	163	57	181	0	10	24.1%
	平成 32 年度	1,368	828	130	162	57	181	0	10	24.6%
	平成 33 年度	1,367	828	129	162	57	181	0	10	24.7%
	平成 34 年度	1,365	827	128	162	57	181	0	10	24.8%
	平成 35 年度	1,364	827	127	162	57	181	0	10	25.0%
	平成 36 年度	1,364	827	127	162	57	181	0	10	25.1%
	平成 37 年度	1,359	824	126	162	57	180	0	10	25.2%
	平成 38 年度	1,356	823	125	161	57	180	0	10	25.4%
	平成 39 年度	1,355	823	124	161	57	180	0	10	25.5%
	平成 40 年度	1,352	822	123	161	57	179	0	10	25.6%
	平成 41 年度	1,350	822	122	161	56	179	0	10	25.7%

※ 各資源化量については、直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計とし、それぞれの予測値については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照。）。

項 目	採 用 値
紙類	直接資源化+集団回収（下表①+⑧）
金属類	直接資源化+中間処理後資源化+集団回収（下表②+③+⑨）
ガラス類	中間処理後資源化+集団回収（下表④+⑩）
ペットボトル	中間処理後資源化（下表⑤）
プラスチック類	中間処理後資源化（下表⑥）
その他**	中間処理後資源化（下表⑦）

区 分	項 目	採 用 値
直接資源化量	① 紙類	資源ごみ量の 56.6%（平成 25 年度内訳比率）
	② 金属類	資源ごみ量の 5.7%（平成 25 年度内訳比率）
中間処理後資源化量	③ 金属類	破碎ごみ+資源ごみ+粗大ごみの合計量の 10.8%（平成 25 年度内訳比率）
	④ ガラス類	資源ごみ量の 14.2%（平成 25 年度内訳比率）
	⑤ ペットボトル	資源ごみ量の 5.3%（平成 25 年度内訳比率）
	⑥ プラスチック類	資源ごみ量の 16.9%（平成 25 年度内訳比率）
	⑦ その他**	資源ごみ量の 0.9%（平成 25 年度内訳比率）
集団回収量	⑧ 紙類	集団回収量の 94.4%（平成 25 年度内訳比率）
	⑨ 金属類	集団回収量の 1.3%（平成 25 年度内訳比率）
	⑩ ガラス類	集団回収量の 4.3%（平成 25 年度内訳比率）

※※「その他」は電池、蛍光灯等である。
（計画目標年次：平成 41 年度）

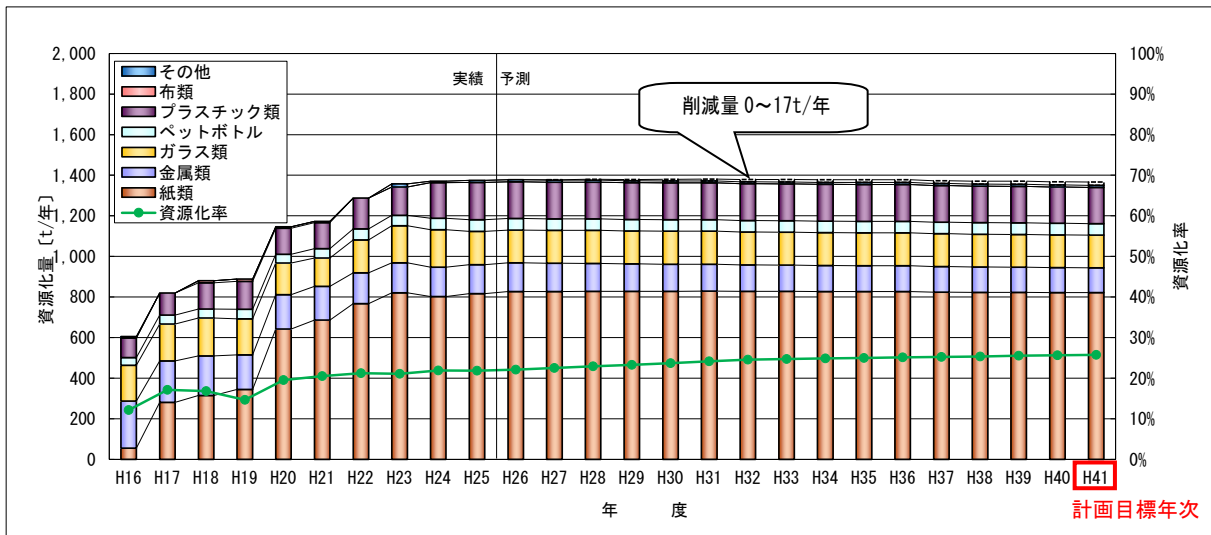


図 2-4-22 綾川町の資源化量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

カ. 最終処分量

削減目標を加味した最終処分量を表 2-4-23 及び図 2-4-23 に示す。

排出ごみ量を削減すると、直接資源化量以外の焼却処理量、焼却以外の中間処理量が減少し、これらに伴う焼却残渣量、中間処理残渣量が減少する。

計画目標年次である平成 41 年度において、当初予測（p69 表 2-4-11 参照）と削減目標達成時の最終処分量を比べると、焼却残渣量は 667t/年より 540t/年に、中間処理残渣量は 237t/年より 187t/年となる。

表 2-4-23 綾川町の最終処分量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）**

単位：t/年

(参考) 焼却処理量及び焼却残渣量

年 度	最終処分量	直接 最終処分量	焼却 残渣量	中間処理 残渣量**	(参考) 焼却処理量及び焼却残渣量				
					焼却 処理量	直接 焼却量	中間 処理後 焼却量	焼却 残渣量	
実 績	平成 16 年度	1,375	***422	483	470	3,486	3,352	134	483
	平成 17 年度	833	0	494	339	3,629	3,348	281	494
	平成 18 年度	957	0	559	398	3,950	3,717	233	559
	平成 19 年度	1,001	0	664	337	4,844	4,413	431	664
	平成 20 年度	1,023	0	663	360	4,361	4,120	241	663
	平成 21 年度	1,015	0	581	434	4,107	3,898	209	581
	平成 22 年度	922	0	674	248	4,536	4,154	382	674
	平成 23 年度	981	0	721	260	4,824	4,399	425	721
	平成 24 年度	963	0	692	271	4,618	4,239	379	692
	平成 25 年度	923	0	680	243	4,676	4,266	410	680
予 測	平成 26 年度	910	0	671	239	4,616	4,214	402	671
	平成 27 年度	888	0	655	233	4,505	4,112	393	655
	平成 28 年度	867	0	640	227	4,400	4,019	381	640
	平成 29 年度	848	0	625	223	4,298	3,927	371	625
	平成 30 年度	828	0	611	217	4,204	3,841	363	611
	平成 31 年度	808	0	596	212	4,101	3,748	353	596
	平成 32 年度	787	0	581	206	3,995	3,652	343	581
	平成 33 年度	780	0	576	204	3,960	3,621	339	576
	平成 34 年度	773	0	571	202	3,927	3,592	335	571
	平成 35 年度	767	0	567	200	3,901	3,570	331	567
	平成 36 年度	760	0	562	198	3,865	3,540	325	562
	平成 37 年度	753	0	557	196	3,832	3,511	321	557
	平成 38 年度	746	0	552	194	3,799	3,481	318	552
	平成 39 年度	738	0	548	190	3,765	3,450	315	548
	平成 40 年度	732	0	543	189	3,731	3,420	311	543
	平成 41 年度	727	0	540	187	3,711	3,400	311	540

※ 中間処理残渣量は、高松市西部クリーンセンターにおける破碎・資源化処理後の不燃残渣（破碎・資源化後の生成物量の綾川町相当分）、民間委託資源化処理後の不燃残渣、行政機関排出物（高松市受入不可のもの）及び不法投棄回収物等とする。
 ※※ 最終処分量については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照。）。
 ○直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととした。
 ○焼却残渣量：焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却 右表参照）の 14.5%（平成 25 年度における内訳比率）
 ○中間処理残渣量は、破碎・資源化残渣、民間委託資源化処理残渣、行政機関排出物の合計とし、以下のように設定した。
 ・破碎・資源化残渣：破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）の 29.8%（平成 25 年度における内訳比率）
 ・民間委託資源化処理残渣：資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）の 3.1%（平成 25 年度における内訳比率）
 ・行政機関排出物：破碎ごみ量の 3.1%（平成 25 年度における内訳比率）
 ※※※平成 16 年度の直接最終処分量は、旧最終処分場に仮置きした焼却灰を現最終処分場に搬入したものである。
 （計画目標年次：平成 41 年度）

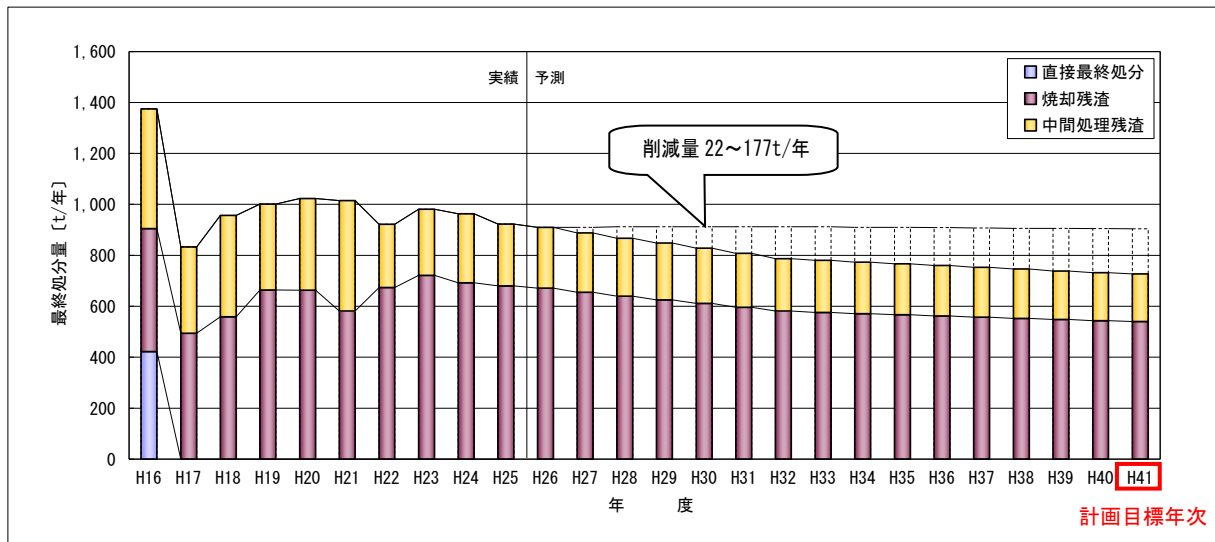


図 2-4-23 綾川町の最終処分量予測（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

6) 削減目標達成後のごみ量まとめ

削減目標を加味した場合の全体ごみ、家庭系ごみ、事業系ごみの減量化目標値との比較を以下に示す。

ア. 全体ごみ

全体ごみにおけるごみ排出量、資源化量、最終処分量をまとめたものを表 2-4-24 に示す。

家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標を達成した場合、全体ごみ量は、平成 41 年度において、当初予測 6,191t/年 (p71 表 2-4-14 参照) より 5,248t/年に、1 人 1 日当たりごみ排出量は、当初予測 811g/人・日 (p71 表 2-4-14 参照) より 687g/人・日に減少する。

一方、資源化量は当初予測 1,367t/年 (p67 表 2-4-10 参照) より 1,350t/年に減少するが、資源化率は当初予測 22.1% (同) より 25.7%に上昇する。また、最終処分量は、当初予測 904t/年 (p69 表 2-4-11 参照) より 727t/年に減少する。

表 2-4-24 綾川町の全体ごみ排出量、資源化量及び最終処分量 (削減目標達成時) ※

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	全 体					
				ごみ 総排出量 (t/年)	1人1日 当たり ごみ排出量 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率	最終 処分量 (t/年)	
基準	平成 25 年度	25,013	25,013	0	6,294	689	1,375	21.8%	923
予 測	平成 26 年度	24,774	24,774	0	6,233	689	1,378	22.1%	910
	平成 27 年度	24,495	24,495	0	6,114	684	1,376	22.5%	888
	平成 28 年度	24,255	24,255	0	6,003	678	1,376	22.9%	867
	平成 29 年度	24,015	24,015	0	5,894	672	1,373	23.3%	848
	平成 30 年度	23,775	23,775	0	5,793	668	1,372	23.7%	828
	平成 31 年度	23,535	23,535	0	5,685	662	1,372	24.1%	808
	平成 32 年度	23,244	23,244	0	5,569	656	1,368	24.6%	787
	平成 33 年度	22,992	22,992	0	5,531	659	1,367	24.7%	780
	平成 34 年度	22,740	22,740	0	5,494	662	1,365	24.8%	773
	平成 35 年度	22,488	22,488	0	5,465	666	1,364	25.0%	767
	平成 36 年度	22,236	22,236	0	5,427	669	1,364	25.1%	760
	平成 37 年度	21,929	21,929	0	5,387	673	1,359	25.2%	753
	平成 38 年度	21,677	21,677	0	5,349	676	1,356	25.4%	746
	平成 39 年度	21,425	21,425	0	5,310	679	1,355	25.5%	738
	平成 40 年度	21,173	21,173	0	5,272	682	1,352	25.6%	732
	平成 41 年度	20,921	20,921	0	5,248	687	1,350	25.7%	727

※各項目については、以下のとおり算出した。

- ごみ総排出量 : 収集量+直接搬入量+集団回収量
 - 1人1日当たり排出するごみの量 : (ごみ総排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
 - 資源化率 : (資源化量 (t/年)) ÷ (ごみ排出量 (t/年))
 - 最終処分量 : (直接最終処分量 (t/年)) + (焼却残渣量 (t/年)) + (中間処理残渣量 (t/年))
- (計画目標年次 : 平成41年度)

イ. 家庭系ごみ及び事業系ごみ

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量と目標値との比較を表 2-4-25 に示す。

家庭系ごみは、平成 32 年度における集団回収・資源ごみを除く 1 人 1 日当たり排出量について、平成 25 年度比で 10%の削減を、事業系ごみは、平成 32 年度における事業系ごみ排出量について、平成 25 年度比で 10%の削減を目標値として設定した。尚、平成 32 年度以降は、各指標について、それぞれ平成 32 年度水準を維持することとする。

表 2-4-25 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量と目標値

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	家庭系ごみ ^{※※}			事業系ごみ ^{※※}			
				排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	1人1日 [*] 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	排出量 (t/年)	目標値 (t/日)	
基準	平成 25 年度	25,013	25,013	0	5,031	3,739	410		1,263	
予 測	平成 26 年度	24,774	24,774	0	4,970	3,674	406		1,263	
	平成 27 年度	24,495	24,495	0	4,872	3,576	400		1,242	
	平成 28 年度	24,255	24,255	0	4,782	3,484	394		1,221	
	平成 29 年度	24,015	24,015	0	4,694	3,397	388		1,200	
	平成 30 年度	23,775	23,775	0	4,614	3,316	382		1,179	
	平成 31 年度	23,535	23,535	0	4,527	3,228	376		1,158	
	平成 32 年度	23,244	23,244	0	4,432	3,135	369	369	1,137	1,137
	平成 33 年度	22,992	22,992	0	4,394	3,097	369		1,137	
	平成 34 年度	22,740	22,740	0	4,357	3,061	369		1,137	
	平成 35 年度	22,488	22,488	0	4,328	3,032	369		1,137	
	平成 36 年度	22,236	22,236	0	4,290	2,995	369		1,137	
	平成 37 年度	21,929	21,929	0	4,250	2,959	369		1,137	
	平成 38 年度	21,677	21,677	0	4,212	2,923	369		1,137	
	平成 39 年度	21,425	21,425	0	4,173	2,884	369		1,137	
	平成 40 年度	21,173	21,173	0	4,135	2,848	369		1,137	
	平成 41 年度	20,921	20,921	0	4,111	2,824	369		1,137	

※ 集団回収・資源ごみを除く。

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量（集団回収・資源ごみを除く）

$$: \{ \text{家庭系ごみ量 (集団回収・資源ごみを除く 収集量)} \} \div (\text{計画収集人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$$

○家庭系ごみ目標値 : 1人1日当たり家庭から排出するごみ量（集団回収・資源ごみを除く）

平成32年度 平成25年度比で10%減

○事業系ごみ目標値 : 総量 平成32年度 平成25年度比で10%減

※※ 自家処理量は含まない。

(計画目標年次:平成 41 年度)

7) 削減計画における予測値及び目標値

削減目標を設定した平成 32 年度及び本計画目標年次である平成 41 年度における削減目標設定前予測値と削減目標値を表 2-4-26 に示す。

表 2-4-26 各目標年次における予測値及び目標値

項 目	削減計画目標年次 平成 32 年度		一般廃棄物処理基本計画 目標年次 平成 41 年度	
	削減目標 設定前 予測値	削減目標	削減目標 設定前 予測値	削減目標
ごみ排出量 (t/年) ※	6,238	5,569	6,191	5,248
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	735	656	811	687
家庭系ごみ排出量 (集団回収量を含む t/年)	4,975	4,432	4,928	4,111
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量 (g/人・日) (集団回収・資源ごみ量を除く)	434	※※ <u>369</u>	477	369
事業系ごみ排出量 (t/年)	1,263	※※ <u>1,137</u>	1,263	1,137
再生利用率	22.1%	24.6%	22.1%	25.7%
最終処分量 (t/年)	912	787	904	727

※ 自家処理量は含まない。

※※本計画で設定した削減目標

2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、綾川町では、人口が減少するものの、家庭系ごみの原単位が増加すると予測されたため、ごみ量は緩やかな増加傾向となった後減少すると予測された。そこで、ごみの排出抑制として、集団回収・資源ごみ量を除く1日1人あたりの排出ごみ量及び事業系ごみ排出量について、平成 32 年度において平成 25 年度比 10%減をそれぞれ削減目標として設定した。

これらの目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要である。

環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、②再使用、③再生利用④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされている。本計画においてもこの方針に基づいた施策を行う。

また、ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、町民、事業者、町が適切な役割分担のもとでそれぞれが積極的な取組みを図ることが重要である。

本町では、ごみ処理手数料の徴収や集団回収への助成を行っており、今後ごみの排出量抑制のためにこれらの制度を継続していくが、今後はこれらの施策に加えて、①生ごみの減量化（水分量の削減、②可燃ごみとして排出されている封筒やダイレクトメールなど分別の徹底、③布類の分別回収にを中心として、より実効性のある施策を展開していく。

1) ごみ処理手数料の徴収

本町では、指定ごみ袋及びシール制の導入により、分別の徹底及び排出量の抑制を図っており、今後もこの制度を継続するが、必要に応じて、適正な範囲での手数料の見直しを行うこととする。

表 2-4-27 綾川町のごみ処理手数料

区分	指定袋 (料金は平成 26 年度現在)	シール (指定袋に入らないもの)
燃やせるごみ	・白色の半透明 (大 30 円/枚、中 20 円/枚、小 10 円/枚)	・白色シール (30 円/枚)
破碎ごみ	・緑色の半透明 (20 円/枚)	—
資源ごみ	【紙】 ・なし (紐でしばる (無料)) 【缶 (アルミ・スチール)】 ・なし (透明又は半透明ビニール袋) 【びん】 ・ピンク色の半透明 (20 円/枚) 【ペットボトル】 ・水色の半透明 (20 円/枚) 【プラスチック容器包装】 ・黄色の半透明 (20 円/枚) 【小型電子機器類】 ・なし (町 2 箇所の指定回収箱)	—
粗大ごみ	—	・緑色シール (20 円/枚)

2) ごみ処理に関する助成制度

本町では、住民による生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入に対し、その費用の一部を助成する制度を設け、ごみの排出抑制を奨励している。

また、集団回収を行う小中学校に対し、補助金を交付し、資源回収量の向上を促すこととしている。

表 2-4-28 綾川町のごみ排出量抑制及び資源回収に対する助成制度

生ごみ処理容器等への補助	集団回収鶏団体への補助
<p>○綾川町家庭用生ごみ処理容器等購入補助金</p> <p>【補助基数】 生ごみ処理容器：2 器/1 世帯まで 生ごみ処理機：1 機/1 世帯まで ダンボールコンポスト：1 機/1 世帯まで</p> <p>【補助率】 生ごみ処理容器：1 器当たり 3,000 円を上限 生ごみ処理機：1 機当たり 20,000 円を上限 ダンボールコンポスト：購入費実費 1,000 円を上限</p>	<p>集団回収に参加する小中学校に対し、84 万円を回収量に応じて配分</p>

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第一12号 以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型Ⅰ～Ⅲが表2-4-29の内容で示されている。

この類型は、自治体の分別収集を段階的に進める際の標準として示されたものであり、類型Ⅰに達していない自治体については、類型Ⅰを、類型Ⅱに達していない自治体については類型Ⅱを目標とする取組みを自治体に促すものである。

綾川町において、現在の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「破碎ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他（有害ごみ）」、「粗大ごみ」である。現在の町の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、表2-4-30-1～2-4-30-2に示す。

これらは、町のごみ処理方法に従った分別区分であり、「可燃ごみ」、「破碎ごみ」、「粗大ごみ」については、高松市西部クリーンセンターでの焼却処理及び破碎・資源化処理、「資源ごみ」については、直接資源化または民間委託としている。

資源化品目では、「紙類」、「缶・金属類」、「ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック類」となっており、表2-4-29における「①資源回収する容器包装」としては、類型Ⅱ～Ⅲに該当しており、「②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ」も紙類で実施している。ここで、類型Ⅱと類型Ⅲの違いは、「③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」の有無であるが、本町では廃食用油等のバイオマスリサイクルは行っていないため、本町の分別収集方式を表2-4-29に示す標準的な類型に当てはめると、類型Ⅱとなり、標準的な分別区分を行っていることとなる。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していくが、法令等の改正により新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとする。

また、ごみの中で、豊等高松市と異なる処理取扱品目があるため、これを高松市に準じるよう処理品目の拡大や直接搬入の制約条件の撤廃等の課題の解決に努める。

表 2-4-29 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分			
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
	④燃やさないごみ			
	⑤その他専用の処理のために分別するごみ			
⑥粗大ごみ				
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
④燃やさないごみ				
⑤その他専用の処理のために分別するごみ				
⑥粗大ごみ				
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
⑤燃やさないごみ				
⑥その他専用の処理のために分別するごみ				
⑦粗大ごみ				

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」

表 2-4-30-1 綾川町における分別収集区分(1)

(p34~35 表 2-1-13-1 再掲)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・衛生用品 ・食用油 (紙に染み込ませるか、固形化したもの) ・草・落ち葉、雑木、剪定くず (直径 5 cm 以内の枝で長さ 50 cm 以内に束ね「燃やせるごみ処理券」を貼る。) ・紙くず (資源回収できない紙) ・衣類 (枕、クッション等で 50 cm × 50 cm × 100 cm 未満のものを含む。) ・ぬいぐるみ ・灰類 ・カセットテープ・ビデオテープ類 ・紙おむつ ・ペット用砂 	<p>指定袋 (白色) (大：300 円/10 枚) (中：200 円/10 枚) (小：100 円/10 枚) に入れる</p> <p>※雑木・剪定くず 直径 5 cm 以内の 枝で長さ 50 cm 以内に束ね、燃 やせるごみ処理 券 (300 円/10 枚) を貼る。</p>	<p>2 回/週 (火曜日・金曜日) 綾川町全域</p>	
破砕ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 (コップ、ケース、皿、化粧品、医薬品のビン、調理器具等) ・陶器類(茶碗、皿、容器、壺、置物等) ・金属類(容器、器具、製品等) ・家電製品 (ビデオ、ラジカセ、ミニコンポ、コーヒーマーカー、掃除機、照明器具、スピーカー、扇風機、換気扇、ワープロ、ゲーム機、ドライヤー、シェーバー等の小型の家電製品) ・家具類 (指定袋に入る小引き出し、マガジンラック) ・プラスチック類 (容器包装で汚れのひどい物、おもちゃ、乳母車) ・ゴム製品 (ホース、シート、パイプ 50 cm の大きさに切る。) ・使い捨てカイロ、保冷剤 	<p>指定袋 (緑色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 2、4 木曜日 陶地区：第 1、3 水曜日 滝宮地区：第 2、4 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1、3 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 2、4 月曜日</p>	
資源ごみ	紙	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール ・図鑑・小説など ・紙パック (銀紙が貼ってあるものは除く) ・新聞紙(折込チラシを含む) ・雑誌(カタログ) ・雑紙(パンフレット・包装紙・紙袋・紙箱) 	<p>種類ごとに分けて、紐でしばる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 1 水曜日 陶地区：第 2 水曜日 滝宮地区：第 3 水曜日 粉所、山田、東分、羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 水曜日</p>
	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ、スチール (穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ等、飲料缶、缶詰、ミルク缶、お菓子の缶、ボトル缶のフタ、ビンに付いているアルミ製のフタ、ビールなどのフタ(王冠)) 	<p>透明又は半透明のビニール袋に入れる。 (指定袋なし)</p>	<p>1 回/月</p> <p>昭和地区：第 2 木曜日 陶地区：第 3 水曜日 滝宮地区：第 2 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 1 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 4 月曜日</p>
	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料、調味料等の「食べられるもの」が入っていたビン(一升ビン・ビールビンなどのリターナブルビンは酒屋へ。薬品・化粧品・陶器のビンは破砕ごみへ) 	<p>指定袋 (ピンク色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマークの 1 がボトルの底及び側面についているペットボトル(飲料用、しょうゆ、酒類) 	<p>指定袋 (水色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	
	ペットボトル以外のプラスチック包装容器	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトル (食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスのボトルでペットボトル以外のボトル 水ですすいで出す。汚れのひどいものは破砕ごみへ。) ・カップ (プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器など) ・袋 (お菓子の袋、レトルトの袋など) ・発泡スチロール (容器包装プラスチック(右)の表示のあるもの) ・トレイ (魚・肉用トレイ、刺身皿など) ・その他 (プリンなどのフタ、電気製品の緩衝材、メロン、リンゴなど果物用緩衝材) 	<p>指定袋 (黄色) (200 円/10 枚) に入れる</p>	<p>2 回/月</p> <p>昭和地区：第 1、3 木曜日 陶地区：第 2、4 水曜日 滝宮地区：第 1、3 水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第 2、4 木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第 1、3 月曜日</p>

表 2-4-30-2 綾川町における分別収集区分(2)

(p34~35 表 2-1-13-2 再掲)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 各種蛍光灯、電球 (元箱又は透明な袋に入れて、破損物も可) 乾電池、 (筒型 その他の形状のものは販売店に出す) 使い捨てライター 水銀体温計 など 	<p>指定袋なし</p> <p>透明なビニール袋に入れて、ごみステーションの白いかごに入れる。</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第1木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第4月曜日</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 (たんす、食器棚、机・テーブル類、椅子・ソファ類、サイドボード、テレビ台、本棚、飾り棚、ベッド、靴箱、米櫃、衣装ケース、カーペット類、よしず、すだれ類) 寝具類 (毛布、布団、マット等はひもで縛って出す) 剪定くず (直径20cm以内の枝を長さ1m以内にして束ねる) 自転車、一輪車、三輪車、その他の品で50cm×50cm×100cm以上のもの 家電家具類 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、液晶・プラズマ式テレビ、ブラウン管式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く) 	<p>粗大ごみ処理券 (200円/10枚) を粗大ごみ1つに1枚貼って出す。 販売を終了した「破碎ごみ処理券」を使用することもできる。)</p>	<p>1回/月</p> <p>昭和地区：第4木曜日 陶地区：第1水曜日 滝宮地区：第4水曜日 粉所、山田、東分地区 ：第3木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 ：第2月曜日</p>
小型電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> 小型電子機器類(パソコンを除く) (携帯電話、スマホ、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、テーブルコーダ(デッキ除く)、ICレコーダ、ipod等、電子辞書、ゲーム機類、ETCユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品、ACアダプタ、各種接続ケーブル等) 	<p>町設置のリサイクルボックスへ直接持ち込み</p>	<p>月～金 (年末年始、土日、祝日を除く) 綾川町役場と綾上支所に設置の小型家電リサイクルボックスへ持ち込み</p>
町で収集しないごみ	家電4品目及び家庭用パソコン	<ul style="list-style-type: none"> エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ 洗濯機・衣類乾燥機 パソコン 	リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入
	堅牢なもの	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、湯ノックス、小型物置、ボウリングの玉等 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄法に定める産業廃棄物(農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン(2枚以上)、壁土、タイヤ、苗床 	産業廃棄物処理業者にて引き取り
	処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、オートバイ(50cc以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP製品(バスタブ、ボート、タンク等)、ヘドロ、汚泥 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼

※「平成26年度～綾川町家庭ごみ分別と正しい出し方」、「保存版ごみ分別ガイドブック」による。

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

ア. 収集形態

現在の収集形態は、ステーションによる拠点回収を行っている。

平成 26 年度現在、綾川町のステーション数は 452 であり、1 ステーション当たりの世帯数は 21 世帯である。

収集区分としては、中間処理方法に沿った形で行っており、今後の法令等の改正により新たな分別品目が設けられた場合には、これを見直すこととする。

また、収集対象以外の大型ごみや一時大量物などは、現在個人が有料で処理することを基本としているが、今後高松市西部クリーンセンターへの直接搬入ができるよう高松市との協議を行う。

表 2-4-31 綾川町のステーション数と世帯数

項 目	数量
世帯数 (世帯) ※	9,650
ステーション数 (st) ※	452
1 ステーション当たりの世帯数 (世帯/st)	21

※平成 26 年 10 月 1 日現在

イ. 収集回数

収集回数は、燃やせるごみが週2回、破碎ごみが月2回、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみが1回/月であるが、各地区及び種別ごとに収集日が異なる。

頻度としては、現在問題が生じていないことから、今後も現状の収集回数を維持することとするが、必要な場合には、収集量の変化を注視しつつ合理的な判断に基づき、頻度や曜日の変更を行うこととする。

表 2-4-32 綾川町における収集回数

区分		収集頻度
燃やせるごみ		2回/週 (火曜日・金曜日) 綾川町全域
破碎ごみ		2回/月 〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第2、4木曜日 陶地区 : 第1、3水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第2、4水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1、3木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第2、4月曜日 〕
資源ごみ	紙	1回/月 〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第1水曜日 陶地区 : 第2水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第3水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第4水曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第4水曜日 〕
	缶	1回/月
	びん	〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第2木曜日 陶地区 : 第3水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第2水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第4月曜日 〕
	ペットボトル	〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第1、3木曜日 陶地区 : 第2、4水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第1、3水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第2、4木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第1、3月曜日 〕
ペットボトル以外のプラスチック包装容器		2回/月 〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第1、3木曜日 陶地区 : 第2、4水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第1、3水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第2、4木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第1、3月曜日 〕
有害ごみ		1回/月 〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第2木曜日 陶地区 : 第3水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第2水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第4月曜日 〕
粗大ごみ		1回/月 〔 昭和地区(千疋、畑田) : 第4木曜日 陶地区 : 第1水曜日 滝宮地区(滝宮、萱原、北) : 第4水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第3木曜日 羽床上・下、西分、牛川地区 : 第2月曜日 〕

ウ. 収集体制

綾川町のごみ収集は、平成 26 年度はすべて委託業者により行われている。委託業者は 3 業者である。

当面はこの収集体制を維持することとする。今後は人口の減少によるごみ量の減量が予測され、人口の少ない集落については、収集ステーションの統廃合を含め、収集体制の整備が必要になる場合が考えられるが、この場合には町民への負担を可能な限り低減することを第 1 に考え、従来の行政サービス水準を維持するよう計画する。

尚、町が委託する収集はすべて家庭系ごみに対するものであり、事業系ごみは、町の許可業者と事業者との契約により収集される。

表 2-4-33 収集運搬体制（平成 26 年度における通常体制（臨時の場合を除く。））

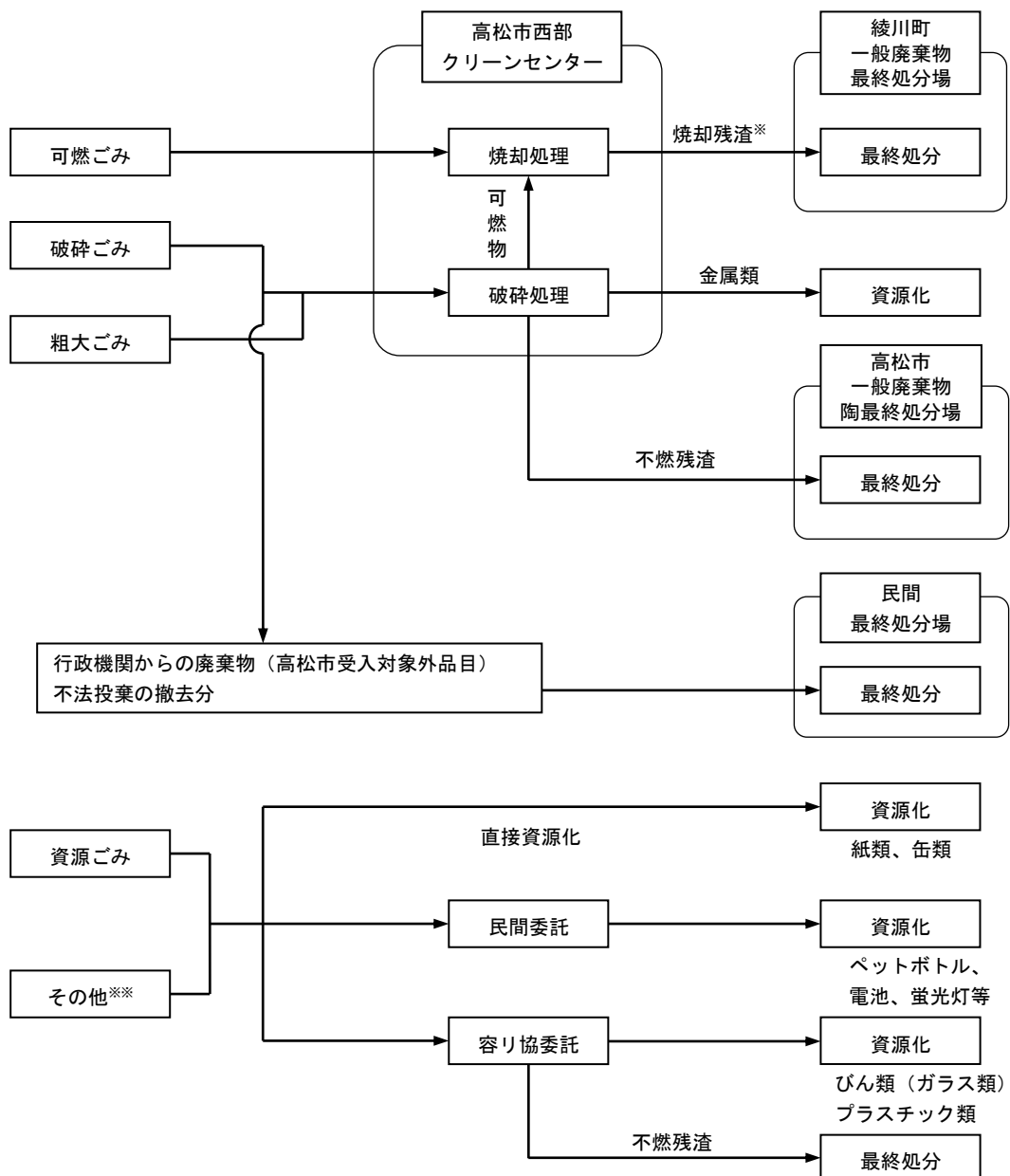
収集区分	地 区	契約 種類	収集に従事する 従業者数（人）	車両積載トン数 内訳×回数	
燃やせるごみ	昭和	委託	3	6t パッカー×2 往復	
	陶		3	6t パッカー×3 往復	
	滝宮		3	6t パッカー×2 往復	
	粉所、山田、東分、羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	3t パッカー×2 往復	
破碎ごみ	昭和	委託	3	6t パッカー×3 往復	
	陶		3	6t パッカー×4 往復	
	滝宮		3	6t パッカー×4 往復	
	粉所、山田、東分		3	6t パッカー×2 往復	
	羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	6t パッカー×2 往復	
資 源 ご み	紙	全地区	委託	各車 1 名乗車	3t パッカー×1 3t 平ボディ×1 2t 平ボディ×1
	ビン	昭和	委託	2	2t ダンプ×3 往復
		陶		2	2t ダンプ×3 往復
		滝宮		2	2t ダンプ×3 往復
		粉所、山田、東分		2	2t ダンプ×2 往復
		羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	2t ダンプ×2 往復
	ペット ボトル	昭和	委託	2	2t パッカー×2 往復
		陶		2	2t パッカー×2 往復
		滝宮		2	2t パッカー×2 往復
		粉所、山田、東分		2	2t パッカー×1 往復
		羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	2t パッカー×1 往復
	缶	昭和	委託	2	2t パッカー×2 往復
		陶		2	2t パッカー×2 往復
		滝宮		2	2t パッカー×2 往復
		粉所、山田、東分		2	2t パッカー×1 往復
		羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	2t パッカー×1 往復
	ペットボ トル以外 のプラス チック包 装容器	昭和	委託	2	2t パッカー×2 往復
		陶		2	2t パッカー×2 往復
		滝宮		2	2t パッカー×2 往復
		粉所、山田、東分		2	2t パッカー×2 往復
	羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	2t パッカー×2 往復	
有害ごみ	ビン回収時に同時に回収	委託	ビン回収時に同時に回収		
粗大ごみ	昭和	委託	3	2tトラック×4 往復	
	陶		3	2tトラック×3 往復	
	滝宮		3	2tトラック×4 往復	
	粉所、山田、東分		2	2tトラック×2 往復	
	羽床、小野、羽床上、西分、牛川		2	2tトラック×3 往復	

2) 中間処理計画

中間処理計画としては、既存の中間処理方式である高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理及び破碎・資源化処理を今後も継続して行う計画である。

また、資源化処理についても、資源ごみ及び集団回収ごみの直接資源化及び委託処理を継続して行う。

全体量は人口の減少及び削減目標の達成により、大きく減少することとなるが、表 2-4-34-1 に示す計画量を目標とし、焼却及び破碎処理量を削減するとともに表 2-4-34-2 に示す再資源化量の維持に努める。



※ 焼却残渣量は、高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣

※※ 「その他」は電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみである。

図 2-4-34 綾川町における中間処理フロー

表 2-4-34-1 高松市西部クリーンセンターにおける綾川町の処理計画量
(削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度)

単位：t/年

年 度	高松市西部クリーンセンター処理量						
	焼却処理量	焼却処理量		破碎処理量			
		可燃ごみ (直接焼却)	中間処理後 焼却	破碎ごみ	粗大ごみ		
平成 26 年度	5,305	4,616	4,214	402	689	483	206
平成 27 年度	5,178	4,505	4,112	393	673	472	201
平成 28 年度	5,054	4,400	4,019	381	654	458	196
平成 29 年度	4,936	4,298	3,927	371	638	447	191
平成 30 年度	4,827	4,204	3,841	363	623	437	186
平成 31 年度	4,708	4,101	3,748	353	607	426	181
平成 32 年度	4,585	3,995	3,652	343	590	414	176
平成 33 年度	4,543	3,960	3,621	339	583	409	174
平成 34 年度	4,503	3,927	3,592	335	576	404	172
平成 35 年度	4,471	3,901	3,570	331	570	400	170
平成 36 年度	4,428	3,865	3,540	325	563	395	168
平成 37 年度	4,388	3,832	3,511	321	556	390	166
平成 38 年度	4,349	3,799	3,481	318	550	386	164
平成 39 年度	4,308	3,765	3,450	315	543	381	162
平成 40 年度	4,268	3,731	3,420	311	537	377	160
平成 41 年度	4,244	3,711	3,400	311	533	374	159

計画目標年次：平成 41 年度

表 2-4-34-2 綾川町の資源化計画
(削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度)

単位：t/年

年 度	資源化量													
	直接資源化量				中間処理後資源化量						集団回収量			
		紙類	缶類		金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	その他※		紙類	缶類	ガラス類	
平成 26 年度	1,378	669	608	61	477	77	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 27 年度	1,376	669	608	61	475	75	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 28 年度	1,376	670	609	61	474	73	153	57	181	10	232	219	3	10
平成 29 年度	1,373	670	609	61	471	71	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 30 年度	1,372	670	609	61	470	69	153	57	181	10	232	219	3	10
平成 31 年度	1,372	671	610	61	469	68	153	57	181	10	232	219	3	10
平成 32 年度	1,368	670	609	61	466	66	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 33 年度	1,367	670	609	61	465	65	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 34 年度	1,365	669	608	61	464	64	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 35 年度	1,364	669	608	61	463	63	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 36 年度	1,364	669	608	61	463	63	152	57	181	10	232	219	3	10
平成 37 年度	1,359	666	605	61	461	62	152	57	180	10	232	219	3	10
平成 38 年度	1,356	665	604	61	459	61	151	57	180	10	232	219	3	10
平成 39 年度	1,355	665	604	61	458	60	151	57	180	10	232	219	3	10
平成 40 年度	1,352	663	603	60	457	60	151	57	179	10	232	219	3	10
平成 41 年度	1,350	663	603	60	455	59	151	56	179	10	232	219	3	10

※「その他」は電池、蛍光灯等である。

計画目標年次：平成 41 年度

3) 最終処分計画

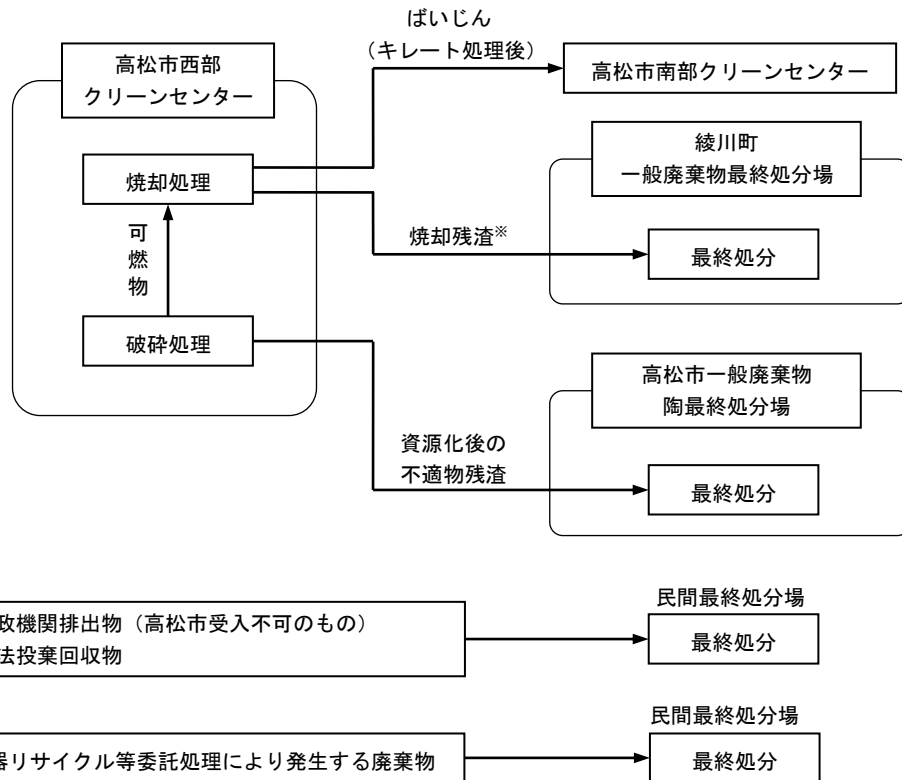
綾川町では、高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣を町所有の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

また、破碎・資源化处理で生じる不燃残渣は、高松市一般廃棄物陶最終処分場で埋立処分している。

現在、綾川町一般廃棄物最終処分場の埋立率は、平成 26 年度当初で建設当初の埋立容量の 56%と 5 割を超えている。このため、新たに最終処分可能容量を確保する必要に迫られているが、そのためには、新たに処分場を整備するか、現在の処分場の容量を増加させ、延命化するかいずれかが必要になる。

この最終処分場整備方針については、現在の最終処分場の周辺住民の理解を得て、現在の最終処分場を延命化することを町の基本方針として、今後、処分場容量を増加させるための計画・設計及び改修工事を行うこととする。

また、処分場を再整備する一方で、本計画をもとにごみの排出量削減を推進し、焼却残渣量、中間処理残渣量を減量化させることで埋立物量を削減し、処分場をできるだけ長期に渡って供用できるよう努めるとともに、供用年数が伸びる遮水設備や浸出水処理設備などの基幹設備についても適切な維持管理・修繕を行い、設備の健全性を維持していくこととする。



※焼却残渣は、高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣

図 2-4-35 綾川町の最終処分フロー

表 2-4-35 綾川町最終処分計画（削減目標達成時 平成 26 年度～平成 41 年度）

単位：t/年

年 度	最終処分量	綾川町一般廃棄物 最終処分場		中間処理 残渣量※	高松市 一般廃棄物 陶最終処分場	民間委託		
		直接 最終処分	焼却残渣※		破碎・資源化 処理後不燃残渣	資源化処理後※ 不燃残渣	行政機関排出物 (高松市不可) 及び 不法投棄回収物※	
予	平成 26 年度	910	0	671	239	210	13	16
測	平成 27 年度	888	0	655	233	205	13	15
	平成 28 年度	867	0	640	227	199	13	15
	平成 29 年度	848	0	625	223	195	13	15
	平成 30 年度	828	0	611	217	190	13	14
	平成 31 年度	808	0	596	212	185	13	14
	平成 32 年度	787	0	581	206	180	13	13
	平成 33 年度	780	0	576	204	178	13	13
	平成 34 年度	773	0	571	202	176	13	13
	平成 35 年度	767	0	567	200	174	13	13
	平成 36 年度	760	0	562	198	172	13	13
	平成 37 年度	753	0	557	196	170	13	13
	平成 38 年度	746	0	552	194	168	13	13
	平成 39 年度	738	0	548	190	165	13	12
	平成 40 年度	732	0	543	189	164	13	12
	平成 41 年度	727	0	540	187	162	13	12

※焼却残渣量 : 平成 25 年度における焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却）に対する比率（14.5%）
 破碎・資源化不燃残渣量 : 平成 25 年度における破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）に対する比率（29.8%）
 民間委託資源化処理後不燃残渣量 : 平成 25 年度における資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）に対する比率（3.1%）
 行政機関排出物及び不法投棄回収物量 : 平成 25 年度における破碎ごみに対する比率（3.1%）

4) その他

(1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物に指定されている PCB を使用する製品及びばいじん及び感染性一般廃棄物の処理は以下のとおりとする。

① PCB を使用する部品を含む廃棄物

PCB を使用する部品を含む廃棄物は、本町の処理体系には排出されていない。

② ばいじん

高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理により生じるばいじん（集じん灰）は、場内でキレート処理を行い、高松市南部クリーンセンターで適正に埋立処分される。

③ 感染性一般廃棄物

感染性一般廃棄物は、医療機関により処理するものであり、医師等が在宅医療において使用した注射針等（注射筒を含む。）鋭利なものも例外なく各病院及び診療所が処理業者と契約して適正に処理する。また、安全な仕組みを持つペン型自己注射針や血糖自己穿刺針等も同様の扱いとする。

(2) 適正処理困難物

環境大臣が指定した適正処理困難物について、本町における取扱いは、表 2-4-37 に示すとおりとする。

表 2-4-37 綾川町における適正処理困難物の取扱い

種 類※	排出方法
廃スプリングマットレス	粗大ごみとして収集
廃自動車タイヤ	処理しない
25 インチ以上の廃テレビ	家電リサイクル法に基づき業者引取り
250L 以上の廃冷蔵庫	家電リサイクル法に基づき業者引取り

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三の規定に基づく一般廃棄物の指定について（平成 6 年 6 月 20 日 衛環 197 号）」。

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

1) ごみ処理施設

綾川町のごみ処理施設は町内にはなく、昭和 63 年以降、高松地区広域市町村圏振興事務組合で焼却処理を行っていた。その後平成 8 年度に同施設に破碎施設が整備され、市町村合併により、同施設が高松市に移管され、高松市西部クリーンセンターに名称変更された後は、同施設での委託処理という形で現在に至っている。

今後もこの委託処理形態を継続するものとするが、施設の改修等の整備については高松市が主体となる。また、新たな施設の整備計画は、平成 26 年度現在策定されていない。今後新たな施設整備が必要になった場合には、本町の参画方針を検討し、町住民に対する行政サービスの維持と負担軽減に努めることとする。

2) ごみ処理施設の広域化

綾川町は、平成 18 年 3 月の合併以前（旧綾南町、旧綾上町）は、高松地区広域市町村圏振興事務組合（旧高松市、三木町、旧牟礼町、旧庵治町、旧塩江町、旧香川町、旧香南町、旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）に加入しており、同組合西部クリーンセンターで焼却処理を行い、発生する焼却残渣及び破碎等処理残渣は綾南環境衛生組合（旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っていた。

平成 17 年度の市町合併による現高松市及び現綾川町制定後は、西部クリーンセンターが高松市に、一般廃棄物最終処分場が綾川町に移管された。この後、綾川町の可燃ごみ、破碎ごみ及び破碎ごみ処理は、西部クリーンセンターでの処理であるが、高松市に委託する形をとっている。一方、一般廃棄物最終処分場では、旧組合構成町の区分での埋立処分を継続する形をとっており、綾川町以外の旧国分寺町（現高松市）の一般廃棄物も受け入れている。

従って、綾川町のごみ処理については、かつての広域処理体制が市町合併により現在の体制になっている。

今後、最終処分における高松市の一般廃棄物受入について、解決すべき課題があるものの、当面は現在の処理体制を継続していくものとする。

3) 町内のごみ処理施設

焼却処理、破碎・資源化処理といった中間処理施設が広域処理施設として整備されている現状において、綾川町単独で新たなごみ処理施設を整備するのは、費用面、体制面でも非効率であり、旧組合の体制を引き継いだ一般廃棄物最終処分場以外に町単独の処理施設を整備する計画は、現在策定していない。

従って、一般廃棄物処理施設については、当面は、現状を維持することとするが、ごみの排出量抑制の一方で、リサイクル率の維持、向上及び収集運搬効率の向上に向けた取組みを実施していく。

また、一般廃棄物最終処分場については、残余容量が 5 割を下回っていることから、現最終処分場を延命化させることとして、最終処分場の整備計画に早期に着手する。

表 2-4-38 綾川町のごみ処理施設及び綾川町が委託するごみ処理施設

○ごみ焼却施設

事業主体	高松市
施設名称	高松市西部クリーンセンター
所在地	高松市川部町 930 番地 1
竣工	昭和 63 年 3 月
炉形式等	デ・ロール式（ストーカ式）連続焼却炉
処理能力	280t/24h（140t/24h×2 炉）
余熱利用	温水利用（プール、場内給湯）、発電
備考	綾川町は高松市に委託

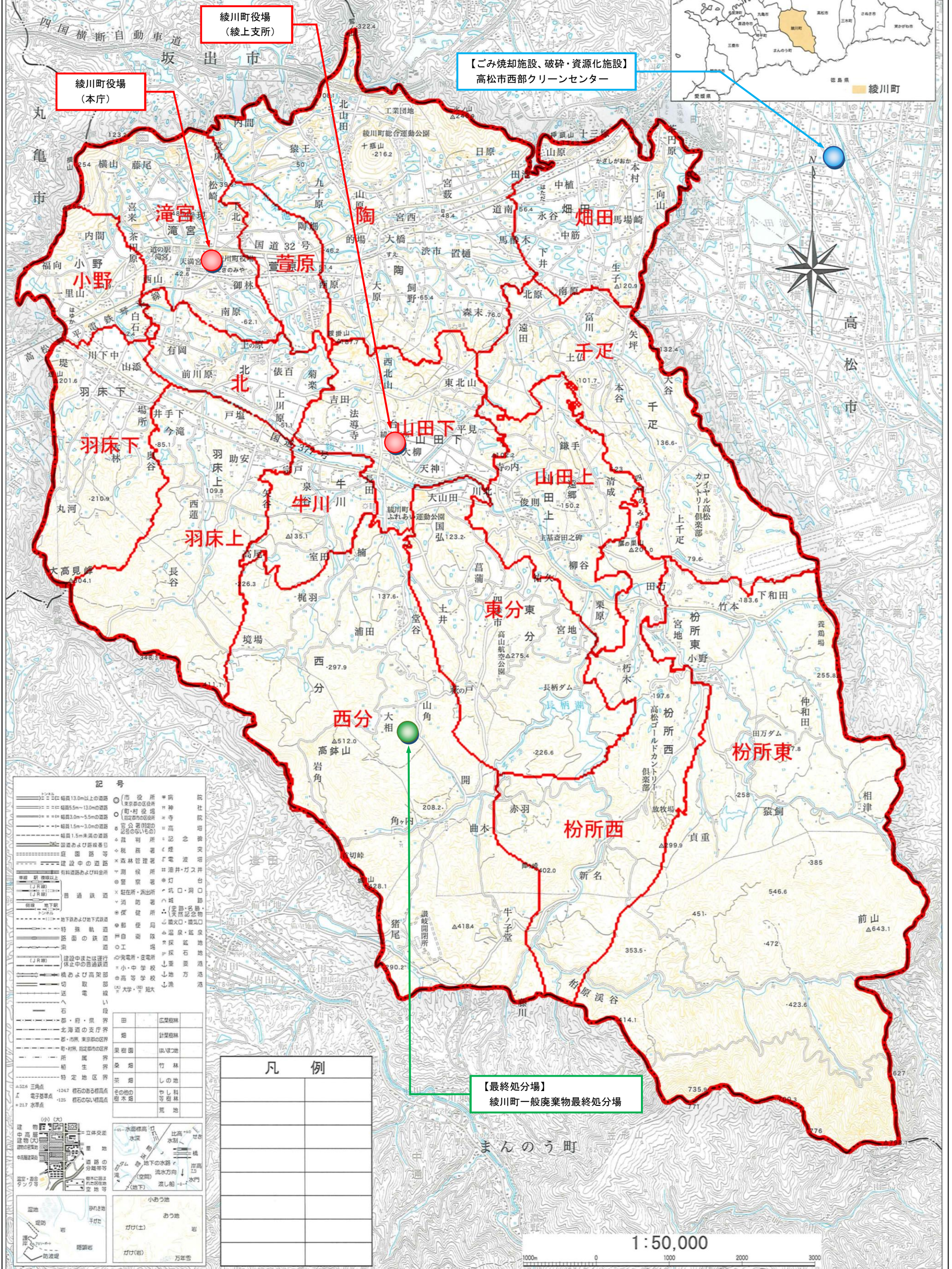
○破碎・資源化施設

事業主体	高松市
施設名称	高松市西部クリーンセンター
所在地	高松市川部町 930 番地 1
竣工	平成 9 年 3 月
処理方式	破碎、圧縮、選別
処理能力	100t/5h
備考	綾川町は高松市に委託

○最終処分場

事業主体	綾川町
施設名称	綾川町一般廃棄物最終処分場
所在地	香川県綾歌郡綾川町西分
埋立開始年	平成 15 年 12 月
埋立終了予定年	平成 37 年度
処分場の種類	管理型最終処分場
埋立容量	約 45,300m ³ （覆土含む）
埋立面積	約 12,000m ²
埋立廃棄物	焼却残渣 ・高松市西部クリーンセンターに搬入される綾川町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣 ・飛灰は、キレート処理後に高松市南部クリーンセンターで埋立処分

綾川町管内図



【ごみ焼却施設、破砕・資源化施設】
高松市西部クリーンセンター

【最終処分場】
綾川町一般廃棄物最終処分場

記号

市役所	町役所	警察署	郵便局	公民館
小学校	中学校	高等学校	大学	幼稚園
保育園	老人ホーム	介護施設	障害者施設	児童養育施設
公園	体育館	図書館	資料館	博物館
神社	仏教寺院	基督教会	その他宗教施設	墓
公共施設	公営住宅	健康センター	福祉センター	公民館
公民館	老人ホーム	介護施設	障害者施設	児童養育施設
公園	体育館	図書館	資料館	博物館
神社	仏教寺院	基督教会	その他宗教施設	墓

凡例

田	広葉樹林
畑	針葉樹林
果樹園	いぼづ池
果樹園	桑畑
茶畑	竹林
その他	しの地
木立	やしの木
木立	やしの木
木立	やしの木
木立	やしの木

凡例

1:50,000

図 2-4-38 綾川町のごみ処理施設

6. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) ごみステーションの共同利用に関する考え方

本町では、生活全般にわたる相互扶助の精神のなか、自治会等によりごみステーションの管理が行われているケースが多数を占める。しかし、このような地域的慣例の結果、他市町からの転入者や自治会未加入者を排除するようなかたちで、ごみステーションの管理がなされてしまうケースが見受けられ、文化的生活を行うための必要不可欠の要素と言えるごみ出し行為について、高いハードルを作る結果となっている。

町としては任意団体である自治会等が、団体への加入の有無のみをもって、ごみステーション利用に係る権利や生活上の利益を奪うことは望ましくないとの原則に立ち、このことを広く住民に周知することとする。

また、近隣のごみステーションを利用できない困窮住民が存在することに鑑み、

- ①公民館などにサテライト機能をもったごみステーションの設置を検討。
- ②民間によるごみの有料収集サービスにニーズを探る（対象：困窮住民並びに障がい者、高齢者、罹患者等）。
- ③綾川町ごみステーション設置等事業補助要綱の交付要件追加（第三者の利用申し出許諾義務化）

などを検討し、当該問題の解決に努める。

2) ごみステーション設置要件（件数）見直し

ごみステーション数の全国の標準値 1ステーション当たり 30世帯と比較すると、本町のごみステーションは、1ステーションあたり 21世帯が利用することになっており、全国の標準値より低く、十分にステーションが配置されていると考えられる。

本町では、ステーション設置基準を 3世帯以上とする運用を行ってきた。これは、1)で述べたように、ごみステーションの利用権が自治会加入者に限定され、独占的な権利として取り扱われるケースが多くを占め、他市町からの転入者や、自治会に入らないものが困窮するケースも少なくないという事案を解決するためのものであった。

しかし、この 1ステーション当たり 3世帯の基準は、安易なステーション設置要請行為を招くことになってきており、すべてに対応するのは、管理面、収集効率の面から問題が生じる懸念がある。

このため、ごみステーションの共同利用の考え方を整理すると共に、従来の設置基準についても見直すこととする。

3) 破碎、粗大ごみの西部クリーンセンターへの自己搬入

現在、本町では破碎ごみ・粗大ごみについて、月に1回ごみステーションでの収集方式をとっており、家庭から直接自己搬入により高松市西部クリーンセンターに持ち込むことはできないとしていた。しかし引越し時等、家庭から一時的又は多量に排出されるごみについて、以前より西部クリーンセンターへの自己搬入を求める声があった。これに答えるかたちとして、平成27年度より綾川町住民の破碎、粗大ごみの自己搬入を開始する。自己搬入にあたって、搬入することができる一般廃棄物の基準、ならびに一般廃棄物処理手数料は高松市の例規によるものとする。

4) 一般廃棄物収集運搬業許可要件の見直し

本町の一般廃棄物（ごみ）の発生量に対し、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が見込まれることから、当面の間一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の新規の許可は行わない。

ただし、町による処理が困難となる種類の一般廃棄物に係る収集運搬については、適正な処理ルートを持つ事業者で、かつ町長が必要と認める場合に限り、許可することとする。

また、一定の品目（紙、缶、ビン、ペットボトル）について、適正処理及び再資源化が見込まれると町長が認めた場合は、一般廃棄物の収集運搬に係る積替え保管の許可を行うものとする。

また、高松市との協議成立に伴い、既存の収集運搬業許可業者については、「引越し時などに発生する一時的又は多量の、世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）及び高齢者等搬出手段を持たない世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）」に限定した新たな許可を希望するものに与えることとする。

5) 家庭ごみの自家焼却に対する啓発ならびに例規などの整備

平成13年4月1日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正施行により、廃棄物焼却の禁止規定（法16条2）が盛り込まれた。しかし、同改正より十数年が経過した現在においても、本町では家庭ごみの自家焼却が多数見受けられることに鑑み、今後家庭ごみの自家焼却の根絶を目指して啓発推進を行うものとする。さらに野焼きに対して、抑止効果が発揮できるような実効性のある仕組みとするため、例規見直し等を含めて総合的に検討する。

6) ごみ収集手数料の見直し

「綾川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めるごみ処理手数料は、税法上課税対象であるため、条例により定められた手数料額は消費税及び地方消費税が含まれたものである。ごみ袋の町民への販売価格はごみ処理手数料に相当するものであるため、ごみ袋の価格は消費税及び地方消費税が含まれたものであるが、平成元年に始まる消費税導入から現在に至るまで税率上昇に伴う値上げはされていない。このことは手数料本体部分を増税のたびに値下げしてきたことに等しい。

このような中、平成 25 年 10 月 8 日付けで「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて（通知）」により税負担の円滑かつ適正な転嫁が求められたところでもあり、本町としては、ごみ処理手数料に係る税の適正な転嫁を実施するとともに、当該手数料がごみ処理費に比較し適正なものであるかも検討し、手数料（ごみ袋等の価格）の見直しを行う。

7) 収集不可物（適正処理困難物を含む）等の明確化

(1) 品目の指定ごとの対応

収集不可物等として取り扱う代表的品目を表 2-4-39 に示すとおり指定する。

表 2-4-39 綾川町収集不可物

収集不可物	品目の例示
有害性・有毒性を有するもの	(1) 農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの (2) 焼却処理によって有害物質に変化するもの (3) 前 2 号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等
引火性・爆発性を有するもの	(1) ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの (2) 前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐臭のする多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅・長さ・高さのいずれかが 1.5m を超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）
処理が困難なもの	(1) 発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型鋼、FRP 製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、漬物石等）、グランドピアノ、耐火金庫、自動車部品（マフラー、バンパー等）等 (2) その他適正な処理が困難であると町長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	(1) ボタン電池、充電式電池（ニカド電池等） (2) デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン (3) 携帯電話機（PHS を含む。） (4) FRP 製船 (5) オートバイ (6) 消火器

(2) 家電リサイクル法対象品目

平成 13 年 4 月より家電リサイクル法の施行により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目がリサイクルの対象となった。また、平成 16 年には電気冷凍庫が冷蔵庫と同じ区分で追加され、平成 21 年には薄型テレビと衣類乾燥機が追加された。

これら 4 品目については小売店に依頼するか、自らリサイクル手続きを行うごみとして取り扱う。

(3) 収集不可物等の処理方法検討

収集不可物等については、消費者が新たなものを購入する際に、不要となったものを販売店等が引取、町以外の処理システムにおいて処理することを基本とするが、これらによる処理が困難なものについては、適正な処分ルートを持つ家庭系一般廃棄物収集運搬業者に依頼し、処分することとする。

8) 新最終処分場の建設計画着手について

綾川町一般廃棄物最終処分場は平成 37 年までの利用が予定されているが、当該処分場の築堤方法を変更し、15,000m³以上埋立容量を増やすことで、平成 46 年度までの利用が可能ないように計画変更を行うこととする。これに伴い、地元自治会関係者への説明は既の実施しており同意いただいている。高松市に対しての説明と費用負担についても協議が終了しており、平成 27 年度には県への変更届の提出書類作成に着手する。

9) 綾川町環境保全協力金条例と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条 3 項との調和

綾川町のごみ処理責任についての考え方は、『一般廃棄物の収集・運搬および処分は、当該市町に処理責任があり、市町自らが自らの地域内で行うのが原則』であり、このことは本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念でもある。

綾川町環境保全協力金条例は、他の市町が一般廃棄物を自らの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合は、受入れ期間を限定し本町における環境負荷に対する応分の協力金の負担を条件に一般廃棄物の搬入を認める制度である。

当該規則では受け入れ期間は、連続する 3 年を限度とするとされているが、続く但し書きで「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合」3 年を超えて受け入れることができるとしている。

しかし「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標」という市町の処理責任を一般廃棄物処理計画等に位置づけること、ならびに当該計画等を受けた客観的取り組みがなされず 3 年を超える場合には、本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念との調和が保てていない状況となっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条 3 項」に規定される努力義務を履行するよう求めると共に、その解決に向けて関係市町と協議を行うこととする。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにある。

綾川町は、高松市に近く、国道32号線周辺では市街部をもつ一方、町中南部では農地や山林が多く、集落が点在するといった二つの面がある自治体であり、生活排水処理の面でも効率的に生活排水処理設備を普及させるため、人口の多い地区では集合処理、少ない地域では個別処理といった棲み分けを行っている。

綾川町における集合処理としては、国道32号線周辺の市街部及び国道377号線沿線の住宅街を中心とした中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道及び山田下地区の一部及び東分地区の一部を供用区域とした栗原農業集落排水処理施設がある。一方、これらの処理区域以外の地域では、個別処理が行われているが、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽が現在でも一定数存続しており、町ではこれらを合併処理浄化槽に転換することを推進しており、その普及・啓発に努めている。

綾川町及びその周辺は、古くから水不足に悩まされてきた地域であり、生活用水の確保のための公共用水域の保全は町にとって重要である。このため、町では、生活排水等により公共用水域が汚染されることがないように、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されることを目的とした各種施策を推進していく。

2. 生活排水処理施設の基本方針

綾川町では、生活排水処理を各地区の特性に応じて集合処理、個別処理のいずれかを適用し、生活排水処理率の向上を図ることとする。

集合処理では、公共下水道の供用区域内の早期水洗化を目指し、農業集落排水処理では、整備が完了した現在の処理区を維持する。

これらの集合処理区域以外の地域については、戸別処理である合併処理浄化槽の設置を推進しており、町による助成制度も設けている。

従って、綾川町的生活排水処理施設の基本方針は、流域関連特定環境保全公共下水道の早期水洗化とともにその他の町全域における合併処理浄化槽の整備を推進し、生活環境及び自然環境の保全を図ることとする。

3. 計画目標年次

本計画の目標年次は、平成27年度を初年度とした15年後の平成41年度とする。

第2節 生活排水の排出の状況

1. 生活排水処理の流れと処理内容

1) し尿及び浄化槽汚泥

各家庭及び施設において発生するし尿及び生活雑排水は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽において処理されることが望ましいが、合併処理浄化槽が未設置の場合には、し尿は便槽に貯留されるか、または単独処理浄化槽において処理される一方、生活排水は無処理のまま公共用水域に排出される。

下水道の終末処理施設は、坂出市にある(財)香川県下水道公社大東川浄化センターで処理され、海域に放流される。また、処理の過程で発生した下水汚泥は、セメント原料として利用されている。

一方、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）については、高松市衛生処理センターで処理を行っている。ここでは、高負荷脱窒素処理を行った後に海域に放流される。処理の過程で発生した汚泥はセメント原料に供される他、一部は堆肥化されている。

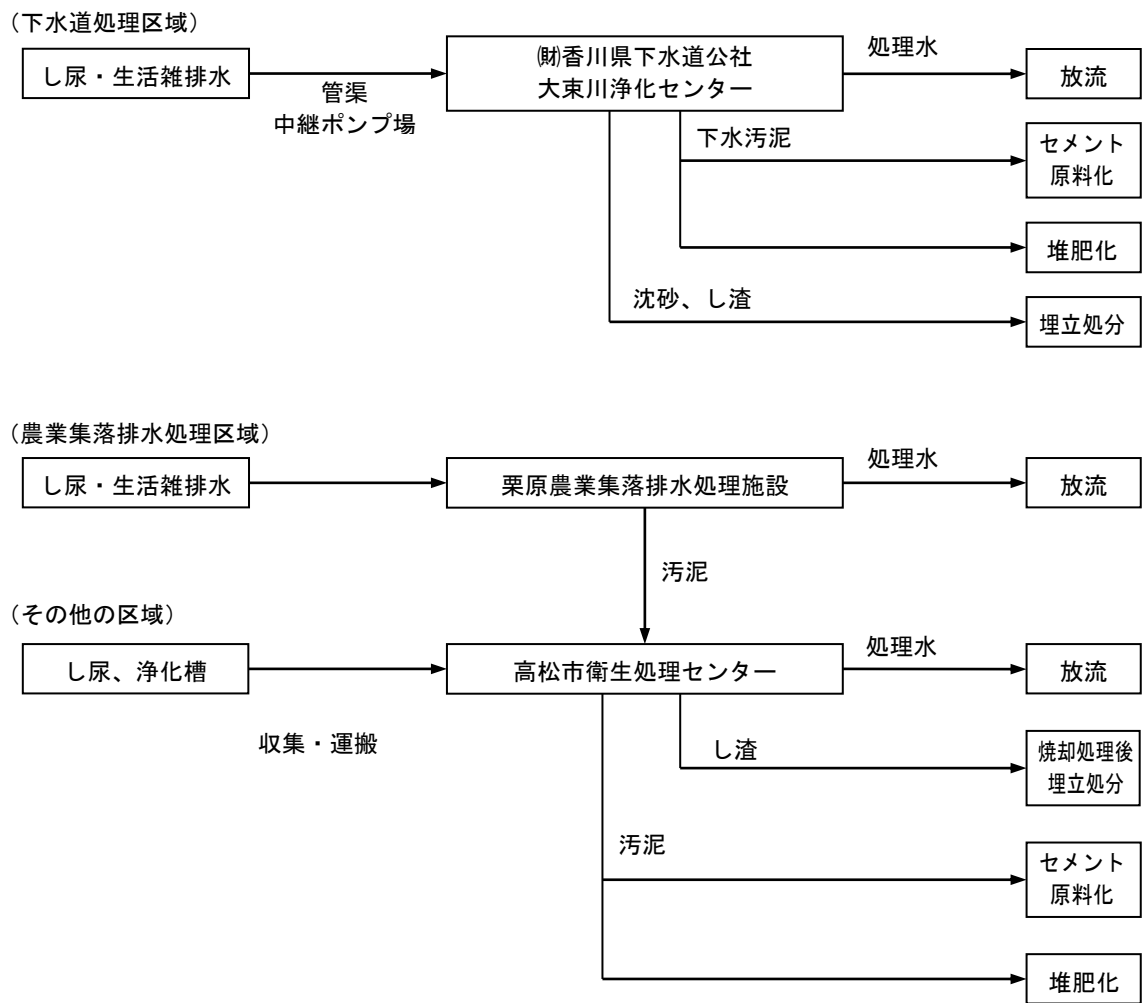


図 3-2-1 綾川町の生活排水処理の流れ

2. 処理形態別人口の推移

平成21年度～平成25年度までの綾川町の処理形態別生活排水処理人口の推移を表3-2-2及び図3-2-2に示す。

処理形態別人口は、大きく非水洗化人口と水洗化人口に分けられ、非水洗化人口はし尿収集の対象としている計画収集人口と自家処理人口に分けられる。

一方、水洗化人口は生活排水処理施設の形態により分けられるが、綾川町の生活排水処理施設は中讃流域公共下水道、栗原農業集落排水処理施設及び浄化槽であり、浄化槽は合併処理浄化槽と単独処理浄化槽に区分される。

過去5年間の処理形態別人口の推移としては、大きくは非水洗化人口の減少と水洗化人口の増加が挙げられる。水洗化人口比率は平成21年度の85.3%から88.7%に増加している。水洗化人口の内訳としては、公共下水道が約33%を占め、合併処理浄化槽は約36%となっており、下水道及び合併処理浄化槽の人口は増加傾向が続いている。

一方、単独処理浄化槽人口は減少傾向にあり、平成25年度の水洗化人口に占める割合は約31%となっており、平成21年度～平成25年度の減少数は2,080人と大きく減少した。

また、非水洗化人口は、単独処理浄化槽人口とともに減少傾向にある。平成21年度における総人口に対する非水洗化人口の割合は、約15%であったのに対し、平成25年度では、約11%に減少している。また、非水洗化人口の過去5年間における減少数は1,006人となっている。

集落排水処理人口は、平成23年度まで143人となっていたが、平成24年度では133人と前年より10人減少し、平成25年度でも同数が計上されている。

表 3-2-2 綾川町の生活排水処理人口の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

年 度	人口計 (人)	非水洗化人口 (人)			水洗化人口 (人)						水洗化 人口比率	合併 処理率
		計画収集 人口	自家処理 人口	小計	下水道	集落 排水処理	浄化槽		小計			
							合併	単独				
平成 21 年度	25,920	3,785	37	3,822	6,734	149	6,239	8,976	22,098	85.3%	50.6%	
平成 22 年度	25,698	3,534	35	3,569	7,017	143	6,637	8,332	22,129	86.1%	53.7%	
平成 23 年度	25,460	3,211	0	3,211	7,201	143	7,324	7,581	22,249	87.4%	57.6%	
平成 24 年度	25,222	2,981	0	2,981	7,300	133	7,658	7,150	22,241	88.2%	59.8%	
平成 25 年度	25,013	2,816	0	2,816	7,266	133	7,902	6,896	22,197	88.7%	61.2%	

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 21 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

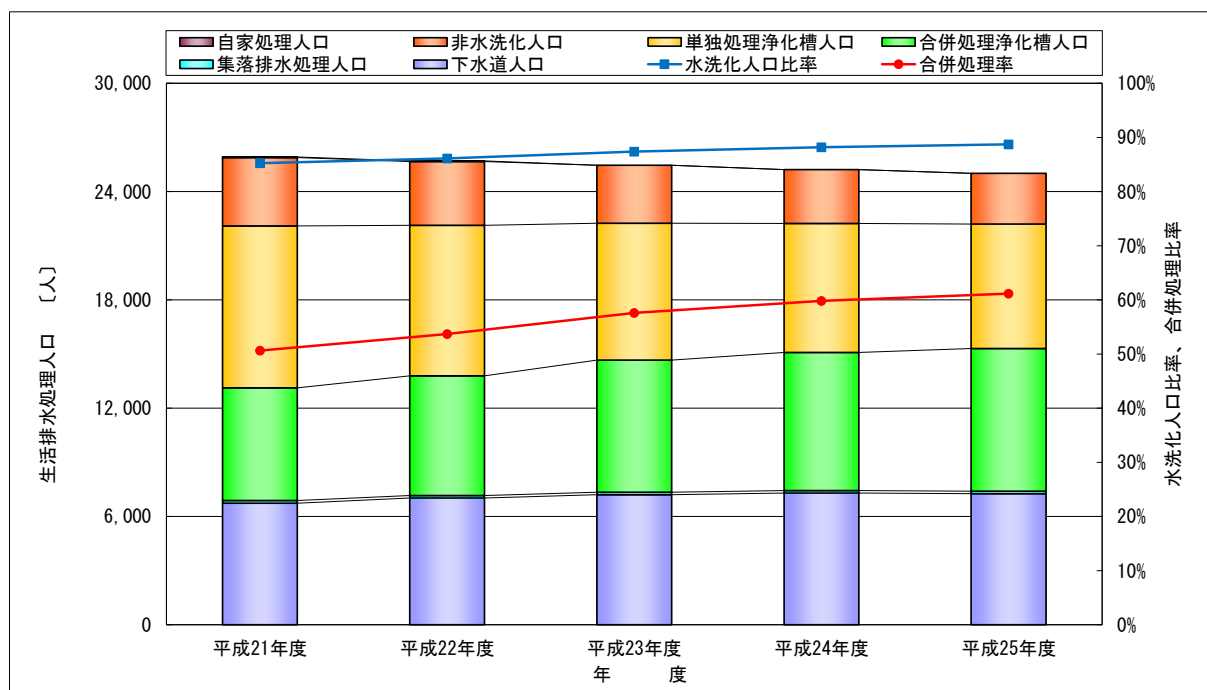


図 3-2-2 綾川町の生活排水処理人口の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

3. 収集・運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現在町が許可した業者が町全域の収集運搬を行っている現状である。

平成 25 年度現在、し尿 2 業者、浄化槽汚泥 3 業者が許可業者として町内の収集運搬を行っている。

表 3-2-3 綾川町の収集・運搬体制

項 目	し尿	浄化槽汚泥
区分	許可	許可
許可業者数	2 業者	3 業者
従業者数 (人)	23	29
登録収集車輛	1.0t ×1 台 1.8t ×4 台 2.7t ×1 台 3~3.5t ×8 台	1.0t ×1 台 1.8t ×5 台 2.7t ×1 台 3~3.5t ×9 台
収集区域	綾川町全域	綾川町全域

※従業者数、登録収集車輛は、し尿・浄化槽汚泥両方に登録しているものがある。

4. し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移

1) し尿、浄化槽汚泥の排出状況

ア. し尿及び浄化槽汚泥の排出量

平成 21 年度～平成 25 年度における綾川町の上尿及び浄化槽汚泥排出量を表 3-2-4 及び図 3-2-4 に示す。

し尿収集量は平成 21 年度の 2,001kL に対し、平成 25 年度は 1,748kL と減少しており、過去 5 年間は常に減少傾向となっていた。一方、浄化槽汚泥量は合併処理浄化槽人口が増加傾向にあり、年による変動があるが、概ね増加傾向となっている。また、集落排水汚泥量は、毎年度 75kL と一定量が処理されている。

し尿収集量と浄化槽汚泥収集量を併せた全収集量は、平成 22 年度をピークに減少していたが、平成 25 年度では増加に転じた。平成 25 年度の全収集量は 4,817kL であり平成 21 年度とほぼ同程度となっている。

表 3-2-4 綾川町の上尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

単位：kL

年 度	し 尿		浄化槽汚泥※				計	
	収集量	自家処理量		合併	単独	集落排水汚泥	収集量	自家処理量
平成 21 年度	2,001	—	2,799	1,688	1,036	75	4,800	—
平成 22 年度	1,977	—	3,052	1,923	1,054	75	5,029	—
平成 23 年度	2,042	—	2,796	1,889	832	75	4,838	—
平成 24 年度	1,810	—	2,900	2,012	813	75	4,710	—
平成 25 年度	1,748	—	3,069	2,167	827	75	4,817	—

※浄化槽の内訳（合併、単独）については、推定によるものとした。

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 21 年度～平成 24 年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

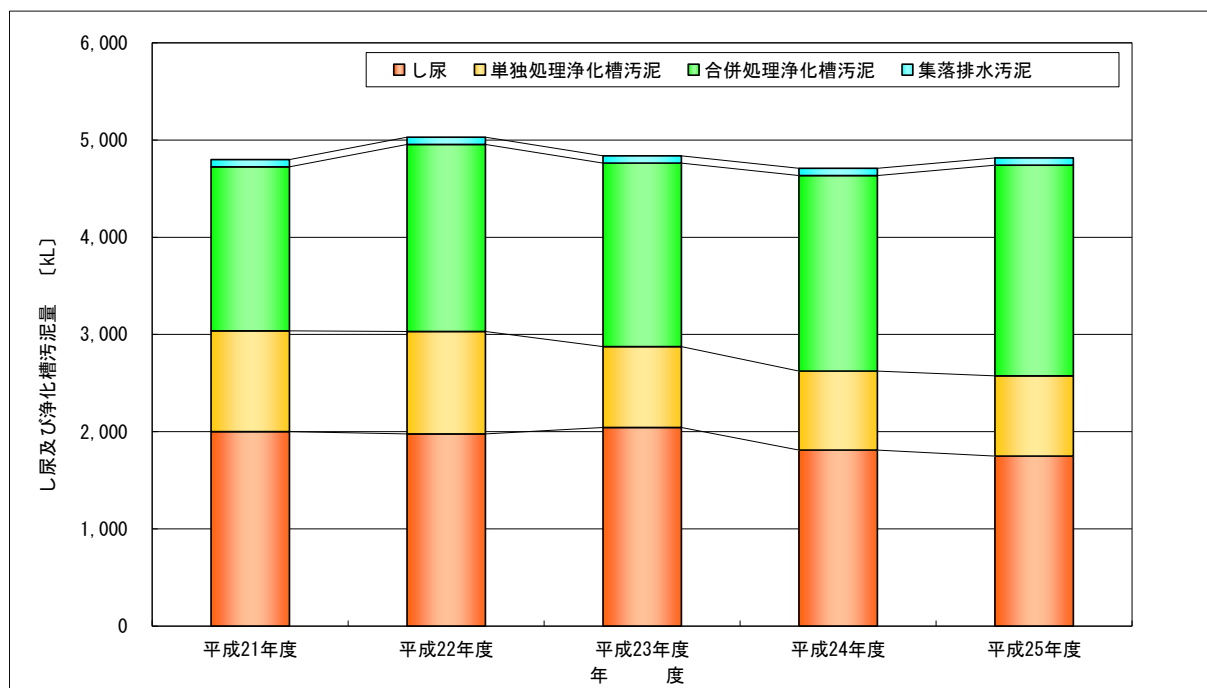


図 3-2-4 綾川町の上尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

イ. し尿及び浄化槽汚泥収集原単位

収集量実績より算出した綾川町のし尿収集原単位及び浄化槽汚泥収集原単位を表 3-2-5 及び図 3-2-5 に示す。

し尿収集原単位は、平成 21 年度の 1.45L/人・日より平成 25 年度には 1.70L/人・日となっており、変動はあるものの過去 5 年間では総じて増加している。

一方の浄化槽汚泥収集原単位については、収集量の傾向を反映して変動を繰り返す実績となっているが、平成 23 年度以降は増加しており、平成 25 年度における浄化槽汚泥原単位は 0.55L/人・日、内訳としては、合併処理浄化槽が 0.75L/人・日、単独処理浄化槽が 0.33L/人・日と推定される。また、毎年一定量を収集している集落排水汚泥は、人口が減少していることで収集原単位が上昇しており、平成 25 年度における収集原単位は 1.54L/人・日となっている。

表 3-2-5 綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

単位：L/人・日

年 度	し尿	浄化槽汚泥		集落排水 汚泥
		合併	単独	
平成 21 年度	1.45	0.49	0.32	1.38
平成 22 年度	1.53	0.54	0.35	1.44
平成 23 年度	1.74	0.50	0.30	1.44
平成 24 年度	1.66	0.52	0.31	1.54
平成 25 年度	1.70	0.55	0.33	1.54

収集原単位＝年間収集量（kL/年）÷人口（人）÷365（日/年）とした。

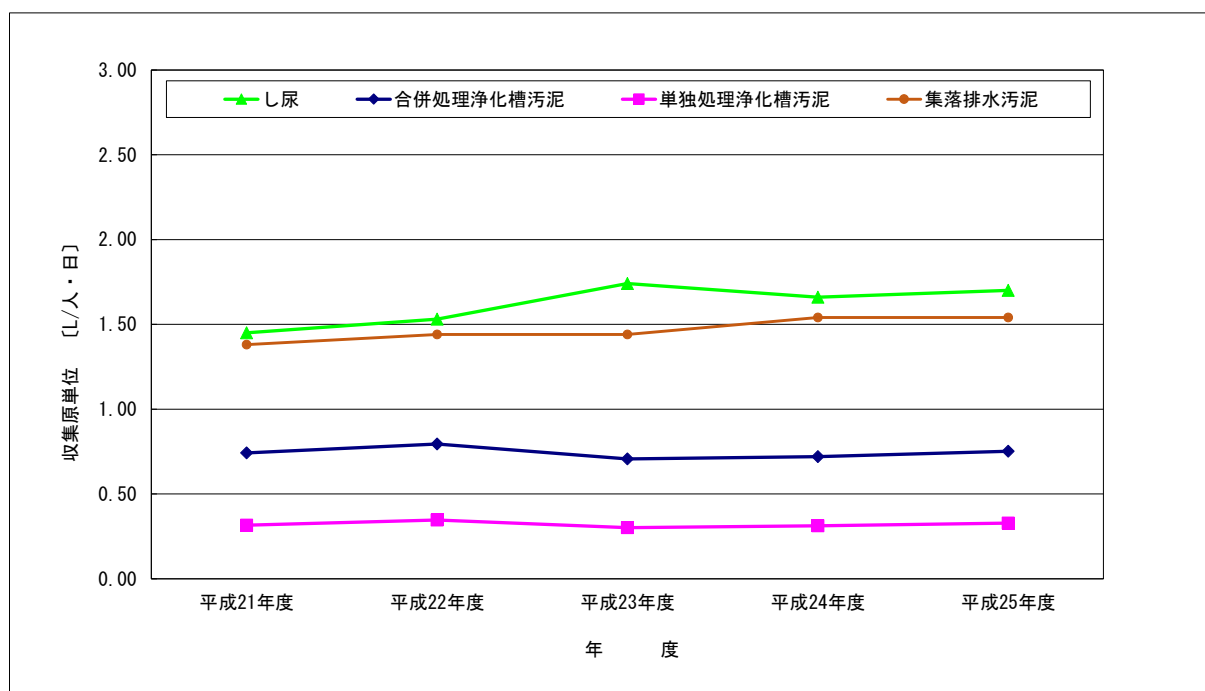


図 3-2-5 し尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

2) 全国及び香川県におけるし尿及び浄化槽汚泥収集原単位との比較

し尿及び浄化槽汚泥の収集量実績より、各収集原単位を算出したが、この値を全国及び香川県と比較した。

現在比較が可能な平成 21 年度～平成 24 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥収集原単位について、全国平均及び香川県平均の値と、綾川町における値を比較したものを表 3-2-6 及び図 3-2-6 に示す。

全国平均及び香川県平均と比較すると、綾川町では、し尿収集原単位では、全国平均と香川県平均の中間の値となっており、一方の浄化槽汚泥原単位は、全国平均より低い香川県平均よりもさらに低い値となっている。

表 3-2-6 全国、香川県、綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位（平成 21 年度～平成 24 年度）

項 目	単 位	年 度						
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
全 国 ※	人口	人	127,429,340	127,302,032	127,146,311	128,610,440	—	
	非水洗化人口	人	10,809,783	10,113,942	9,459,762	8,956,898	—	
	自家処理人口	人	138,559	129,960	111,510	106,857	—	
	水洗化人口	人	116,619,557	117,188,090	117,686,549	119,653,542	—	
	下水道人口	人	87,818,736	88,864,798	89,809,594	91,973,224	—	
	浄化槽人口	人	28,504,090	28,030,606	27,591,332	27,390,955	—	
	合併浄化槽人口	人	13,792,291	14,082,163	14,275,693	14,339,892	—	
	コミュニティプラント人口	人	415,664	296,731	292,686	285,623	—	
	し尿収集量	kL	8,863,553	8,369,970	8,101,114	7,544,417	—	
	浄化槽汚泥収集量	kL	14,915,289	14,669,114	14,673,782	14,566,233	—	
	し尿収集原単位（自家処理除く）	L/人・日	2.28	2.30	2.37	2.34	—	
	浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	1.43	1.43	1.46	1.46	—	
	香 川 県 ※	人口	人	1,019,417	1,016,434	1,012,868	1,009,522	—
		非水洗化人口	人	179,516	173,434	155,530	142,712	—
自家処理人口		人	2,810	2,521	1,811	1,501	—	
水洗化人口		人	839,901	843,000	857,338	866,810	—	
下水道人口		人	354,419	361,662	370,251	376,301	—	
浄化槽人口		人	485,016	480,876	486,639	490,065	—	
合併浄化槽人口		人	244,269	247,760	241,109	257,512	—	
コミュニティプラント人口		人	466	462	448	444	—	
し尿収集量		kL	80,377	77,716	73,166	74,258	—	
浄化槽汚泥収集量		kL	111,854	113,293	116,390	116,116	—	
し尿収集原単位（自家処理除く）		L/人・日	1.25	1.25	1.30	1.44	—	
浄化槽汚泥収集原単位		L/人・日	0.63	0.65	0.66	0.65	—	
綾 川 町		し尿発生原単位	L/人・日	1.45	1.53	1.74	1.66	1.70
		浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	0.49	0.54	0.50	0.52	0.55

※「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」による。

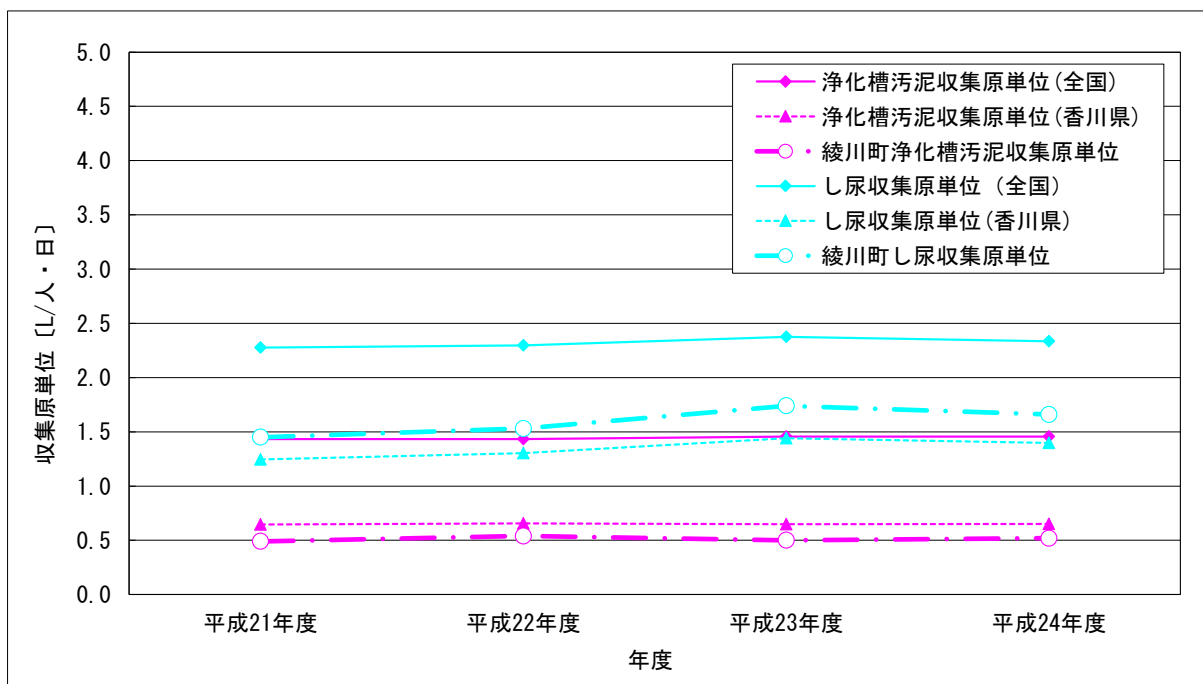


図 3-2-6 全国、香川県、綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位（平成 21 年度～平成 24 年度）

3) し尿及び浄化槽汚泥の性状

綾川町におけるし尿及び浄化槽汚泥の性状として分析したものはない。

ここでは、一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状を表 3-2-7 に示す。

浄化槽汚泥は、し尿に比べると有機物（BOD、COD）や窒素（T-N）、リン（T-P）が低いことが知られている。し尿についても、現在は簡易水洗が普及したため、各指標の濃度がやや低くなっているという現状がある。

今後は、生活排水処理施設として合併処理浄化槽の普及を推進していることから、比較的濃度が高いし尿の搬入量が低下し、濃度の低い浄化槽汚泥の搬入量がさらに増加することが考えられる。

表 3-2-7 一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状

○し尿

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値 ^{注)}
搬入	pH (—)	129	7.6	7.6	8.9	6.0	0.43	7.9
	BOD (mg/L)	129	7,800	7,300	21,000	1,200	3,200	10,000
	COD (mg/L)	129	4,700	4,500	11,000	1,700	1,700	5,800
	SS (mg/L)	129	8,300	8,300	16,000	1,000	3,400	11,000
	T-N (mg/L)	129	2,700	2,600	5,000	640	870	3,300
	T-P (mg/L)	51	350	310	780	89	150	450
	Cl ⁻ (mg/L)	129	2,100	2,100	3,800	110	760	2,600
除渣後	pH (—)	78	7.5	7.6	8.4	6.1	0.47	7.8
	BOD (mg/L)	78	7,300	6,900	15,000	2,500	2,800	9,200
	COD (mg/L)	78	3,900	3,900	8,100	1,300	1,300	4,800
	SS (mg/L)	78	6,000	5,100	35,000	1,100	4,500	9,000
	T-N (mg/L)	78	2,300	2,300	3,900	700	660	2,700
	T-P (mg/L)	46	270	240	1,100	140	150	370
	Cl ⁻ (mg/L)	78	1,700	1,800	2,900	470	540	2,100

○浄化槽汚泥

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値 ^{注)}
搬入	pH (—)	129	6.8	6.9	8.2	5.1	0.61	7.2
	BOD (mg/L)	129	3,700	2,900	14,000	550	2,500	5,400
	COD (mg/L)	129	3,700	3,200	10,000	230	2,000	5,000
	SS (mg/L)	129	8,600	7,600	25,000	1,200	4,600	12,000
	T-N (mg/L)	129	800	620	3,000	92	580	1,200
	T-P (mg/L)	54	130	100	400	29	87	190
	Cl ⁻ (mg/L)	128	340	160	2,600	44	450	640
除渣後	pH (—)	80	6.7	6.7	8.9	5.3	0.62	7.1
	BOD (mg/L)	78	3,300	3,100	9,800	220	1,800	4,500
	COD (mg/L)	79	3,600	3,500	8,700	240	1,600	4,700
	SS (mg/L)	80	8,300	7,500	21,000	640	4,200	11,000
	T-N (mg/L)	79	780	650	2,300	210	400	1,000
	T-P (mg/L)	49	150	120	320	70	72	200
	Cl ⁻ (mg/L)	78	310	190	1,900	41	310	520

《出典：(財)日本環境衛生センター「精密機能検査結果から見た現状と課題」平成16年度技術管理者等ブロック別研修会テキスト》

注) 平均値と標準偏差からの計算値

(「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領(2006改訂版 社)全国都市清掃会議」による。)

5. し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用

綾川町の平成21年度～平成25年度におけるし尿、浄化槽汚泥処理に係る費用について、表3-2-8に示す。

し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用は、人件費及び委託費（収集運搬費及び処理費）等が計上されており、歳出そのものは減少傾向にある。平成25年度におけるし尿処理経費は、51,834千円となっている。

表3-2-8 綾川町のし尿等の処理に係る費用

単位：千円

年度	歳出	建設改良費				処理及び維持管理費							
		工事費 ・ 調査費	調査費	組合 分担金		人件費	処理費	車両等 購入費	委託費	組合 分担金	調査 研究費	その他	
平成21年度	72,574	2,803	2,803	0	0	69,771	1,850	0	0	64,038	0	0	3,883
平成22年度	68,764	0	0	0	0	64,688	1,850	0	0	62,838	0	0	4,076
平成23年度	56,780	1,449	1,449	0	0	51,310	1,850	0	0	49,460	0	0	4,021
平成24年度	54,105	0	0	0	0	50,172	1,850	0	0	48,322	0	0	3,933
平成25年度	51,834	0	0	0	0	47,632	1,850	0	0	45,782	0	0	4,202

「一般廃棄物処理実態調査結果（平成21年度～平成24年度 環境省）」及び綾川町住民生活課資料による。

第3節 課題の抽出

綾川町における生活排水処理施設として推進しているのは、中讃流域下水道処理及び合併処理浄化槽の設置であり、下水道の整備は香川県により、合併処理浄化槽の整備は、住民や事業所により行われている。

合併処理浄化槽については、合併処理浄化槽は他の生活排水処理施設に比べて設置が比較的容易であり、処理効果が実証されている一方、下水道や集落排水処理施設、コミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しており、綾川町では、国道32号線及び国道377号線沿線周辺でまとまった処理地域を設定しているが、他の集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限られてくると、事業として町の負担が大きくなるというデメリットがある。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、町ともに負担が少なく済むというメリットがある。

合併処理浄化槽における課題は、設置主体となる住民の協力である。環境省では、現在合併処理浄化槽の設置のために循環型社会形成推進交付金を交付する制度として、「浄化槽設置整備事業」と「浄化槽市町村整備推進事業」の2種類がある。前者は合併処理浄化槽を設置する個人に対して助成する市町村に国が交付金を交付するもの、後者は、市町村が特に生活排水処理を早期に実施する必要がある地域について、市町村が合併処理浄化槽を設置する場合に国が交付金を支給するものである。

綾川町が推進している合併処理浄化槽の設置は、前者の「浄化槽設置整備事業」に基づいたものであり、合併処理浄化槽を設置する個人に町が助成する制度を設けている。しかし、設置するのは住民であり、新規の設置基数は住民側の必要量に依存することになる。

今後も住民主体ではあるものの、下水道区域以外では、「浄化槽設置整備事業」を利用し、合併処理浄化槽の設置による水洗化人口比率及び合併処理率を向上させるため、今後も普及啓発活動を行い、住民に対し、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存の汲み取り式便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。

第4節 処理主体

綾川町では、集合処理である中讃流域下水道処理は、香川県が主体となって実施している。また、栗原農業集落排水処理施設は綾川町が処理主体となる。

一方、個別処理である浄化槽（合併、単独）の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）である。また、し尿と農業集落排水処理汚泥を併せた浄化槽汚泥の処理については、高松市が主体となって処理を行う。

これらの処理主体については、各施設を適正に維持管理を行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められる。

表 3-4-1 綾川町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	高松市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	綾川町
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高松市

第5節 生活排水処理基本計画

綾川町においては、人口が減少傾向をたどる中で、下水道人口及び合併処理浄化槽人口が増加している。本節では、各処理人口の実績から、将来の処理人口を予測した。

1. 処理人口、計画収集人口の予測

1-1 綾川町における各処理人口予測結果集計

綾川町における非水洗化人口、水洗化人口（下水道人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）を予測したものを表3-5-1に示す。表3-5-1には、予測結果による水洗化人口比率、合併処理率を併せて示す。また、各処理人口のうち計画収集人口の推移と水洗化人口比率、合併処理率の推移を図3-5-1に示す。

人口予測の結果、合併処理人口（下水道＋農業集落排水処理＋合併処理浄化槽）及び単独処理浄化槽人口を併せた水洗化人口は、計画目標年次である平成41年度には20,097人と予測された。これは、平成25年度実績22,197人より少ないが、下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加量よりも単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口の減少量が大きいためである。計画目標年次における水洗化人口比率は96.1%と、平成25年度の88.7%より大きく増加すると予測されている。同じ理由により計画目標年次における合併処理率についても、88.1%と平成25年度の61.2%より大きく増加すると予測される。

表 3-5-1 綾川町の各処理人口予測結果集計及び水洗化人口比率、合併処理率（平成 21 年度～平成 41 年度）

年度	総人口 (人)	非水洗化人口 (人)			小計	下水道	水洗化人口 (人)			小計	水洗化 人口比率	合併 処理率
		計画収集 人口	自家処理 人口	合併			浄化槽 単独	農業集落 排水処理				
実	平成 21 年度	25,920	3,785	37	3,822	6,734	6,239	8,976	149	22,098	85.3%	50.6%
	平成 22 年度	25,698	3,534	35	3,569	7,017	6,637	8,332	143	22,129	86.1%	53.7%
	平成 23 年度	25,460	3,211	0	3,211	7,201	7,324	7,581	143	22,249	87.4%	57.6%
	平成 24 年度	25,222	2,981	0	2,981	7,300	7,658	7,150	133	22,241	88.2%	59.8%
	平成 25 年度	25,013	2,816	0	2,816	7,266	7,902	6,896	133	22,197	88.7%	61.2%
	平成 26 年度	24,774	2,583	0	2,583	7,508	8,157	6,394	132	22,191	89.6%	63.8%
	平成 27 年度	24,495	2,394	0	2,394	7,642	8,329	5,999	131	22,101	90.2%	65.7%
	平成 28 年度	24,255	2,218	0	2,218	7,777	8,456	5,674	130	22,037	90.9%	67.5%
	平成 29 年度	24,015	2,056	0	2,056	7,912	8,549	5,369	129	21,959	91.4%	69.1%
	平成 30 年度	23,775	1,905	0	1,905	8,047	8,616	5,079	128	21,870	92.0%	70.6%
予	平成 31 年度	23,535	1,765	0	1,765	8,181	8,665	4,797	127	21,770	92.5%	72.1%
	平成 32 年度	23,244	1,636	0	1,636	8,316	8,701	4,465	126	21,608	93.0%	73.8%
	平成 33 年度	22,992	1,516	0	1,516	8,451	8,726	4,174	125	21,476	93.4%	75.3%
	平成 34 年度	22,740	1,405	0	1,405	8,585	8,744	3,882	124	21,335	93.8%	76.8%
	平成 35 年度	22,488	1,302	0	1,302	8,720	8,757	3,586	123	21,186	94.2%	78.3%
	平成 36 年度	22,236	1,206	0	1,206	8,855	8,767	3,286	122	21,030	94.6%	79.8%
	平成 37 年度	21,929	1,118	0	1,118	8,989	8,773	2,927	122	20,811	94.9%	81.6%
	平成 38 年度	21,677	1,036	0	1,036	9,124	8,778	2,618	121	20,641	95.2%	83.1%
	平成 39 年度	21,425	960	0	960	9,259	8,782	2,304	120	20,465	95.5%	84.8%
	平成 40 年度	21,173	889	0	889	9,394	8,784	1,987	119	20,284	95.8%	86.4%
	平成 41 年度	20,921	824	0	824	9,528	8,786	1,665	118	20,097	96.1%	88.1%

(計画目標年次：平成 41 年度)

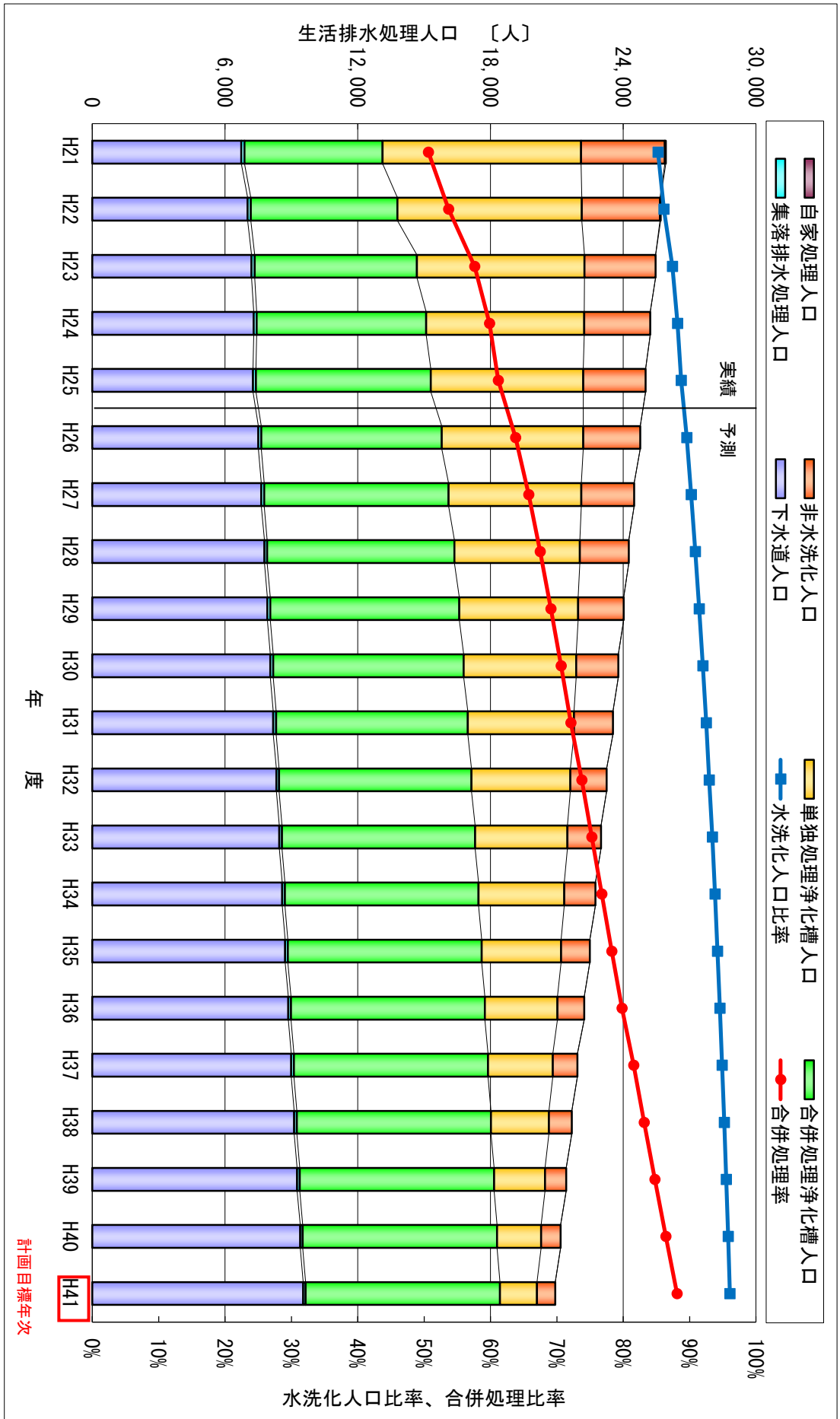


図 3-5-1 綾川町の各処理人口予測結果集計（計画収集人口）及び水洗化人口比率、合併処理率（平成 21 年度～平成 41 年度）

1-2 将来予測における水洗化人口比率及び合併処理浄化槽率について

綾川町の水洗化及び合併処理比率を国及び香川県の指標と比較したものを表 3-5-2 に示す。

水洗化人口比率では、綾川町の平成 25 年度実績は 88.7%であり、平成 24 年度の全国平均 93.0%より低い、香川県平均の 86.7%よりも高い値となっている。将来人口予測により、下水道人口及び合併浄化槽人口が増加すると予測した結果、計画目標年次である平成 41 年度には、綾川町の水洗化人口比率が 96.1%まで増加することとなり、全国の平成 24 年度の水洗化人口比率の水準を上回る。

最終的には、水洗化人口比率が 100%になるよう、町全域での下水道接続率の向上及び合併処理浄化槽の普及を推進していくことを目標とする。

表 3-5-2 全国、香川県及び綾川町の水洗化人口比率及び合併処理浄化槽率の比較

項 目	全国※ (平成 24 年度)	香川県※ (平成 24 年度)	綾川町	
			平成 25 年度 (実績)	平成 41 年度 (計画目標年次)
水洗化人口比率 (公共下水道+浄化槽+コミュニティプラント)	93.0%	86.7%	88.7%	96.1%
合併処理比率	82.9%	64.3%	61.2%	88.1

※ 全国及び香川県の水洗化人口比率及び合併浄化槽率は、「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」による。

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

2-1 下水道で処理する区域及び人口等

綾川町では、国道 32 号線沿線周辺の綾南処理区及び国道 377 号線沿線周辺の綾上処理区で平成 12 年度から公共下水道の供用を開始している。

町内の公共下水道地域については、図 3-5-3 に示す範囲となる。

処理人口は、平成 25 年度の 7,266 人から計画目標年次（平成 41 年度）には 9,528 人に増加すると予測された。現在、中讃流域下水道（大東川処理区）では、綾川町の都市計画の見直しに伴い下水道整備計画を変更しているが、全体計画のうち未整備区域については、順次計画に着手することとしている。

表 3-5-3 綾川町の下水道での処理を推進する区域及び人口等

下水道での処理を推進する区域		綾南処理区及び綾上処理区
人口	平成 25 年度 (実績)	7,266
	平成 41 年度 (計画目標年次)	9,528

2-2 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

合併処理浄化槽での処理を推進する区域は、図 3-5-3 に示す浄化槽整備地域（無着色）である。

綾川町は、市街地及び幹線道路を主体として設定されている下水道整備地域以外は、特に町南部において人口密度が小さい。このような地域では、下水道やコミュニティプラント等の集合処理よりも個別処理のほうが設置による効果が早期に現れるという利点があることから、積極的に合併処理浄化槽の設置を推進している。

合併処理浄化槽人口については、予測期間全体では減少傾向をたどると予測される。これは、合併処理浄化槽は今後も推進していくため、合併処理浄化槽人口も増加していくが、その一方で町人口が今後減少傾向となるため、これらを併せると全体的に減少していくと予測されるためである。

表 3-5-4 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

合併処理浄化槽での処理を推進する区域		下水道整備区域を除く町全域
人口	平成 25 年度 (実績)	7,902
	平成 41 年度 (計画目標年次)	9,694

2-3 コミュニティプラントで処理する区域及び人口等

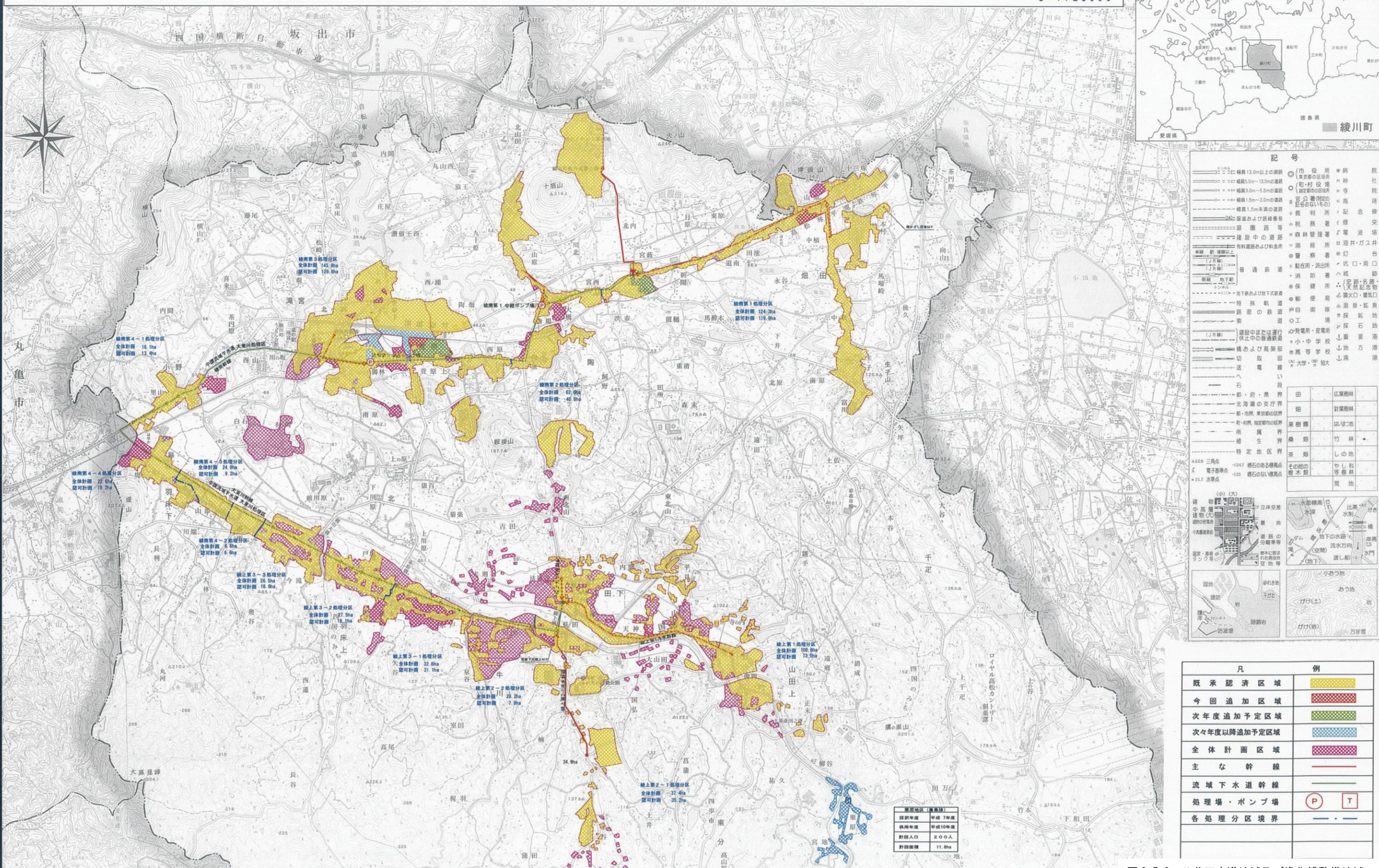
綾川町では、コミュニティプラントは現在設置されておらず、また、今後設置の計画がないことから、コミュニティプラントで処理する区域及び人口等はゼロである。

綾川町流域関連特定環境保公共下水道事業 使用承認区域図

【中讃流域下水道大東川処理区】

平成26年4月1日供用開始区域

S=1:25000



記号

二二二 幅員13.0m以上の道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 幅員5.5m-13.0mの道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 幅員3.0m-5.5mの道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 幅員1.5m-3.0mの道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 幅員1.5m未満の道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 幅員不明の道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 建設中の道路	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 有料道路および料金所	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 普通鉄道	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 地下鉄	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 特殊軌道	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 建設中または運行停止中の普通鉄道	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 橋および架設部	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 送電線	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 石段	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 田	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 畑	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 果樹園	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 雑草	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 茶畑	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 その他の農地	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 樹木園	○ (町) 役所	■ 神社
二二二 荒地	○ (町) 役所	■ 神社

凡例

凡	例
既承認済区域	黄色
今回追加区域	赤色
次年度追加予定区域	緑色
次々年度以降追加予定区域	青色
全体計画区域	網目
主な幹線	太線
流域下水道幹線	細線
処理場・ポンプ場	P T
各処理分区境界	点線

H26調製綾川町下水道課

図3-5-3 公共下水道地域及び浄化槽整備地域

第6節 施設及びその整備計画の概要

1. 下水道

綾川町の下水道は、国道32号線沿線の綾南処理区と国道377号線沿線の綾上処理区が整備されている。

綾川町に整備された中讃流域下水道（大東川処理区）は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的として、綾南地区が平成5年3月に、綾上地区が平成5年11月とともに中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道として、綾南地区は全体計画区域約384haのうち約110haの、綾上地区は全体計画区域約215haのうち約48ha事業計画の認可を受け、それぞれ下水道事業に着手した。その後下水幹線及び支線の整備が進められ、綾南地区は平成11年5月に、綾上地区は平成12年6月に供用を開始した。

綾南地区及び綾上地区とも事業着手後に区域の拡大、計画諸元の見直し、施行期間の延伸、流域下水道接続箇所追加などの変更を経て現在に至っており、最近では、平成25年3月に認可を受けた。これは、近年の少子高齢化に伴う人口の減少傾向が著しいため、将来の人口減少を考慮した事業計画区域面積を合計520.4haより513.3haに変更するものである。平成26年度現在の綾川町における下水道計画概要を表3-6-1に示す。

表 3-6-1 綾川町における下水道事業計画

項目		全体計画			事業計画			
計画年度		平成 40 年度			平成 29 年度			
排除方式		分流式			分流式			
行政人口 (人)	綾南	17,280			18,620			
	綾上	5,320			5,980			
	合計	22,600			24,600			
下水道計画 区域 (ha)	綾南	第 1	124.3			199.9		
		第 2	62.6			40.8		
		第 3	145.9			129.8		
		第 4-1	16.1			13.4		
		第 4-2	6.6			6.6		
		第 4-3	24.9			9.2		
		第 4-4	22.6			19.2		
		計	403.0			338.9		
	綾上	第 1	108.8			73.5		
		第 2-1	37.4			35.2		
		第 2-2	28.2			7.9		
		第 3-1	32.6			21.1		
		第 3-2	27.5			18.1		
		第 3-3	26.5			18.6		
計	261.0			174.4				
合計		664.0			513.3			
下水道計画 人口 (人)	綾南	第 1	2,600			2,660		
		第 2	950			950		
		第 3	2,470			2,510		
		第 4-1	170			180		
		第 4-2	100			110		
		第 4-3	380			150		
		第 4-4	350			310		
		計	7,020			6,870		
	綾上	第 1	1,650			1,510		
		第 2-1	300			270		
		第 2-2	170			190		
		第 3-1	350			370		
		第 3-2	210			230		
		第 3-3	200			220		
計	2,880			2,790				
合計		9,900			9,660			
計画汚水量 (m ³ /日)	綾南	第 1	① 1,110 ② 1,410 ③ 2,000	① 1,140 ② 1,440 ③ 2,040				
		第 2	① 490 ② 650 ③ 930	① 400 ② 510 ③ 720				
		第 3	① 1,400 ② 2,310 ③ 3,520	① 1,400 ② 2,320 ③ 3,530				
		第 4-1	① 320 ② 340 ③ 630	① 130 ② 150 ③ 240				
		第 4-2	① 50 ② 60 ③ 80	① 50 ② 60 ③ 90				
		第 4-3	① 170 ② 210 ③ 300	① 80 ② 90 ③ 140				
		第 4-4	① 160 ② 200 ③ 280	① 140 ② 180 ③ 250				
		計	① 3,700 ② 5,180 ③ 7,740	① 3,340 ② 4,750 ③ 7,010				
	綾上	第 1	① 660 ② 830 ③ 1,190	① 610 ② 760 ③ 1,090				
		第 2-1	① 800 ② 830 ③ 1,570	① 780 ② 800 ③ 1,530				
		第 2-2	① 140 ② 160 ③ 260	① 150 ② 170 ③ 270				
		第 3-1	① 140 ② 170 ③ 240	① 150 ② 180 ③ 260				
		第 3-2	① 480 ② 510 ③ 950	① 490 ② 520 ③ 960				
		第 3-3	① 90 ② 110 ③ 160	① 100 ② 120 ③ 170				
計	① 2,310 ② 2,610 ③ 4,370	① 2,280 ② 2,550 ③ 4,280						
合計		① 6,010 ② 7,790 ③ 12,110	① 5,620 ② 7,300 ③ 11,290					

※①日平均値、②日最大値、③時間最大値

資料：「綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画（中讃流域下水道大東川処理区）変更協議申出書（平成 25 年 3 月 香川県綾川町）」による。

2. 合併処理浄化槽

綾川町における合併処理浄化槽の整備計画を表 3-6-2 に示す。

合併処理浄化槽の整備計画は、現在まで「浄化槽設置整備事業」として実施しており、合併処理浄化槽を設置する個人に対し、国が交付する「循環型社会形成推進交付金」を利用した助成を行っている。「浄化槽設置整備事業」は、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

綾川町における「浄化槽設置整備事業」による浄化槽の設置基数について、表 3-6-2 に示す。綾川町の「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置は、平成 4 年度（旧綾南町、旧綾上町）から開始し、平成 25 年度までの設置基数は 2,003 基と年平均 95 基が整備されてきた。

現在の整備計画は、平成 27 年度までの計画であるが、現行の制度が継続するものとして、平成 27 年度以降についても、新たに整備計画を策定し、従来どおり合併処理浄化槽の設置を推進していく予定である。

表 3-6-2 綾川町の浄化槽設置整備事業※の概要

	実績	現計画
整備計画年次**	平成 4 年度 ～ 平成 25 年度	平成 23 年度 ～ 平成 27 年度
整備基数（基）	2,003 （総数）	400
全体整備計画人口（人）	8,219	1,353

※ 「循環型社会形成推進地域計画」による。

※※ 整備計画年次は、浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算し、最新の浄化槽設置整備事業の終了年次までを記載した。

3. その他の処理施設

1) 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設

綾川町では、下水道以外の集合処理として、栗原地区における農業集落排水処理施設が整備されている。

平成 26 年現在、処理対象人口は 133 人、地区の水洗化人口比率は 94.0%となっており、対象地区の生活排水は、そのほとんどが同施設により処理されている。

表 3-6-3 栗原地区農業集落排水処理施設概要

名 称		栗原地区農業集落排水処理施設
供用開始		平成 10 年 4 月
対象地域		綾川町山田上の一部及び東分の一部
計画面積		11.8ha
整備 模 式	定住人口（人）	187（133）
	流入人口（人）	13（11）
	処理対象戸数（戸）	49（44）
	計画 1 日平均汚水量（m ³ /日）	54（25）
	計画時間最大汚水量（m ³ /h）	7
	管路延長（m）	2,215（補助分） 771（非補助分）

※（ ）は平成 26 年 4 月 1 日現在の値

2) コミュニティプラント

コミュニティプラントについては、平成 26 年度現在では、将来設置する計画策定していない。

コミュニティプラントは、地方公共団体、公社、公団等の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設（地域し尿処理施設）であり、設置、維持管理を市町村が行うものである。

環境省によると、「循環型社会形成推進交付金事業」の対象となるコミュニティプラントは、処理人口が 100 人を超えるものとされている。

第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画

日常生活において、炊事、洗濯、入浴、し尿などにより生活排水は発生する。個別の住宅等からの排水量は少なくとも、地域全体で考えると、相当量の排水が周辺環境に排出されることになる。

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められるが、この排出抑制は地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要がある。

本節では、生活排水の排出抑制における行政、住民、事業者がとるべき方策について、また、生活排水処理に係る再資源化について述べる。

1) 行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動が挙げられる。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、PR用資材（ポスター、パンフレット）による普及啓発活動に努める。

2) 住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられる。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置による固形物の排出防止
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

などが挙げられる。

また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していないくみ取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める。尚、浄化槽については、定期的な清掃や法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要である。

3) 事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、事業所における使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることである。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要がある。

4) その他民間活用による方策

現在の生活排水処理については、民間資本活用型社会資本整備（PFI）があり、集落排水処理施設やコミュニティプラントの設置及び維持管理に民間資本を活用するものである。

合併処理浄化槽の設置についても、PFI の導入は検討されている事例があり、主な効果として、

- ①浄化槽の設置・保守点検・清掃等の業務の一元化による市町村のコスト縮減
- ②浄化槽の面的整備の促進による水質改善
- ③民間事業者の資金・専門的知識を活用することによる地元企業・地域経済の活性化

が挙げられている。

5) 生活排水処理に係る再資源化について

生活排水処理に係る再資源化については、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設において行われている例がある。

処理施設における再資源化物としては、処理後に発生する汚泥が挙げられ、一般的には堆肥化が多く行われている。

また、近年では、リン資源を枯渇から回避するため、リンの回収をし尿及び浄化槽汚泥の処理施設で行う技術も確立されている。

第8節 し尿・汚泥の処理計画

生活排水処理のうち、個別処理である浄化槽で発生する汚泥及び汲み取りは、一般廃棄物としてし尿処理施設又は汚泥再生処理センターで処理される。綾川町では、合併処理浄化槽の設置推進により、浄化槽汚泥量が増加し、し尿が減少する傾向にある。

本節では、人口予測結果を踏まえ、将来のし尿・浄化槽汚泥の収集量及び処理量の予測を示す。

1. 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画として、計画目標年次における収集量を設定した。尚、収集・運搬の方法については、現在の収集運搬業者及び収集範囲が将来的に継続されるものとした。計画収集範囲は下水道接続地域を除く綾川町全域である。集合処理として農業集落排水処理施設があるが、ここからの汚泥は一般廃棄物としてし尿処理施設で処理されるため、計画収集範囲に含めるものとする。

収集量の予測は、第5節で示した各処理人口の予測、し尿・浄化槽汚泥の収集原単位の予測を用いて年間の収集量として算出されたものである。

収集量予測の手順を図3-8-1に示す。

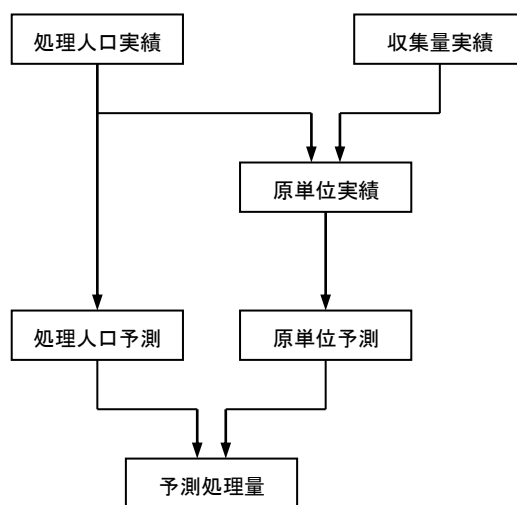


図3-8-1 収集量予測手法

1) 収集原単位予測

収集原単位の予測は、過去の収集実績から、し尿及び浄化槽汚泥の収集原単位を算出し、それをもとに将来の収集原単位を予測している。

し尿及び浄化槽汚泥収集原単位予測を表 3-8-1 に示す。

し尿及び浄化槽汚泥収集原単位は、平成 25 年度までの実績により、し尿、合併処理浄化槽汚泥の原単位は増加傾向をたどると予測した。

し尿原単位の増加要因として、非水洗化人口は減少するが、簡易水洗トイレの普及により 1 人当たりの収集量の増加が考えられる。一方、浄化槽汚泥原単位の増加要因としては、戸別浄化槽の収集量は一定であるが、世帯人口が減少していくと、1 人当たりの収集量が増加すると考えられることや下水道区域でない場所への観光客の流入や施設（店舗、企業等）の設置の可能性、浄化槽法定検査受験率（平成 25 年度 綾川町 55.5%）が今後向上すると、浄化槽の清掃が適切に行われ、収集量が増加する可能性があることなどが挙げられる。

計画目標年次である平成 41 年度ではし尿 2.75（平成 25 年度 1.70）L/日、合併処理浄化槽汚泥 0.77（同 0.75）L/日と予測した。一方、単独処理浄化槽汚泥原単位は、減少傾向となり、平成 41 年度では 0.25（同 0.33）L/日と予測した。尚、集落排水汚泥については、現在まで毎年 75kL を収集しているため、今後も収集量は変わらないこととして原単位を求めた。収集量が一定のため、集落排水人口は、総人口と同様に減少傾向をたどるが、原単位は増加すると予測した。

表 3-8-1 綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位予測（平成 21 年度～平成 41 年度）

単位：L/人・日

年 度	し尿	浄化槽汚泥		集落排水 汚泥		
		合併	単独			
実 績	平成 21 年度	1.45	0.49	0.74	0.32	1.38
	平成 22 年度	1.53	0.54	0.79	0.35	1.44
	平成 23 年度	1.74	0.50	0.71	0.30	1.44
	平成 24 年度	1.66	0.52	0.72	0.31	1.54
	平成 25 年度	1.70	0.55	0.75	0.33	1.54
予 測	平成 26 年度	1.81	0.55	0.74	0.29	1.56
	平成 27 年度	1.87	0.56	0.74	0.29	1.57
	平成 28 年度	1.93	0.57	0.74	0.29	1.58
	平成 29 年度	1.99	0.58	0.75	0.29	1.59
	平成 30 年度	2.06	0.59	0.75	0.29	1.61
	平成 31 年度	2.12	0.60	0.75	0.29	1.62
	平成 32 年度	2.18	0.61	0.76	0.29	1.63
	平成 33 年度	2.25	0.62	0.76	0.29	1.64
	平成 34 年度	2.31	0.63	0.77	0.29	1.66
	平成 35 年度	2.37	0.64	0.77	0.29	1.67
	平成 36 年度	2.44	0.65	0.77	0.29	1.68
	平成 37 年度	2.50	0.66	0.77	0.29	1.68
	平成 38 年度	2.56	0.67	0.77	0.28	1.70
	平成 39 年度	2.62	0.68	0.77	0.27	1.71
	平成 40 年度	2.69	0.69	0.77	0.27	1.73
	平成 41 年度	2.75	0.70	0.77	0.25	1.74

（計画目標年次：平成 41 年度）

2) 収集人口予測

収集人口は、第5節で予測した各処理人口を用いる。収集人口予測を表3-8-2に示す。

し尿収集人口は、処理人口予測のうち、非水洗化人口の計画収集人口と同一である。尚、自家処理人口はこれに含まれない。

一方、浄化槽汚泥収集人口は水洗化人口のうち、下水道人口を除いたものである。計画目標年次である平成41年度におけるし尿収集人口は824人、浄化槽汚泥収集人口は、合併処理浄化槽が8,786人、単独処理浄化槽が1,665人、農業集落排水処理人口が118人と予測した。

表3-8-2 綾川町の収集人口*予測（平成21年度～平成41年度）

単位：人

年度	し尿	浄化槽	浄化槽		
			合併	単独	集落排水
平成21年度	3,822	15,364	6,239	8,976	149
平成22年度	3,569	15,112	6,637	8,332	143
平成23年度	3,211	15,048	7,324	7,581	143
平成24年度	2,981	14,941	7,658	7,150	133
平成25年度	2,816	14,931	7,902	6,896	133
平成26年度	2,583	14,683	8,157	6,394	132
平成27年度	2,394	14,459	8,329	5,999	131
平成28年度	2,218	14,260	8,456	5,674	130
平成29年度	2,056	14,047	8,549	5,369	129
平成30年度	1,905	13,823	8,616	5,079	128
平成31年度	1,765	13,589	8,665	4,797	127
平成32年度	1,636	13,292	8,701	4,465	126
平成33年度	1,516	13,025	8,726	4,174	125
平成34年度	1,405	12,750	8,744	3,882	124
平成35年度	1,302	12,466	8,757	3,586	123
平成36年度	1,206	12,175	8,767	3,286	122
平成37年度	1,118	11,822	8,773	2,927	122
平成38年度	1,036	11,517	8,778	2,618	121
平成39年度	960	11,206	8,782	2,304	120
平成40年度	889	10,890	8,784	1,987	119
平成41年度	824	10,569	8,786	1,665	118

*自家処理人口を除く。

(計画目標年次：平成41年度)

3) 収集量予測

収集原単位予測及び補正を加えた収集人口予測結果より算出した年度別収集量の予測結果を表 3-8-3 及び図 3-8-3 に示す。

し尿収集量は、収集原単位は増加すると予測されたが、非水洗化人口が減少傾向をたどると予測されたことから、減少傾向をたどると予測されている。一方、浄化槽汚泥収集量は、収集原単位、合併処理浄化槽人口が増加するため、当面は増加傾向になるが、平成 30 年度以降は減少傾向に転じる。これは、合併処理浄化槽人口は増加するが、増加量は徐々に減少すると予測されたことに加え、単独処理浄化槽人口、農業集落排水処理人口が減少するため、浄化槽人口全体としては減少することによるものである。

この結果全収集量は減少傾向をたどり、計画目標年次である平成 41 年度の全収集量は 3,527kL と予測された。

表 3-8-3 綾川町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果※
(平成 21 年度～平成 41 年度)

単位：kL

年 度		し尿及び浄化槽汚泥					
		合 計	し尿	浄化槽汚泥			
				合併	単独	集落排水	
実 績	平成 21 年度	4,800	2,001	2,799	1,688	1,036	75
	平成 22 年度	5,029	1,977	3,052	1,923	1,054	75
	平成 23 年度	4,838	2,042	2,796	1,889	832	75
	平成 24 年度	4,710	1,810	2,900	2,012	813	75
	平成 25 年度	4,817	1,748	3,069	2,167	827	75
予 測	平成 26 年度	4,654	1,706	2,948	2,191	682	75
	平成 27 年度	4,589	1,634	2,955	2,242	638	75
	平成 28 年度	4,529	1,562	2,967	2,287	605	75
	平成 29 年度	4,467	1,493	2,974	2,325	574	75
	平成 30 年度	4,409	1,432	2,977	2,358	544	75
	平成 31 年度	4,342	1,366	2,976	2,386	515	75
	平成 32 年度	4,261	1,302	2,959	2,406	478	75
	平成 33 年度	4,193	1,245	2,948	2,426	447	75
	平成 34 年度	4,117	1,185	2,932	2,442	415	75
	平成 35 年度	4,038	1,126	2,912	2,456	381	75
	平成 36 年度	3,963	1,074	2,889	2,466	348	75
	平成 37 年度	3,868	1,020	2,848	2,468	305	75
	平成 38 年度	3,784	968	2,816	2,473	268	75
	平成 39 年度	3,699	918	2,781	2,475	231	75
	平成 40 年度	3,616	873	2,743	2,475	193	75
平成 41 年度	3,527	827	2,700	2,471	154	75	

※自家処理量を除く。

(計画目標年次：平成 41 年度)

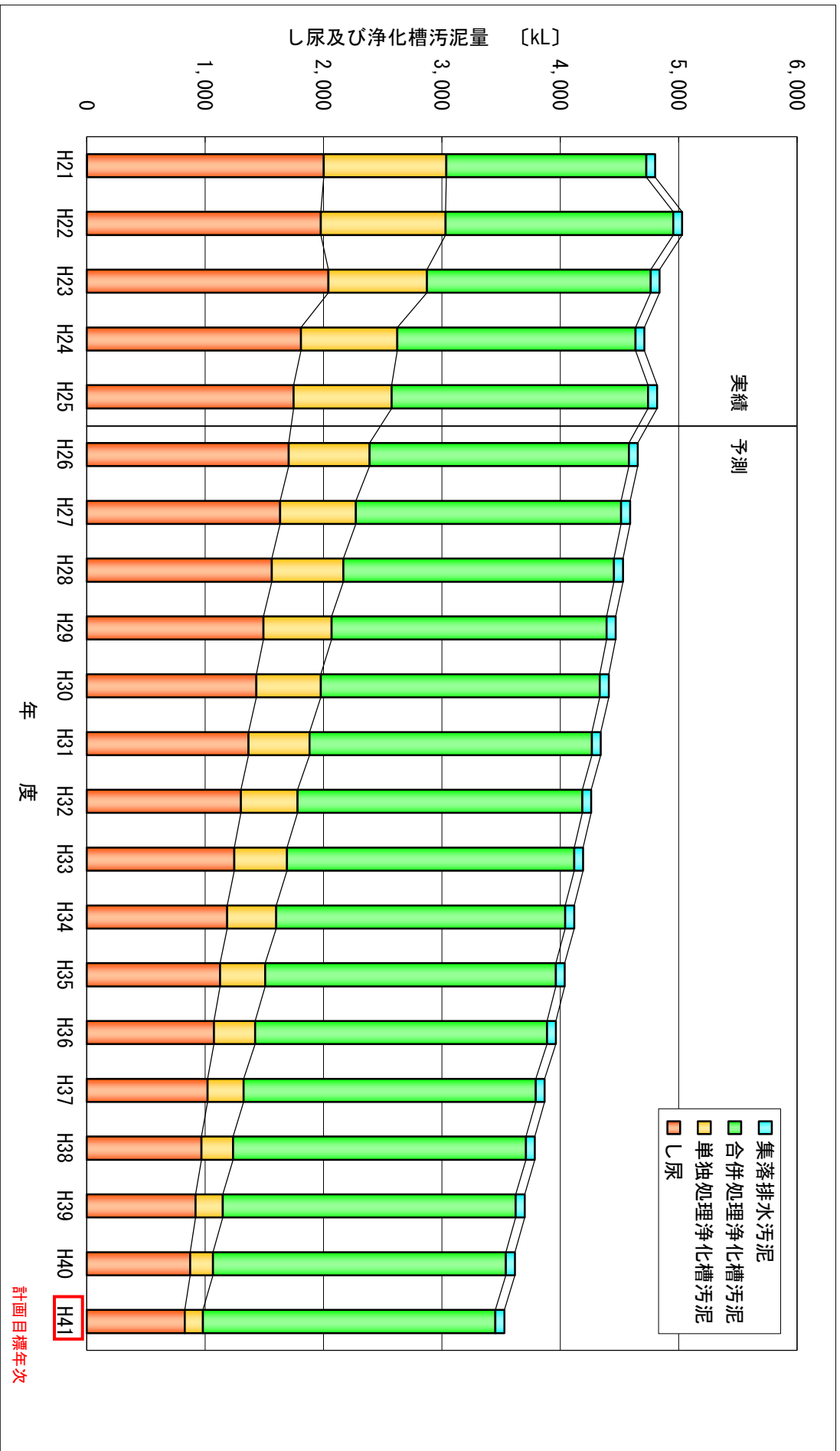


図 3-8-3 綾川町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果（平成 21 年度～平成 41 年度）

2. 中間処理及び最終処分計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は処理施設で浄化する。また、処理の過程では、固液分離により生じたし渣、汚泥等があり、これらも処理することとなる。

綾川町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在高松市にある高松市衛生処理センターで処理されている。

高松市衛生処理センターは、昭和 62 年 4 月に旧高松地区広域市町村圏振興事務組合所管の施設として稼働を開始したし尿処理施設であり、その後市町村合併等による組合の解散後高松市に移管されている。綾川町では、旧組合から引き続き同センターにし尿処理を委託している。尚、綾川町からのし尿及び浄化槽汚泥は、高松市国分寺町にあるし尿中継施設（容量 500m³）に投入された後、高松市衛生処理センター中継所を経て、高松市亀水町の高松市衛生処理センターに運ばれ、処理されている。平成 28 年度からは、高松市衛生処理センター中継所から東部下水処理場に送られ、下水道との共同処理を行うこととなる。

また、東部下水処理場で処理された脱水汚泥は、セメント工場に搬出し、セメント原料として、また一部は肥料製造のコンポスト原料として再利用されている。

尚、処理工程で生じたし渣は、一般廃棄物焼却施設で焼却されている。

綾川町のし尿及び浄化槽汚泥処理については、今後もこの体制を維持することとする。

第9節 その他の施策

1. 住民に対する広報・啓発活動

住民に対する広報及び啓発活動としては、合併処理浄化槽設置の推進を行っているため、設置費用の補助制度（「浄化槽設置整備事業」等）を条例化し、周知と利用を町広報にて行っている。

地域住民に対する積極的な広報・啓発活動としては、広報による浄化槽設置のための助成制度についての周知と公募が挙げられる。また、環境省・国などの普及・啓発ツールを使用し、教育機関における環境学習において利用することも働きかけていく。

2. 地域に関する諸計画との関係

綾川町で行われている流域下水道事業は、整備区域周辺の自然環境と良好な生活環境の維持を目指して実施されているが、この目的が達成され、長期にわたって維持されるためには、地域住民がこれらの趣旨を深く理解し、下水道処理に加入することにより、公益事業として健全な会計状態を維持し、管渠設備及び終末処理場が適正に維持管理されていく必要がある。

また、下水道整備区域以外の地域では、個別処理である合併処理浄化槽の整備により自然環境及び生活環境の保全を目指している。

本計画は、上位計画である「第一次綾川町総合振興計画」の趣旨を踏まえ、具体的な目標値を掲げることにより、生活排水処理の適正化とそれによる自然環境及び生活環境の保全を目指す。

第4章 まとめ

本計画では、綾川町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び香川県における計画に沿った将来計画を策定した。計画においては、現状における課題の克服と将来の目標について、以下のような内容を掲げ、これらの実現に向けて計画を推進することとする。

1. ごみ量の削減と分別収集の推進

綾川町の家庭系ごみはやや増加傾向であり、今後も当分はこの傾向が維持されていくと予測されるため、削減目標を設定し、それを達成すべく、ごみ排出抑制、再生利用の推進について、事業系ごみの削減も併せて削減方法の検討、環境教育や自然環境保全活動を通じて普及啓発を行う。

また、現在資源化については、約 21.8%という資源化率を上げている。これは住民をはじめとする排出者の協力や集団回収への協力によるところが大きいが、現状を維持し、全体ごみに対する資源化率を向上させるべく、住民、事業者に対しては、現在の資源化率の維持及び収集区分の徹底への協力要請を行っていく。

2. ステーション設置要件の見直しと高松市の受入区分の見直し

綾川町においては、ステーション数が 21 世帯に 1 箇所と全国平均よりも高い水準で設置されているが、これは自治会への参加の有無により住民がステーションを使用できない事案に対応するため、ステーションの設置戸数要件を引き下げているためである。ステーションの増加による種々の弊害を避けるため、今後はステーション設置要件の見直しを行う。

また、収集区分については、従来家庭から排出される一時大量ごみ等の直接搬入ができない状態が続いていたが、高松市との協議により、これを見直すとともに、高松市西部クリーンセンターへの受入品目を拡大することとした。排出者には、新たな制度に対して理解を深め、自己直接搬入において節度を持ち、適正な搬入が望まれる。

3. 最終処分場の整備と他の自治体からの搬入への対応

綾川町一般廃棄物最終処分場は、残余容量のひっ迫により、最終処分場の整備計画が急務となっていたが、現在の最終処分場周辺住民の理解と協力を得て、現在の最終処分場の容量向上のための整備を行い、平成 46 年度まで埋立期間を延長する計画である。今後は具体的な計画を進めていくが、引き続き、地元住民及び高松市との協議を重ねていく方針である。

また、本町への一般廃棄物の受け入れに対する環境保全協力金条例の適用が続いている現状を憂慮し、本町における一般廃棄物処理計画との調和を図り、環境負荷に対する段階的な負担増等を考慮した新たな制度を検討する。

4. 公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進

高松市に近い都会的な市街部と農業地域及び山林が混在する綾川町の生活排水処理施設は、国道 32 号線及び国道 377 号線沿線において、平成 11 年度から中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道の供用を開始しているが、今後の処理区域が拡張されるのに伴い、町としても水洗化を推進し、下水道接続率を向上させることにより、自然環境及び生活環境保全、並びに下水道事業の健全化を目指す。

他の地域では、集合処理としては、栗原地区農業集落排水処理施設が整備されているが、こちらは対象地区内の整備がほぼ完了しており、今後は適正な維持管理により良好な水質の維持を図る。また、個別処理では、合併処理浄化槽の設置を推進していく。町では、現在までに 6 割を超える合併処理率を達成しているが、生活雑排水の完全処理化を目指して住民への合併処理浄化槽に対する理解と助成制度に対し、一層の普及啓発を行い、新築住宅のみならず、既存の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。